

平成 26 年

第 1 回定例輪之内町議会会議録

平成 26 年 3 月 6 日 開会

平成 26 年 3 月 14 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月6日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明、施政方針	3
議第1号(提案説明・質疑・討論・採決)	17
議第2号(提案説明・採決)	19
議第3号(提案説明・質疑・委員会付託)	20
議第4号(提案説明・質疑・委員会付託)	25
議第5号及び議第6号(提案説明・質疑・委員会付託)	28
議第7号及び議第8号(提案説明・質疑・委員会付託)	30
議第9号(提案説明・質疑・委員会付託)	32
議第10号から議第12号まで(提案説明・質疑・委員会付託)	41
議第13号及び議第14号(提案説明・質疑・委員会付託)	45
議第15号(提案説明・質疑・討論・採決)	49
議第16号(提案説明・質疑・討論・採決)	54
議第17号(提案説明・質疑・討論・採決)	55
議第18号(提案説明・質疑・討論・採決)	58
議第19号から議第21号まで(提案説明・質疑・委員会付託)	60
議第22号(提案説明・質疑・委員会付託)	66
議第23号(提案説明・質疑・委員会付託)	68
議第24号(提案説明・質疑・討論・採決)	69
議第25号(提案説明・質疑・討論・採決)	70
議第26号(提案説明・質疑・討論・採決)	74
議第27号(提案説明・質疑・討論・採決)	75

散会	78
3月14日	
議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	80
説明のため出席した者	80
職務のため出席した事務局職員	80
開議	81
諸般の報告	81
一般質問	81
1番 上野賢二議員	81
9番 森島正司議員	85
6番 田中政治議員	97
2番 浅野常夫議員	104
議第3号から議第14号まで及び議第19号から議第23号まで (委員長報告・質疑・討論・採決)	107
閉会	133
会議録署名議員	134

平成26年3月6日開会 第1回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成26年3月6日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明、施政方針
- 日程第6 議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議第3号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議第4号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議第5号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第6号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第7号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第8号 平成25年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第9号 平成26年度輪之内町一般会計予算
- 日程第15 議第10号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議第11号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議第12号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第18 議第13号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第14号 平成26年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第20 議第15号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第16号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第17号 輪之内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第18号 輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第19号 輪之内町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第25 議第20号 輪之内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第26 議第21号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

(午前9時00分 開会)

○議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成26年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、1番 上野賢二君、6番 田中政治君を指名します。

○議長（高橋愛子君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から3月14日までの9日間と決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成25年度11月分、12月分及び1月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第5、町長提案説明、施政方針。

本日の上程議案について、町長から議案説明並びに施政方針を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

3月に入り、ようやく寒さも遠のいて春の息吹を感じるようになりました。議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成26年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

今議会開会に当たり、平成26年度の町政運営について私の所信の一端を申し上げて、御理解を賜りたいと思います。

昨年は東京オリンピックの開催決定、リニア新幹線の中津川駅の設置決定など、明るい話題が多々ございました。今年に入りましても、ロシアのソチで開催されました冬季オリンピックでの日本選手の活躍ぶり、大いに感動を受けたところでございます。

ただ、一方で、日中・日韓の外交的対立は鎮静化の兆しが見えず、その他の国際情勢を見渡してみても局地紛争は絶え間がない状況であります。タイ、ウクライナ等の政情不安による混乱が世界に波及する様相を呈しており、2008年の米ロの新冷戦にも対比し得るような一触即発の状況となっております。

また、アメリカのFRB（連邦準備制度理事会）の量的緩和の縮小による新興国経済の成長鈍化が懸念されており、その動向が我が国の経済にどのような影響を及ぼすのか、目を離せない状況となっております。

そんな中で、昨今、アベノミクスに対する信認が揺らぎ、その評価にやや疑問符がつき始めているとの報道が、国内はもとより、国外でも駆けめぐり始めております。このことは、日本の株式市場にも如実にあらわれております。当分は株価の動向からも目を離せない状況が続くものと思っております。

昨年10月から12月期の日本の国内総生産（GDP）1次速報値によりますと、経済の拡大均衡を目指す政府の意を酌んだ日銀が大規模な資産買い入れを進めたにもかかわらず、前期からの成長率は0.3%と予想の半分にも達しなかったことが明らかになっております。また、物価が過去1年間で1.3%上がったのに対し、労働者の総賃金は0.8%しかふえておらず、所定内給与は、賞与や残業代ほどのふえ方をしていない状況であるとの報道がされているのは周知のとおりであります。

アベノミクスの金融緩和、財政出動に続く第3の矢として知られる構造改革、これは財政負担の軽減や労働市場の流動化、起業しやすくする環境整備などが狙いであるわけですが、実際には将来に期待できない消費者の性向や、企業の自律的成長がまだであり、期待どおり物価が上昇する展開にはなっていないというのが現状であります。これらは消費税率引き上げ前の話でありまして、4月の増税後、消費者の買い控えなどにより需

要の伸びは一段と抑えられることも予想され、先行きは余り楽観ができないのではないかと考えられます。

このような状況下で国の平成26年度予算編成では、成長と健全化を両立させ、「強い経済と豊かで安心な日本」の実現を図るため、「デフレ脱却・日本経済再生に向けた取り組みのさらなる推進」を第一に掲げ、成長型の予算となる一方で、無駄を最大限に縮減することを重点に置き、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指すこととしております。

また、民間活力の最大限の発揮、新たな成長分野の開拓、グローバル化を生かした成長を実現するため、「強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現」を目標に、各府省が縦割りを排して連携し、政府を挙げて全力で取り組むこととしております。

国が経済の再生に向け、公共事業中心の需要喚起の政策を進める一方で、地方自治体は、互いに生き残りをかけた競争の時代となっており、輪之内町でもそれらへの的確な対応のために、行財政の「運営」から「経営」にシフトしていることは御案内のとおりであります。

現在、当町では、「輪之内町第5次総合計画」に掲げる施策の実現を目指した予算編成を行っております。輪之内町のまちづくりは、議員の皆様方とも認識を同じくしながら、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現に向けて推進をしていきたいと考えております。

さて、輪之内町の平成26年度の重点施策は、引き続き、町政2期目のマニフェストとして掲げました「安全・安心・快適な輪之内」「地域情報化の推進を」「みんなが働きやすいまちづくりを」「暮らしやすいまちづくり」などの全8項目を、総合計画や各種行政計画との整合性を堅持しつつ、着実な実現を目指す政策として予算編成をしております。改めて御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

それでは、提出議案の概要を順次御説明を申し上げます。

最初に、平成26年度輪之内町一般会計予算及び特別会計予算の概要を申し上げます。

議第9号 平成26年度輪之内町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億2,500万円でございます。

以後は、第5次総合計画の基本計画に掲げる6項目の基本方針に沿って、新規事業を中心に主要事業を交えながら御説明を申し上げます。

まず、「環境にもっと優しいまちづくり」では、リサイクルや不法投棄の対策等の環境を守る意識の向上、住民参加による協働事業として、各種環境保全活動の充実や、自然エネルギーを利活用し、環境負荷の低減を目指すもので、この分野における総事業費は3億9,998万9,000円であります。

新規及び主要事業は、地域協働水質改善事業、生ごみ処理機購入事業、雨水貯留施設設置補助金交付事業、住まいる住宅助成金交付事業、公共下水道事業への繰出金等の事

業でございます。

地域協働水質改善事業は、地域の小河川が抱えている濁りなど河川環境保全上の課題に対して、地域住民・事業者・行政が一体となって行う河川の水質改善に取り組む活動であります。平成24年度からの5カ年事業として県に採択されましたので、県と共同で水質改善のソフト事業に取り組むものであります。この活動の最終目標は、揖斐川からの導水、地下水のくみ上げ等により、河川の上流から環境用水を放流し、水質の透明度を向上させるところにあります。今年度は、河川に花いかだ等の植生帯を設置、さらには、非かんがい期における地下水を利用した導水実験調査結果に基づき、水質改善実施計画を策定いたします。

生ごみ処理機購入事業では、資源分別ステーションのエコドームに現在2基設置しております生ごみ処理機が利用者の増加により処理能力が追いつかないため、さらに増設をすることで処理能力の向上を図るものでございます。

雨水貯留施設設置補助金交付事業では、住宅等の敷地内に雨水を貯留する施設を設置する費用の一部を助成いたします。雨水の流出抑制による浸水被害の軽減を主たる目的にしております。

住まいる住宅助成金交付事業は、公共下水道への接続の居住環境整備工事やバリアフリー工事など住宅改修工事に係る費用の一部を助成し、住宅等の耐久性、居住性の向上を図り、快適な居住環境を創出するものであります。

公共下水道事業への繰出金は、下水道事業の円滑な推進及び下水道会計の安定運営と健全化を図るため、特定環境保全公共下水道事業特別会計への財政支援を行うものであります。

次に、「安全・安心なまちづくり」では、福東排水機場において待望の4号ポンプの据えつけが終わり、この15日に完成式典が行われます。これで豪雨に対しての備えが一層強化されたと思っておりますが、さらに南海トラフによる大規模地震等に備えるため、防災意識や防犯意識の向上、新たなコミュニティーの形成による地域防災力の強化を目指すほか、災害時における避難所の整備に努めるもので、総事業費は1億8,336万9,000円であります。

新規及び主要事業は、防災備蓄品及び災害時非常食購入事業、防災士育成補助金交付事業、道路ストック総点検事業、小型動力ポンプ付消防積載車購入事業、木造住宅耐震化促進事業などを掲げております。

防災備蓄品及び災害時非常食購入事業は、災害時の町民の安全・安心の確保と一層の防災体制の充実を図るため、毛布やおむつ、飲料水袋などの防災備蓄品やアルファ米や乾パン、ミネラルウォーターなどの災害時に備える非常食を購入するものであります。

防災士育成補助金交付事業では、防災対策の啓発や、災害時に迅速かつきめ細かな対応ができるよう、防災事業に貢献する防災士の資格取得に係る費用の一部を助成し、地

域防災力の向上を図るものであります。

道路ストック総点検事業は、道路等の安全性を確保するため、路面や標識、橋梁の状態を確認し、今後の補修等の候補箇所を抽出するものであります。

小型動力ポンプ付消防積載車購入事業は、消防備品の水準維持と機動力の向上を図るため、第3分団第1班の小型動力ポンプと同積載車を更新するものであります。

木造住宅耐震化促進事業は、大切な人命と資産を守る建物とするため、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象に、耐震診断や耐震補強工事に係る費用の一部を助成してまいります。

次に、「みんなが元気で働けるまちづくり」では、農地と農地以外の効率的・効果的な土地利用、企業誘致や観光戦略、町の総合的な発展に資するインフラ整備などを目指すもので、総事業費は4億4,436万6,000円であります。

新規及び主要事業は、町道23218号線改良事業、農地基盤整備事業、御膳米のお酒醸造事業、はつしも販路拡大事業及び輪之内軽トラ朝市実施事業などであります。

町道23218号線改良事業は、通行者の安全・安心と地域交通の利便性の向上を図るため、揖斐川左岸堤の南波から福東大橋までの区間を2車線化するものであります。この事業は、平成25年度中に国が堤防の天端拡幅をする予定でありますので、平成26年度において町が舗装工事を施工いたします。なお、福東大橋より下流につきましても、国により堤防拡幅が行われ、県が舗装工事を施工する予定となっております。

農地基盤整備事業では、担い手組織への農地の集積を図ることを目的に、ほ場の畦畔除去、均平工事を施工し、ほ場を大区画化して農地の利用集積を促進いたします。この事業は、現在、県営農業基盤整備促進事業として県が工事の施工しておりますが、町単独事業分も工事の施工をいたします。

御膳米のお酒醸造事業は、町内の営農組合が今年約100ヘクタールを作付する予定になっております、輪之内町のお米「徳川将軍家御膳米」を広く周知するため、御膳米で醸造したお酒を1,000本生産いたします。

また、はつしも販路拡大事業では、各種イベントに参加し、御膳米をPRすることにより、消費の拡大や新たな販売ルートの確保を目的として実施いたします。

輪之内軽トラ朝市実施事業は、昨年度に引き続き、町の農業及び商業振興対策の一つとして、農産物や特産品等を持ち寄り、販売する機会と場所を生産者に提供するものであります。毎月、第2・第4日曜日に開催しておりますが、現在では77名の方が登録・販売をされており、農産物等の生産意欲の向上や地産地消に役立っておるものと考えております。

次に、「もっとぬくもりのある支え合いのまちづくり」では、ボランティア人材の確保や拡大、支え合いネットワークの構築、住民と行政の協働体制の確立、高齢者・障がい者福祉施策や子育て支援の充実を目指すもので、総事業費は9億7,783万6,000円であ

ります。

新規及び主要事業では、B型肝炎ウイルス等予防接種事業、肺がん検診費助成事業、障がい者計画及び障がい福祉計画策定事業、子ども・子育て支援計画策定事業、地域人権啓発活動活性化事業などであります。

B型肝炎ウイルス等の予防接種事業では、疾病の予防体制を充実するため、小学校就学前の乳幼児を対象に、おたふく風邪、水ぼうそう、インフルエンザのワクチンによる予防接種費用の一部を助成しておりますが、新たにB型肝炎ウイルス、ロタウイルスのワクチンによる予防接種費用の一部を助成いたします。これにより、乳幼児期に必要な予防接種は、全て助成の対象となります。

肺がん検診費助成事業は、現在は検診車で検診を実施しておりますが、検診を受けやすくするため、かかりつけ医等でも受けられるように拡大をし、受診体制を整備するものであります。

障がい者計画及び障がい福祉計画策定事業は、法律に基づく計画に沿いつつ、障がい者やその家族等からの相談に応じるネットワークを構築するなどのサービスの提供を充実し、障がい者の自立や日常生活を支援するため、平成25年度に実施いたしましたニーズ調査結果に基づいて、両計画を安八郡で共同で策定をする予定であります。

子ども・子育て支援計画策定事業は、地域子育て支援体制の強化や児童福祉施設の従事など総合的に推進するため、これも平成25年度に実施したニーズ調査結果に基づき、計画を策定するものであります。

地域人権啓発活動活性化事業は、人権尊重の理解と意識の高揚を図るため、2市9町が所属する大垣人権啓発活動地域ネットワーク協議会の研修会等が当町で開催されます。開催にあわせて人権啓発講演会やイベント啓発活動、人権の花運動を実施するものであります。

次に、「生涯生き生きと学習のできるまちづくり」では、ハード・ソフト両面の学校教育環境の整備や、生涯学習環境の充実、学校・地域・家庭の連携強化による青少年健全育成などを目指すものであり、総事業費は2億5,472万円であります。

新規及び主要事業は、留守家庭児童教室開設事業、仁木小学校大規模改修事業、輪之内中学校屋内運動場天井等耐震点検事業、情報教育推進事業、図書館外壁・屋根等の改修事業であります。

留守家庭児童教室開設事業は、平成10年度より仕事等で保護者が家を留守にするため適切な保護が受けられない児童を対象に、各小学校において開設をしております。これまで小学校1年生から3年生まで、おおむねその児童を対象としておりましたが、基準を拡大し、平成26年度より小学校6年生まで対象といたします。

仁木小学校大規模改修事業では、校舎が築30年を経過し、老朽化が進んでおり、施設を改善し、教育環境の整備をする必要があるため全面改修をするものであります。平成

26年度に設計業務を実施し、平成27年度、28年度の2カ年にわたり工事を施工する予定であります。

輪之内中学校屋内運動場天井等耐震点検事業は、施設の安全を確保するため、天井落下防止対策として耐震点検を実施し、その点検結果に基づき、落下防止工事を施工する予定であります。

情報教育推進事業は、児童・生徒が情報化社会に対応できるよう、かねてより推進をしておりますが、今年度は、輪之内中学校パソコン室のパソコンや、小・中学校の普通教室の映像システム等を更新し、教育環境の向上に努めてまいります。

図書館外壁・屋根等の改修事業は、利用者の安全を確保するため、昨年度に引き続き改修するものであります。現在、西面と南面を改修しておりますので、平成26年度は東面と北面を改修いたします。

次に、「豊かで安定した経営ができるまちづくり」は、企業誘致による雇用の創出と就業者の定住、地方税の増収による自主財源比率の向上、健全かつ効果的・効率的な財政運営などを指すもので、事業費は7億9,477万2,000円であります。

新規及び主要事業は、庁舎の改修事業、自主運行バス検討事業、原付等標識の更新事業、ふるさと応援寄附募集事業、輪之内スマイルチャンネル配信事業であります。

庁舎改修事業は、町制施行60周年を迎えることを機に、築29年が経過した庁舎を改修いたします。そのコンセプトとしては3点を掲げております。

まず第1点目は、安全・安心のため庁舎2階を防災拠点として活用できるよう整備をするものであります。災害対策本部の事務室を整備するほか、72時間運転可能な自家発電機を設置することや、災害対応及び復興事務スペースも確保するなど、防災対策機能の強化を図ります。

2点目は、低炭素社会の実現と地球温暖化防止のため、二酸化炭素発生量が最も少ないガスヒートポンプエアコンを設置することや、庁舎内の照明をLED照明器具に交換し、省エネルギー等、環境負荷の軽減を図ります。

3点目は、来庁様の皆様の動線確保と利便性を向上するため、玄関やフロアのバリアフリー化とキッズ・授乳スペースの設置、中庭撤去により課の再配置を行うこと等としております。

自主運行バス検討事業では、地域公共交通を利用される方の利便性の向上のため、平成26年10月より3カ月間、昼間の時間帯を利用される方から申し出があったときに運行するデマンド方式を試験的に実施し、その3カ月間のデマンドの効果を検証し、平成27年1月から本格運行に移行する予定であります。

原付等標識更新事業は、町制60周年記念の一環として、町のマスコットキャラクター「かわばたくん」「もろこちゃん」をデザインした原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識を限定で200枚作製することとしております。

ふるさと応援寄附募集事業は、寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現するため、平成20年度よりふるさと応援寄附金を募り、自然環境の保全、防災環境の整備等に活用しておりますが、平成26年度は、寄附された方に輪之内町産のお米「徳川将軍家御膳米」等を進呈し、地域振興施策の一翼を担うものとする事としております。

輪之内スマイルチャンネル配信事業は、昨年10月より試験的に12チャンネルで動画によるコミュニティ「輪之内スマイルチャンネル」を配信しておりますが、本格配信となる平成26年4月からは、さらに内容を充実させて配信をする予定であります。動画放送では、町のイベント等を発信する「イイとこ！輪之内」、保育園や小・中学校での子供たちの日常等を配信する「わのうちキッズ」を年間50番組以上配信し、データ放送では、町のイベント情報等のほか、町内の河川4カ所に設置する定点カメラで水位などの防災情報をライブ中継し、住民の方が早い段階にみずからの目で状況確認をできるなど、多様な情報伝達を図るものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

歳入予算額の中で一番大きい町税につきましては、総額13億6,000万円を見込んであります。税目別では、町民税のうち個人町民税について復興増税により均等割が500円増となるため、対前年484万9,000円の増収を見込み、固定資産税では新築家屋の増に伴い、同じく対前年901万8,000円の増収を見込み、税収全体では1,845万4,000円の増収を見込みました。

歳入予算の中で2番目に予算額が大きい地方交付税の普通交付税については、その原資となる所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税、いわゆる国税五税と言われるものであります。この国税五税について現時点では非常に見通しが立ちにくい状況となっております。したがって、普通交付税については、平成22年度から平成25年度までの4年間の実績と平成26年2月に公表されております「平成26年度地方財政の概要」における増減率等を勘案し、8億円としております。

国庫支出金について増加した主なものは、道路改良事業や、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金給付に係る国庫補助等で、全体では対前年8,552万円の増額を見込んだところであります。

逆に、県支出金については、農業機械購入に係る県補助金等の減等により、全体では対前年1,621万4,000円の減額としたところであります。

最後に、その他の交付金や諸収入等を精査した結果、財源不足額は6億3,800万円ですが、この不足については、基金からの繰り入れと外部資金の調達である町債の発行で対応してまいります。

町債の発行につきましては、今年度は普通交付税の代替え措置である臨時財政対策債の発行に加え、庁舎改修事業に係る庁舎バリアフリー・省エネ改修事業債、防災対策室・非常用電源設備事業債を発行する予定をしております。町債全体としては、適債性

を吟味し、財政に係る諸率の動向を見きわめた適正な管理と無理のない財政計画のもと、適正に発行してまいります。

以上で、平成26年度の一般会計予算の概要説明を終わります。

次に、議第10号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算について御説明をいたします。

国民健康保険制度は、被用者保険の加入者等を除く全ての方を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険制度において重要な役割を果たしているところでございます。しかしながら、市町村の国民健康保険は、被用者保険の加入者も退職後は市町村国保に加入するため、必然的に加入者の年齢構成が高く、医療を必要とする頻度も高いため、医療費の水準が高いことや、所得水準が低いこと、小規模保険者においては、不測の高額医療が発生した場合の財政負担等により財政運営が不安定になるリスクが高いことなど構造的な問題を抱えており、従来から国においてこれらの構造的問題への対応策の検討がなされてきたところではございますが、そのためには税制等の抜本改革が必要であり、依然として厳しい運営を余儀なくされているところであります。

同会計における平成26年度の予算総額は8億9,600万円で、前年度と比較し2,400万円、率にして2.8%の増となりました。増加の主な要因は、医療費が大きく増加したことによるものであります。

議第11号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営をしており、市町村予算は、保険料徴収及び受託事業であります。ぎふ・すこやか健診に係る経費を中心に編成をしております。後期高齢者の1人当たりの保険料につきましては、0.82%、463円値上げして、5万6,672円に改定することになりました。これは、高齢者の増加やふえ続ける医療費のため、やむを得ないものと考えております。

平成26年度の予算総額は7,000万円で、前年度と比較して500万円、率にして7.7%の増となりました。増額の主な要因は、普通徴収保険料の増額によるものであります。

議第12号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算について御説明をいたします。

開設6年目となります平成26年度予算の総額は1,400万円で、前年より100万円増額しております。

議第13号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

生活環境の改善に必要な下水道事業は、平成9年から長期計画をもとに実施しております。引き続き、下水道管渠整備を進め、将来に向け水域環境の保全と快適な暮らしを支えるべく取り組んでまいります。また、加入促進も鋭意行ってまいります。

この予算総額は7億3,800万円で、300万円の増となりました。

次に、議第14号 平成26年度輪之内町水道事業会計予算について御説明いたします。

水は、人間の生活にとって欠くことのできないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給できるよう整備の推進に努めている次第であります。平成26年度につきましても、前年度に引き続き、水道事業及び下水道事業に伴う石綿管の布設がえ工事など計画的に実施をしております。

予算規模は2億5,779万4,000円で、3,179万4,000円の増となりました。これからも安心して飲める低廉な水の安定供給に努めてまいります。

以上、私の所信の一端を申し上げるとともに、平成26年度輪之内町一般会計予算及び特別会計予算の概要の説明を終わります。

続きまして、人事関係でございます。

議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員の田中俊弘氏の任期が3月31日をもって任期満了となりますので、再任をすべく同意を求めるものであります。

また、委員1名が欠員になっておりますので、西松敏夫氏を任命いたしたく、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員の候補として浅野宗秋氏を推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

次に、条例改正及び制定についてであります。

議第15号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、町の姿勢を組織として明確にし、今後の行政の課題に取り組むため、現在の組織を改編すべく、条例の一部を改正するものであります。

議第16号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議第17号 輪之内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令の改正により、退職報償金を一律5万円、最低支給額を20万円に引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

議第18号 輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例につきましては、本条例による補助金の交付対象業種を規定している日本標準産業分類が改定されたため、それに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議第19号 輪之内町職員の修学部分休業に関する条例の制定については、地方公務員の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議第20号 輪之内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議第21号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律により、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、配偶者同行休業制度が新設されたことにより必要な事項を条例で定めるものであります。

議第22号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定については、水防法の改正を踏まえ、輪之内町地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模の基準を定めるものであります。

議第23号 輪之内町社会教育委員条例の制定については、第3次一括法により社会教育法の一部が改正され、従来国が定めていた社会教育委員の委嘱基準について条例で定めることとされたため制定をするものであります。

次に、補正予算について御説明いたします。

議第3号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,913万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,328万2,000円とするものであります。

また、あわせて繰越明許費の補正もお願いをしようとするものであります。繰越明許費の補正は、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して予算執行ができるようにするものであります。今回の補正により翌年度に繰り越して使用しようとする経費は、児童福祉総務管理事業のうち、子ども・子育て支援システムの開発経費353万円です。これは12月補正で御承認をいただいたものですが、国において新制度の制度設計が平成26年度においても継続して検討される見込みとなったため、プログラムの構築について年度内完了のめどが立たず、やむを得ず本手続をお願いするものであります。

それでは、本補正の内容につきまして、順次御説明いたします。

まず、歳出の補正につきましては、平成25年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、各課それぞれ事業の進捗状況と予算の執行状況との精査を行い、不用額を計上したものであります。

それでは、予算の増額をお願いしたいものについて、その主な概要を御説明申し上げます。

今回の3月補正予算は、将来に備える、いわゆる堅固で健全な財政基盤を築き、未来

につなぐための補正予算として、将来の財政需要に備えるために、8,378万1,000円を基金へ積み立てをいたします。具体的には、総務費の総務管理費から財政調整基金に2,315万8,000円、減債基金に1,000万円、そして間近に迫った3小学校の大規模改修に備えるため公共施設等整備基金に5,250万円をそれぞれ積み立てます。

次に、民生費の社会福祉費では、障がい者福祉費のうち、補装具と難聴児補聴器購入費等助成金、福祉医療費のうち、重度心身障害者医療費扶助費は、いずれもサービスの利用状況や給付実績に基づく推計から不足見込み額を計上したもの、また障害者自立支援給付費等負担金精算還付金は、障がい者福祉事業に対する国及び県からの負担金や補助金の確定、精算により、その超過交付分を返還するものであります。

同じく社会福祉費の国民健康保険費のうち、保険基盤安定繰出金は、保険税納付者の負担軽減を図るものですが、低所得者等に対する保険税の軽減額が確定したことに伴い、繰出金の増額をするものであります。なお、この繰出金については、国と県からそれぞれ財源の受け入れをしております。

次に、児童福祉総務費の保育所運営費負担金等精算還付金は、子育て支援事業に対する国からの補助金の確定、精算により、その超過交付分を返還するものであります。

次に、衛生費の美化推進費は、ごみ袋などの販売量の増加のため、これらの流通手数料を増額するものであります。

次に、農林水産業費の耕種農業費については、当初、レンゲ集団は4集団を予定しておりましたが、最終的に6集団となったことにより、転作団地化育成事業補助金を増額するものであります。

また、農地総務費では、県営ほ場整備事業東部地区における均平作業や大樽川揚水ポンプ撤去などの補完工事の増によるもので、事業実績に基づく増額でございます。

次に、教育費の奨学金では、平成25年5月に国際クラブから採納した寄附金240万円を原資として、公募方式により修学に必要な資金を支給したところでありますが、その際の残金を修学助成事業奨学金支給基金積立基金に積み立てるものであります。

社会教育総務費につきましては、加納良造学術文化振興基金積立金に基金運用益を積み立てるものでございます。

以上のほかに全体に共通する事項として、昨今の円安や原油高、さらにはエネルギー事情等により、各施設における電気料金やガス料金の購入単価が高騰し、その結果、光熱水費が不足することが見込まれるため、その不足見込み額をそれぞれ該当する予算科目に計上しております。

歳入の補正については、町税の税収見込みのほか、県税を原資とする交付金の確定、歳入算定の基礎となる歳出事業費の確定等により、連動する補助金や交付金等を補正するものが主なものでございます。

歳入のうち、増額補正をお願いする主なものを御説明いたします。

町税のうち、町民税・個人の現年課税分については、納税義務者数の増や、修正申告等による増収、町民税・法人の現年課税分は、企業業績の上昇による増収、固定資産税の現年課税分は、償却資産の増や大臣配分による増収、町たばこ税は、たばこ売り渡し本数の増による増収でございます。

次に、使用料及び手数料の民生使用料については、3保育園における私的契約対象児童の増加によるものでございます。

次に、国庫支出金の総務費国庫補助金のうち、地域の元気臨時交付金1億1,101万7,000円は、平成24年度の国の補正予算（第1号）により追加募集があった補助事業、具体的には耐震性貯水槽設置事業と輪之内光ケーブル強靱化事業の地方負担額をベースとして交付を受けたものであります。この交付金では、交付要件に建設事業に充当することが義務づけられているため、道路維持事業、道路改良事業、そしてプラネットプラザ管理事業にそれぞれ充当いたしたところであります。

次に、県支出金の民生費県補助金のうち、岐阜県児童福祉等対策事業費補助金は、保育の質の向上のための研修、加えて地域子ども・子育て支援事業と新制度移行事業に対して交付を受けたものであります。

次に、財産収入の不動産売払収入のうち、土地売払代金は、東大藪工業団地の開発に当たり、団地内にあった赤道を輪之内町土地開発公社に払い下げたものであります。

続いて、諸収入の雑入のうち、後期高齢者医療広域連合還付金は、一般会計の高齢者福祉総務費から支出している後期高齢者医療療養給付費負担金の平成24年度分の確定、精算により、その超過納付分の返還を受けるものであります。

逆に、減額をお願いする主なものは、分担金及び負担金の土木費負担金のうち、県単整備事業分担金について、農道舗装事業や水路改良事業の事業資金として予定していた農林公庫資金の借入れを中止したことによる減額であります。

続いて、国庫支出金の民生費国庫負担金のうち、児童手当関係の交付金の減額は、児童手当給付対象者の減によるものであります。

最後に、繰入金のうち、財政調整基金繰入金とその他特定目的基金繰入金の土地基盤整備事業繰入金の減額は、いずれも平成25年度の財源としていた予算であります。今回の補正予算で歳入予算の増額や歳出の不用額の計上等により財源全体を見直した結果に基づく減額であります。

以上で、平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

次に、議第4号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,990万4,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、年度末を迎え、決算見込み額を算出し、不用額を減額するほか、一般被保険者療養給付費、療養諸費を増額し、同じく一般被保険者高額療養費の高額療

養費を増額するものであります。

また、歳入につきましては、国・県負担金、共同事業交付金、一般会計繰入金、基金繰入金等を収入見込み額に合わせて所要の補正をすることを主な内容としております。

議第5号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,636万1,000円とするものであります。

主なものは、歳入につきましては、保険料の増額及び基盤安定繰入金の減額で、差し引き128万4,000円を増額し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金を増額しようとするものであります。

議第6号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,236万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、人件費等の不用額を減額するものであります。

また、歳入につきましては、決算見込みにより一般会計繰入金を減額し、歳入歳出の差し引き増を繰越金で調整するものであります。

議第7号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,903万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億4,596万7,000円とするものであります。

歳出においては、事業内容の精査により減額をするものであります。

歳入については、下水道費補助金、下水道事業債を減額し、受益者負担金、県支出金、下水道使用料、繰越金などを増額するものであります。

議第8号 平成25年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出において動力費及び減価償却費316万円を増額し、資本的支出で配水管工事費等2,570万円を減額するものであります。

以上で、平成25年度輪之内町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、規約、事務委託の変更に関する協議及びその他の関係でございます。

議第24号 安八郡広域連合規約の変更に関する協議につきましては、法令改正に伴う字句の訂正であります。

議第25号 財産の取得につきましては、大吉新田の防災基地の用地買収の仮契約が終了しましたので、取得について議会の同意を求めるものであります。

次に、議第26号 町道路線の廃止及び議第27号 町道路線の認定につきましては、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

日程第6、議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

議案の1ページをごらんください。

議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員中、1名が平成26年3月31日をもって任期満了となり、1名が欠員中であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、下記の者2名を任命したいので、議会の同意を求める。平成26年3月6日提出、輪之内町長。

1名の方は、住所が岐阜県安八郡輪之内町大藪712番地、氏名が田中俊弘、生年月日、昭和19年6月23日生まれでございます。任期は、平成26年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

経歴を申し上げます。田中俊弘氏は、岐阜薬科大学大学院薬学研究科修士課程修了後、教職につかれ、平成20年3月に退職され、現在は岐阜薬科大学特命教授、同非常勤講師をしてみえます。教育者としての経験により、平成22年4月から輪之内町教育委員に任命され、現在に至っております。

2人目の方は、岐阜県安八郡輪之内町楡俣2700番地、氏名が西松敏夫、生年月日、昭和25年10月11日生まれでございます。任期は、平成26年4月1日から平成27年9月30日まででございます。

経歴を申し上げます。西松敏夫氏は、三重大学を卒業後、教職につかれ、久瀬村立久瀬小学校教諭を皮切りに、平成19年4月に輪之内町立仁木小学校校長に就任され、平成23年3月に退職されました。現在は岐阜県図書館教育普及業務専門職をしてみえます。教育者としての経験も豊富な方です。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議第1号については人事に関するものでありますので、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、人事にかかわることで質疑を省略するという、その理由がちょっとよくわかりません。

この2人の方を今回任命することについて同意するわけですが、これまでは教育長が不在になっておったと。その教育長というのは常勤の要件があるというようなことでしたけれども、この田中俊弘氏、あるいは西松敏夫氏は、常勤が可能な方というのはどなた、どういうふうなのかと。田中俊弘氏は常勤が不可能なのかどうかということ、それから西松敏夫氏はどうなのかということを明確にしておいていただきたいと思えます。

○議長（高橋愛子君）

教育課長 森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

田中俊弘氏は、岐阜薬科大学の非常勤講師をされておりますので常勤は無理だと、西松敏夫氏は、岐阜県図書館教育普及業務専門職をしてみえますが、この3月でやめられますので常勤は可能でございます。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、田中俊弘氏について無理だと思いますというふうなことでしたけれども、これは確認されたんですか。

○議長（高橋愛子君）

教育課長 森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

きのうも田中氏が見えまして、継続して薬科大学の専門講師をやるということをお聞きしております。

（「議長」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

ということは、西松敏夫氏を教育長ということを前提に同意を求めておられるということでしょうか。

○議長（高橋愛子君）

教育課長 森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

教育委員の中から互選となっておりますので、定例教育委員会の中で決めていただきます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高橋愛子君）

日程第7、議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

松井均君。

○住民課長（松井 均君）

それでは、お手元の議案をめぐっていただきまして、2ページをよろしくお願いたします。

議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を求める。平成26年3月6日提出、輪之内町長。

住所は、岐阜県安八郡輪之内町楡俣新田41番地の1、氏名が浅野宗秋、生年月日が昭和24年9月12日生まれでございます。

経歴を申し上げます。浅野宗秋氏は、昭和43年3月に日本写真高等専門学校を卒業されまして、卒業後、一般の企業に勤務され、昭和62年11月からは有限会社あさのスタジオを設立されまして、その代表取締役をしておみえであります。平成6年4月からは少年補導員として、また平成17年4月からは少年指導委員として活躍をしておみえであります。平成20年4月から現人権擁護委員に就任され、2期目をさせていただいているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議第2号については人事に関するものでありますので、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、直ちに採決することに決定しました。

これから議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高橋愛子君）

日程第8、議第3号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第3号、一般会計補正予算について御説明申し上げます。お手元に配付

の議案3ページをお開きください。

議第3号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）。平成25年度輪之内町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,913万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,328万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成26年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

4ページから7ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

8ページの第2表は、先ほどの第2条にもございました繰越明許費の補正で、予算の定めるところにより、翌年度に限り繰り越して予算執行することができるようにするものでございます。

本補正により翌年度に繰り越して使用しようとする経費は、児童福祉総務管理事業のうち、子ども・子育て支援システム開発経費353万円でございます。これは12月補正で御承認いただいておりますが、国において新制度の制度設計が26年度においても継続して検討される見込みとなったため、プログラムの構築について年度内完了のめどが立たず、やむを得ず本手続をお願いするものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明いたします。

まず初めに、歳出の補正についてでございますが、25年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、各課それぞれ事業の進捗状況と予算の執行状況との精査を行い、不用額を計上したものでございます。

それでは、予算の増額をお願いしたいものについて御説明を申し上げます。

22ページをお開きください。今回の3月補正予算は、将来に備える、いわゆる堅固で健全な財政基盤を築き、未来につなげるための補正予算として将来の財政需要に備えるため、8,378万1,000円を基金に積み立てます。目8. 基金費の節25. 積立金において財源不足の解消などの財政運営の安定化のため、財政調整基金に2,315万8,000円、地方債の償還財源を確保し、実質公債費比率等の地方債に係る諸率の上昇に備えるため、減債基金に1,000万円、間近に迫った3小学校の大規模改修に備えるため、公共施設等整備基金に5,250万円をそれぞれ積み立てます。なお、ふるさと応援基金積立金の12万3,000円は、同基金条例第2条に規定する自然環境の維持保全に関する事業に対して1件、次世代育成、学校教育の充実に関する事業に対して1件の寄附を受けましたので、これらを積み立てます。この基金については、後年度、寄附者の意向を尊重した事業に活用させ

ていただきます。

続いて、29ページをお開きください。目2. 障がい者福祉費のうち、節20. 扶助費では、補装具費の100万円と難聴児補聴器購入費等助成金9万5,000円、目4. 福祉医療費のうち、同じく節20の扶助費で重度心身障害者医療費扶助費80万円を計上しておりますが、いずれもサービスの利用状況や給付実績に基づく推計から、不足見込み額を計上したものでございます。

また、目2. 障がい者福祉費のうち、節23. 償還金、利子及び割引料、障害者自立支援給付費等負担金精算還付金の2,168万5,000円は、障がい者福祉事業に対する国及び県からの負担金や補助金の確定、精算により、その超過交付分を返還いたします。

目5. 国民健康保険費のうち、節28. 繰出金のうち保険基盤安定繰出金の283万円は、保険税納付者の負担軽減を図るものでございますが、低所得者等に対する保険税の軽減額が確定したことに伴い、繰出金の増額をするものでございます。なお、この繰出金については、国と県からそれぞれ財源の受け入れをしております。また、財政安定化支援事業繰出金の9万4,000円は、低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど、保険者の責めに帰さない財政事情に注目した補填的な繰出金でございます。この繰出金については、その一部について普通交付税措置がなされているとされております。

続いて、33ページをお開きください。目4. 児童福祉施設費のうち、節23. 償還金、利子及び割引料、保育所運営費負担金等精算還付金の30万7,000円は、子育て支援事業に対する国からの補助金の確定、精査により、その超過交付分を返還いたします。

続いて、37ページをお開きください。目4. 耕種農業費のうち、節19. 負担金、補助及び交付金、転作団地化育成事業補助金の5万円は、当初、レンゲ集団は4集団を予定しておりましたが、最終的に6集団となったことによるものでございます。

また、38ページ目8. 農地総務費のうち、節13. 委託料、ふるさと農村活性化対策事業委託料の2万2,000円は、当基金の運用益の増加に伴い、委託料を増額するもので、本委託では、本戸土地改良組合がアジサイの下草刈りをするなど、輪中堤の修景美化を行っております。また、節19. 負担金、補助及び交付金、県営ほ場整備事業東部負担金の202万5,000円は、東部地区における均平作業や大樽川揚水ポンプ撤去などの補完工事の増によるもので、事業実績に基づく増額でございます。

続いて、50ページをお開きください。目1. 小学校管理費のうち、節12. 役務費、通信運搬費の10万7,000円は、電話の使用実績に基づく推計から不足見込み額を計上したものでございます。

次に、53ページをお開きください。目1. 奨学金のうち、節25. 積立金、修学助成事業奨学金支給基金積立金の45万円は、平成25年5月に国際クラブから採納した寄附金240万円、16件分を原資として、公募方式により修学に必要な資金13件分支給したところでございますが、その際の残金3件分を当該基金に積み立てるものでございます。

次に、55ページをお開きください。目1. 社会教育総務費のうち、節25. 積立金、加納良造学術文化振興基金積立金の10万5,000円は、基金運用益の増額に伴い、増額をするものでございます。

次に、56ページをお開きください。目3. 学校給食費のうち、節14. 使用料及び賃借料、下水道使用料の5万円は、今年度第1期から第3期までの使用実績と前年度第4期の使用実績を勘案して不足見込み額を計上するものでございます。

以上のほかに、全体に共通する事項として、昨今の円安や原油高、さらにはエネルギーの事情等によりまして各施設における電気料金やガス料金の購入単価が高騰し、その結果、保健センターやプラネットプラザ、3小学校において光熱水費が不足することが見込まれるため、その不足見込み額をそれぞれ該当する予算科目にて計上いたしております。

続いて、歳入の補正について、町税の税収見込みのほか、県税を原資とする交付金の確定、歳入算定の基礎となる歳出事業の確定等により、連動する補助金や交付金等を補正するものが主なものでございます。

歳入のうち、増額補正をお願いする主なものを説明いたします。3ページをお開きください。

項1. 町民税のうち、目1. 個人の節1の現年課税分2,544万1,000円は、納税義務者数の増や修正申告等による増収。

目2. 法人の節1. 現年課税分の349万7,000円は、企業業績の上昇による増収。

目1. 固定資産税の節1. 現年課税分779万5,000円は、償却資産の増や大臣配分による増収。

4ページに行きまして、目1. 町たばこ税の現年課税分528万4,000円は、たばこ売り渡し本数の増による増収でございます。

次に、7ページをお開きください。項1. 使用料、目2. 民生使用料のうち、私的契約児使用料の908万5,000円は、3保育園における私的契約対象児の増加によるもので、平成26年1月末現在では44名の私的契約児が入園しております。

次に、9ページをお開きください。国庫支出金の目5. 総務費国庫補助金のうち、地域の元気臨時交付金1億1,101万7,000円は、平成24年度国の補正予算により追加募集があった補助事業、具体的には耐震性貯水槽設置事業と輪之内光ケーブルの強靱化事業の地方負担額をベースに交付を受けたものでございます。この交付金では交付要件に建設事業に充当することが義務づけられておりますので、道路維持事業や道路改良事業などの4事業、そしてプラネットプラザ管理事業にそれぞれ充当させていただいております。

続いて、12ページをお開きください。県支出金の目2. 民生費県補助金のうち、節4. 児童福祉費補助金、岐阜県児童福祉等対策事業費補助金の428万1,000円は、保育の質の向上のための研修、加えて地域子ども・子育て支援事業と新制度に移行事業に対して交付

を受けたものでございます。

続いて、14ページをお開きください。財産収入の目1. 不動産売払収入のうち、節1. 土地売払代金1,272万4,000円は、東大藪工業団地の開発に当たり、団地内にありました赤道732.24平米を輪之内町土地開発公社に払い下げるものでございます。

続いて、18ページをお開きください。諸収入の目5. 雑入、節5. 福祉雑入のうち、後期高齢者医療広域連合還付金の547万7,000円は、一般会計の高齢者福祉総務費から支出しております後期高齢者医療給付金費負担金の24年度分の確定、精算により、その超過納付分の返還を受けるものでございます。

また、逆に減額をする主なものは、前後しますが、6ページをお開きください。分担金の目2. 土木費分担金のうち、県単整備事業分担金の1,275万4,000円の減額は、農道舗装事業や水路改良事業の事業資金として予定しておりました農林公庫資金の借り入れを中止したものでございます。

続いて、8ページをお開きください。国庫支出金の目1. 民生費国庫負担金のうち、節3. 児童手当費負担金関係6項目の交付金2,547万円の減額につきましては、児童手当給付費対象者の減によるものでございます。

続いて、16ページをお開きください。繰入金のうち、目1. 財政調整基金繰入金2億435万3,000円と目2. その他特定目的基金繰入金の土地基盤整備事業繰入金2,100万円の減額は、いずれも25年度の財源としておりました予算でございますが、今回の補正予算で歳入歳出の増額や歳出の不用額の計上等により財源全体を見直した結果、基金の繰り入れの全額を中止したものでございます。

以上で、平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）については、

それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第9、議第4号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

松井均君。

○住民課長（松井 均君）

それでは、お手元の議案書の9ページをお願いいたします。

議第4号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成25年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,990万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年3月6日提出、輪之内町長。

めくっていただきまして、10ページに款項ごとにまとめたものがございます。

それでは、事項別明細書のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。御準備のほど、お願いいたします。

歳入から御説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、次の4ページの款6. 県支出金、項1. 県負担金、ともに特定健康診査等負担金ということで、国・県から来るものでございます。精査をしまして、両方とも35万1,000円、同額を減額するものでございます。

5ページをお願いいたします。款7. 共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金を収入見込みに合わせまして2,429万9,000円増額するものであります。

6ページをお願いいたします。款8. 財産収入、項1. 財産運用収入、利子及び配当金として4万3,000円を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。款9. 繰入金、項1. 他会計繰入金につきましては262万7,000円を減額するもので、その内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金として283万円増額をして、職員給与費等繰入金は、関連する歳出の補正に合わせまして357万1,000円の減額、また助産費等繰入金198万円の減額につきましても、歳出に合わせて減額をするものでございます。財政安定化支援事業繰入金につきましては、9万4,000円を増額するものでございます。

その下、項2の基金繰入金につきましては、予定をしておりました基金の取り崩しにつきまして、歳出及び歳入等の状況から1,700万1,000円を減額して、基金の取り崩しを一部取りやめることとしております。

続きまして、歳出のほうの御説明に入りたいと思います。8ページをお願いいたします。

款1.総務費、項1.総務管理費で449万1,000円の減額ということでございますが、その内訳といたしましては、職員の人件費関係で548万9,000円を減額いたします。13の委託料につきましては、国保電算システムのバージョンアップに係る費用として99万8,000円を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。款1.総務費、項2.徴税費で92万円を増額するものでございます。電算処理プログラムの改修等に伴うものとして増額をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。款2.保険給付費、項1.療養諸費でございますが、支払い状況等を勘案いたしまして900万円の増額をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。同じく項2.高額療養費でございますが、これも支払い状況等から400万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。項4.出産育児諸費、目1.出産育児一時金でございますが、今の見込み等を勘案いたしまして297万円を減額するものであります。

13ページをお願いいたします。老人保健拠出金でございますが、確定をいたしましたので、減額5万円をさせていただくものでございます。

14ページをお願いいたします。特定健康診査等事業費でございますが、不用の見込み額といたしまして249万1,000円を減額するものでございます。

15ページでございます。疾病予防費、精密検査費補助金でございます。40歳以上の方の人間ドック等を受けられた方に、2分の1の1万円を限度として補助をさせていただいております。見込みとして5件ほどございますので、5万円を増額補正させていただくというものでございます。

16ページをお願いいたします。財政調整基金費、これは基金の利子がふえたことによりまして4万4,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ401万2,000円を増額補正するものでございます。

これで、議第4号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の御説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、説明をいただきましたけれども、保険財政共同安定化事業交付金、これが約5割ふえるわけですけれども、この収入見込みに基づいて増額したということですが、この増額になる要因というのはどのようなものなのか、教えていただけますか。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 松井均君。

○住民課長（松井 均君）

保険財政共同安定化事業交付金のお話というふうでよろしいかと思っておりますけれども、これは1件当たりの医療費が30万円を超えた場合、連合会のほうからその59%、例えば100万円の医療費があった場合、30万円から80万円の医療費を対象といたしますので、80万円から8万円を引きまして、その59%、いわゆる42万4,800円が交付をされるということになっておりまして、これがふえると申しますのは、当然その30万円以上の医療費の方がふえたということでございます。ちなみに、24年度と25年度と比較をいたしますと、約80件ほどそういう方がふえているという状況でございますので、こういったふえてくるということになると思います。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時42分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

日程第10、議第5号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び日程第11、議第6号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○調整監兼福祉課長（岩津英雄君）

それでは、議案の12ページをお開きください。

議第5号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成25年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,636万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

13ページ、14ページにつきましては、歳入歳出予算の補正の款項別の金額を示しておるものでございますので、事項別明細書により御説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、款1.項1.目1.特別徴収保険料で1万6,000円の減額。

目2.普通徴収保険料としまして240万2,000円増額するものでございます。これは実績見込みによりまして増額するものでございまして、25年の出納整理期間中の保険料、26年の2月から3月の保険料の推定額、それから譲渡所得などによりまして増額した、そういうものを合わせて240万2,000円増額するものでございます。

4ページをお開きください。款4.項1.目1.一般会計繰入金110万2,000円減額するものでございますが、後期高齢者医療広域連合へ納入します保険基盤安定繰出金の額が確定したことによります減額でございます。

歳出に移ります。5ページをお開きください。

款2.項1.目1.後期高齢者医療広域連合納付金128万4,000円を増額するものでございますが、先ほど歳入で申し上げました保険料の見込み額、それから保険基盤安定負担金の確定によります、これらを広域連合へ納付するために増額するものでございます。

続きまして、議案集の15ページをお開きください。

議第6号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）。平成

25年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,236万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長ということでございます。

16、17ページは、それぞれ款項ごとの補正額を示したものでございますので、事項別明細書の説明に移らせていただきます。

事項別明細書の5ページをお開きください。

歳出から御説明申し上げます。款2.項1.目1.児童発達支援事業費63万2,000円を減額するものでございますが、内訳といたしましては、職員の給与、それから臨時職員の社会保険料、賃金、それから講師謝礼の減額、これらを合わせて63万2,000円を減額するものでありまして、今後の見込みにより不用となるものの減額でございます。

歳入の説明に移らせていただきます。3ページをお開きください。

款3.項1.目1.一般会計繰入金で100万円減額するものでございます。本特別会計の決算見込みをしまして、この100万円の繰り入れが必要ないというふうに判断されますので100万円減額するものでございます。

4ページをお開きください。款4.項1.目1.繰越金36万8,000円を増額するものでございます。これは、歳入歳出補正額の差し引きを調整するために繰越金を増額するものでございます。

以上で御説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第5号及び議第6号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第6号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第12、議第7号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第13、議第8号 平成25年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

それでは、議案書の18ページをお願いいたします。

議第7号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、第1条の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,903万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,596万7,000円と定めるものがございます。

第2条の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

22ページをお開きください。第2表の地方債補正につきましては、事業債の確定により公共下水道整備事業債4,000万円の減額でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

それでは、お手元に配付してございます事項別明細書により説明を申し上げます。今回の補正は、補助金等の決定並びに事業内容の変更及び精査による不用額を見込み、補正を行いましたので、よろしくをお願いいたします。

歳出の12ページから説明させていただきます。

款1. 公共下水道費、目1. 特定環境保全公共下水道建設費でございますが、報酬につきましては、下水道推進協議会を1回分減額しております。給料、職員手当等につきましては、精査による減額でございます。節11. 需用費につきましても、精査による減額でございます。13. 委託料につきましては、請負差金による減額でございます。15. 工事請負費につきましては、国庫補助決定額の減額によるものでございます。

目2. 浄化センター管理費では432万1,000円の減額でございます。節11. 需用費につきましても74万1,000円減で、消耗品費ほか精査による減額でございます。13. 委託料310万円の減額は、請負差金によるものでございます。14. 使用料及び賃借料、18. 備品購入費につきましては、精査による減額でございます。

目3. 特定環境保全公共下水道事業整備基金費は21万5,000円の追加でございますが、これは基金への積立金でございます。

14ページでございますが、款2. 公債費、目2. 利子につきましては、財源内訳の変更でございます。

続きまして、歳入でございますが、3ページをお開き願います。

款1. 分担金及び負担金、目1. 下水道事業受益者負担金でございますが、964万8,000円の増額でございます。

4ページをごらんください。款2. 使用料及び手数料、目1. 下水道手数料につきましては、排水設備指定業者手数料を当初7件見込んでおりましたけれども、14件ございましたので7件の増でございます。督促手数料については、1万1,000円の追加でございます。

下水道使用料につきましては、201万2,000円の増額でございます。

款3. 国庫支出金、目1. 特定環境保全公共下水道費国庫補助金につきましては、国庫補助金額の確定により減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。款4. 県支出金、目1. 特定環境保全公共下水道費県補助金につきましては、特定基盤整備推進交付金223万4,000円の追加でございます。

款5. 財産収入、目1. 利子及び配当金につきましては、基金からの利子で17万1,000円の追加でございます。

款6. 繰入金、項1. 基金繰入金につきましては、3,000万円の減額でございます。

款7の繰越金は、1,245万5,000円の追加でございます。

10ページでございますが、款8. 諸収入、目1. 雑入は、消費税還付金300万4,000円の減額でございます。

款9. 町債、目1. 特定環境保全公共下水道事業債につきましては、事業費の確定によりまして4,000万円の減額でございます。

続きまして、水道事業会計でございますが、議案書の23ページをお願いいたします。

議第8号 平成25年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、第1条、平成25年度輪之内町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的支出の補正の収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益は、水道使用料を増額しまして、第2項営業外収益は受取利息で、それぞれ増額するものでございます。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用は、動力費用並びに減価償却費を増額し、第2項営業外収益は、消費税を減額するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正の収入、第1款第1項の工事負担金を減額し、支出、第1款資本的支出の第1項建設改良費は、下水道工事の事業量の変更によりまして工事請負費を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、説明をいただきましたけれども、増減のふえている減っているという説明だけで、これを見ればわかることですので、その増減の理由を、これは委員会付託がされると思っていますので、もっとわかりやすく説明していただけるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

委員会のほうで詳細につきましては説明させていただきます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第7号及び議第8号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議第8号 平成25年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第14、議第9号 平成26年度輪之内町一般会計予算を議題とします。

参事から議案説明を求めます。

加藤智治君。

○参事兼会計管理者兼教育参事（加藤智治君）

それでは、議第9号 平成26年度輪之内町一般会計予算について御説明申し上げます。輪之内町予算書、1ページをごらんください。

平成26年度輪之内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億2,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定より起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

次のページをごらんください。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足額を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

15ページをごらんください。歳入から順次御説明申し上げます。

款1. 町税、項1. 町民税、目で個人と法人がございます。個人としましては3億7,506万円、法人で1億2,991万円見込んでおります。合計しまして5億497万円でございます。1%の伸びとなっております。

次の款1. 町税の固定資産税でございますが、今年度は7億8,247万円を計上しております。これにつきましては、1.1%の増となっております。

次におめぐりください。軽自動車税につきましては2,372万円を計上しておりますが、これにつきましては3.7%の増を見込んでおります。

次の町たばこ税でございますが、4,884万円を見込んでおります。これにつきましては、6.9%の増を見込んでおります。

次のページの下欄、自動車重量譲与税につきましては4,400万円を見込んでおります。これは8.3%の減となっておりますけれども、地方財政計画の算定率の減見込みによりまして減額しておるものでございます。

21ページをごらんください。地方消費税交付金につきましては8,300万円を見込んでおります。これは15.2%の増でございます。4月からの消費税率の引き上げに伴って増額しております。

次のページをごらんください。自動車取得税交付金で760万円を見ておりますが、

49.3%の減となっております。これは自動車取得税の引き下げに伴い、減額するものでございます。

24ページをごらんください。地方交付税で8億4,000万円を見込んでおります。これは、前年同額を計上してございます。

26ページをごらんください。分担金及び負担金の負担金、民生費負担金、本年度7,254万1,000円を計上しております。830万7,000円の減でございますが、これにつきましては、節2. 児童福祉費負担金、その中で保育料の減が830万円ほどあります。これがほとんどでございます。

目2. 教育費負担金で1,080万2,000円でございます。283万5,000円を増額しておりますが、節2. 留守家庭児童教室負担金で240万円ほどふやしております。これが大きなものでございます。

次のページへ参りまして、使用料及び手数料、使用料、目2の民生使用料をごらんください。本年度は873万1,000円を計上しております。567万円の増となっております。これにつきましては児童福祉使用料ということで、私的契約児使用料のほうで対前年では567万円ふやしております。

29ページをごらんください。国庫支出金、民生費国庫負担金では2億1,320万5,000円を計上しております。5.4%の減額で見込んでおります。これは節3の児童手当費負担金の中で見込みの人口の減少によるものでございます。

次のページをごらんください。国庫補助金の民生費国庫補助金で4,372万8,000円を見込んでおります。節1の社会福祉費負担金の説明のほうの3と4にありますけれども、臨時福祉給付金事務取扱交付金、それからその下の臨時福祉給付金交付金が新規事業で上がっております。これの分が大きくふえております。それから、節2の児童福祉費補助金でございます。この2点につきましても新規事業ということで、前年比較で3,800万円ほどふえております。

目3. 土木費国庫補助金で5,915万3,000円、5,764万4,000円ふえております。これは道路橋りょう費補助金ということで、揖斐川堤防の舗装工事に係る補助金が主なものでございます。

32ページをごらんください。県支出金の中の下の欄、県補助金、総務費県補助金438万4,000円を見ております。説明の中の3番目、岐阜県消費者行政活性化基金事業費補助金が新規で上がっております。

目2. 民生費県補助金で4,967万7,000円、503万3,000円ふえております。社会福祉費補助金の中で、難聴児とか地域人権啓発等の補助金が新規で上がっております。その次のページの節4番ですが、児童福祉費補助金という欄があります。ここで岐阜県児童福祉等対策事業費補助金が361万円増になっておりまして、今年は370万2,000円の予算になっております。これらがふえたことによるものでございます。

次に、目4. 農林水産業費県補助金につきましては1,293万9,000円の減額になっておりますが、これは小規模農家組織化支援事業の補助金、それから経営体育成支援事業が新事業に移ったため減額となっております。

38ページをごらんください。繰入金、基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金では2億5,780万円を計上しております。対前年7,533万3,000円をふやしております。

その下のその他特定目的基金繰入金につきましては、1億4,500万円計上しております。1億2,400万円ふやしておりますが、これにつきましては土地基盤整備事業に係るものと、それから公共施設等整備基金繰入金は、庁舎改修に伴うものであります。

42ページをごらんください。諸収入の雑入の目5. 雑入、本年度は4,739万7,000円を見込んでおまして、293万8,000円を減額しております。これは、建設雑入の土地改良施設維持管理適正化事業が終了したため減っておるのが主なものでございます。

次の44ページをごらんください。町債につきましては、総務費債で1億4,700万円ふやしておりますが、総務管理費債ということで1億8,120万円を発行する予定であります。庁舎バリアフリー・省エネ改修事業債ということで、庁舎改修に伴う起債でございます。

歳出のほうに入ります。45ページ、議会費、本年度4,357万9,000円、153万円の減でございます。これは共済費の減が主なものになっております。それから常任委員会研修費を減しております。

次のページをごらんください。総務費の総務管理費、一般管理費で4,003万9,000円、おおむね前年並みを計上しております。次のページの一番上です。備品購入費で250万円計上してございますが、これにつきましては庁舎改修に伴いまして備品を新たに更新する経費でございます。

目2の人事管理費で6億535万円、4,213万1,000円ふえておりますが、人件費に係る経費で、新規採用、育休者の復帰、または昇給等によりまして人件費の増でございます。

49ページをごらんください。目7の財産管理費のほうに入ります。4億1,114万1,000円で3億716万7,000円増額しておりますが、右側の節13. 委託料の一番下にありますが、庁舎改修工事監理委託料としまして500万円組んでおります。次のページをごらんください。節15. 工事請負費で庁舎改修工事費としまして3億5,000万円を組んでおります。これが増額の主な要因でございます。

目9. 企画費、こちらは本年度3,097万3,000円を組んでおります。6,418万6,000円が減額になっておりますが、これは動画放送設備の整備に係る補助金の減額、事業が終了したことによりまして減額が主なものでございます。次のページの節13. 委託料、ここでは500万円ほどふやしております。これは動画コンテンツ作成委託料をふやしております。それから19の負担金、補助及び交付金の説明の一番下にございます交付金、企業立地促進奨励金交付事業交付金で500万円組んでおりますが、これは東大藪に進出していただ

ける工場に対しまして交付金を交付するものでございます。

次のページをごらんください。生活安全対策費、本年度5,814万1,000円、対前年で1,918万6,000円ふやしておりますが、自主運行バス等の公共交通に係るものでありまして、委託料の1,196万4,000円は新規でございます。その説明の一番下のほうにあります節19.負担金、補助及び交付金、地域間幹線系統確保維持費補助金で250万円ほどふやしておりますし、その下の自主運行バス移行補助金は新規でございます。これらのものがふえて増額の要因となっております。

一番下で目11.電子計算費につきましても1,334万2,000円ふやしておりますが、節14の使用料及び賃借料の中で1,500万円ほどふやしております。これは総合行政システムに移行したことに伴いまして、各課の利用料をその項目のほうに集約したことによります増でございます。

次の54ページをごらんください。総務費の徴税费、税務総務費としましては444万4,000円減額しております。これにつきましては評価がえのための鑑定評価、評価がえの2年前に行うわけですが、鑑定評価を今年度でやりましたが、これが完了したことによる減額でございます。

56ページをごらんください。戸籍住民基本台帳費につきましては912万8,000円減額しておりますけれども、これは委託料の中で戸籍総合システム改修等が完成したことによります減額でございます。

次のページをごらんください。総務費の選挙費、目3の岐阜県議会議員選挙費を新規に組んでおります。これは平成27年4月初旬に行われる予定であります県議会議員選挙に対する準備に係る経費でございます。

その下の農業委員会委員選挙費につきましては、平成26年7月初旬に実施予定でありますので、それに伴う経費でございます。

59ページをごらんください。統計調査費の目3.臨時指定統計費、これでは182万7,000円増額しておりますが、これは農林業センサスが27年2月1日現在ということで調査されますので、これに係る経費をふやしております。

61ページをごらんください。民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の中では2,540万9,000円ふやしておりますが、これにつきましては職員手当とか、それから使用料及び賃借料、この辺のところをふやしておるわけでございますが、新規事業がありまして、次のページをごらんください。負担金、補助及び交付金というのがありまして、この説明の一番下でございますが、臨時福祉給付金というのが新たにできますので、これを交付する事業に伴います人件費等も入れております。その分の増でございます。

目2.障がい者福祉費につきましては、585万5,000円をふやして計上しております。次のページの一番下の扶助費をごらんください。そこの中の一番上にあります障害者自立支援給付費の中で490万円ほどふやしております。これが主なものでございます。

次のページをごらんください。目4. 福祉医療費では1億2,781万6,000円を計上しております。これにつきましては266万2,000円ふえておるわけですが、扶助費の増が主なものでございます。重度心身障害者医療費扶助費とか、乳幼児・小中学生・高校生世代医療費扶助費がふえております。

次のページの国民健康保険費につきましては451万8,000円の減となっておりますが、これは職員給与費の繰出金の減によるものでございます。

次のページをごらんください。高齢者福祉費、高齢者福祉総務費では1億5,734万5,000円、325万8,000円を増額しておりますが、これは主な要因としましては、あすわ苑の負担金の増とか、後期高齢者特別会計への繰り越しの増が主なものでございます。

69ページをごらんください。介護保険費では1億2,518万5,000円、1,248万8,000円ふやしておりますが、これも安八郡広域連合への負担金が1,200万円ほどふえております。これは介護保険給付費の増によるものが大きなものでございます。

次のページをごらんください。児童福祉費で児童福祉総務費では4,510万7,000円、2,102万1,000円ふやしております。ここでは、次のページの一番上にあります負担金、補助及び交付金の中にありますが、子育て世帯臨時特例給付金が新規で上がりますのでこの部分が大きくふえます。これに伴います交付事務の人件費も上がっております。それから、その下の扶助費の中では児童発達支援事業給付費、ここでも400万円ほどふえております。

目3の児童手当費2億1,041万5,000円、これでは2,227万5,000円減額しておりますが、これは扶助費の減額が主なものでございます。

その下の児童福祉施設費につきましては357万9,000円増額しておりますが、臨時保育士や臨時調理員の共済費や賃金の増、それから需用費では修繕料や賄い材料費の増、それから福東保育園の漏水工事が終わったため、それらを差し引きしまして総額で350万円ほどの増という計上でございます。

75ページをごらんください。衛生費で保健衛生総務費では3,623万2,000円を計上しております、682万9,000円を減額です。これは、保健センターの真空式温水器の更新の工事が終わりましたため減額になっております。

77ページをごらんください。予防費では571万5,000円増額しておりますが、主なものは19節負担金、補助及び交付金の中で任意予防接種費助成金、それから肺がん検診費助成金、これが220万円ほどふえております。

次のページをごらんください。目3. 環境衛生費5,311万6,000円、1,301万3,000円ふやしておりますが、これにつきましては地域協働水質改善事業に係る経費の増が主なものでございます。輪之内の水をきれいにしていきたいということで、5カ年計画で行っている事業に関する経費でございます。19. 負担金、補助及び交付金の説明の一番下にあります、やすらぎ苑負担金につきましては、170万3,000円ほど去年よりふえております。

次の80ページをごらんください。清掃費、目2の美化推進費では1,022万5,000円ふえておりますが、これは提案説明でもございましたように、次のページの備品購入費の中でエコドームの備品購入費としまして生ごみ処理機を購入しようとするものでございます。

次の82ページをごらんください。農林水産業費の農業費、農業委員会費は169万3,000円の減になっておりますが、これは臨時職員の人件費の減でございます。

次のページの下の方へ行きまして、耕種農業費で3,311万1,000円、1,281万5,000円の減でございますが、これにつきましては農業機械を購入する組織がないということで、その補助金の減が主なものでございます。

85ページをごらんください。農地総務費2,713万7,000円、487万4,000円ふえておりますが、これにつきましては、節15. 工事請負費で300万円組んでおります。これは均平化工事の町単分に係るものでございます。

86ページをごらんください。商工費につきましては、ほぼ前年並みの計上をしております。

88ページをごらんください。土木費の土木管理費、土木総務費につきましても、ほぼ前年同額を計上しております。次のページの一番下でございます雨水貯留施設設置補助金としまして60万円組んでおりますが、これにつきましては提案説明にもありましたように、雨水を一時的にためて浸水被害を抑制するという事業で、新規でございます。

次のページをごらんください。道路橋りょう費の目2. 道路維持費で1億2,470万1,000円組んでおりますが、これにつきましては、節13の委託料の説明の一番下に書いてあります道路ストック点検委託料としまして1,154万9,000円を新規で計上しております。それから節15. 工事請負費につきましては、今年は1,459万7,000円減になっております。この減と先ほどの増を相殺しまして290万円ほどの減になっております。

次の目3の道路新設改良費で4,618万1,000円の増につきましては、これは逆に工事請負費の増が大きなものでございます。これは、揖斐川堤防道路の改良に伴う工事費の増でございます。

次のページの目5の用悪水路費3,022万4,000円でございますが、1,030万8,000円ふやしております。これにつきましては、設計委託料の増とか、工事請負費の増によるものでございます。

次のページをお開きください。河川費の河川総務費3,259万5,000円ではありますが、節13. 委託料の中にありますPCB廃棄物処理委託料というのがあります。これは新規でございますが、旧の福束排水機場を壊したときに出ましたコンデンサーが6台ありますが、これにはPCBが含まれておりますので今まで処分することができなかったんですが、処分場のほうがやっと順番が回ってきて、搬入してもいいということになりましたので、それに対する経費を計上したものでございます。

94ページをごらんください。消防費、非常備消防費で1億4,029万3,000円を計上しておりますが、これにつきましては、おおむね前年並みを計上しております。

その次のページの消防施設費1,609万9,000円でございますが、ここの備品購入費の中で消防備品購入費とありますが、これはポンプ積載車及びポンプの更新費用でございます。去年は1-1、今年は3-1の班の車を更新するものであります。

次の一番下の防災費で402万9,000円ふやしておりますが、次のページをごらんください。これにつきましては、一番上のほうにあります節11の需用費の中で消耗品費と食糧費を上げております。これは防災用品と非常食を購入するものでございます。ここで700万円ほど上げております。それから、その下のほうへ行きまして負担金、補助及び交付金でございますが、この中の補助金で防災士養成事業補助金を新規で組んでおります。

次のページをごらんください。教育費でございますが、教育委員会費は、おおむね前年並みで組んでおります。

その下の事務局費でございますが、818万5,000円増額しております。これにつきましては、報償費の中で特別支援教育支援員謝礼ということで、転入してきました外国人の子供に対する支援員ということで人数をふやすものであります。次のページの下のほうへ行きまして使用料及び賃借料では、説明の中の借上料でパソコン借上料、中学校の先生用のパソコン、それから教室のパソコン、教育委員会のサーバー、普通教室の映像システム等、ここで600万円ほど上げております。

次の100ページをごらんください。プラネットプラザ管理費で6,149万1,000円を計上して、対前年で605万1,000円減額になっておりますが、これにつきましては、次のページの節15. 工事請負費の中で図書館の外壁修理工事を現在やっております。来年度も残ったところをやるわけですが、その工事費が約500万円ほど減額になっておるのが大きなものでございます。

103ページをごらんください。小学校費で小学校管理費では6,469万9,000円を計上し、前年より1,861万3,000円ふやしておりますが、小学校の大規模改修に伴う設計委託料が主なものでございます。次のページの委託料の説明の一番下のほうで1,600万円ほど、ここで設計業務の委託料を組んでおります。

次のページの一番下、教育振興費でございますが、これは次のページの13. 委託料の留守家庭児童教室委託料で120万円ほどふやしておりますが、これは6年生まで拡大することに伴います増であります。それから、それに伴いまして賃金もふやしております。

106ページをごらんください。中学校費に移ります。中学校管理費であります。ここでは432万1,000円ふやしております。主なものは、節の委託料の説明の一番下、次のページになりますけれども、屋内運動場天井等耐震点検委託料が入っております。地震等の災害のときに天井が落ちてこないかどうかというものを点検するための委託料で、

新規でございます。それから、15の工事請負費は中学校の修繕工事ということで、南舎、北舎をつなぎます渡り廊下の鉄骨が腐食しておるとか、監視カメラが壊れて映らないとかということがありますので、工事費として去年より増額しております。

110ページをごらんください。社会教育費、社会教育総務費で1,613万8,000円、昨年より192万2,000円を減額しておるわけですが、これにつきましては報酬の中の一番上にあります委員等報酬で、社会教育指導員の報酬を減額しておるものが大きなものでございます。

112ページをごらんください。保健体育費で保健体育総務費では716万6,000円を計上していますが、ほぼ前年並みを計上しております。

その下の体育施設費で581万円ふやしておりますが、これにつきましては次のページの工事請負費、社会体育施設修繕工事費となっておりますが、これはテニスコートのフェンスの取りかえ工事であります。南側と北側の面のフェンスが腐食して今にも倒れそうですので、全部取りかえたいということでございます。その下の備品購入費、ベンチ等古い備品を取りかえるものでございます。これも新規で上がっております。

その下の学校給食費で932万9,000円増額しておりますけれども、この要因の主なものは、節11. 需用費、消耗品費の中で学校給食の食器の購入で100万円ほどふえております。それから、次のページへ行っていただきまして、工事請負費の中で660万円組んでおるわけですが、これは給食センターの西面の外壁と内部の長尺シートの張りかえ等を行う工事費をふやしております。

以上で、一般会計予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

来年度から消費税が上がるわけですがけれども、この消費税が上がることによって、その影響はどのように見ておられるのか。今、ここで資料がなければ、委員会でその辺のところを説明いただけたらというふうに思いますので。

消費税増税による収入増、要するに徴収条例の改正による収入増がどのくらいになって、それから今の経費のほうでは、どのくらいの消費税増税による経費の増加があるかといったようなことなどを説明していただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（高橋愛子君）

参事 加藤智治君。

○参事兼会計管理者兼教育参事（加藤智治君）

詳しくは、また資料をもとに委員会のほうで説明させていただきます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第9号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 平成26年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第15、議第10号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第16、議第11号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算、日程第17、議第12号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

加藤智治君。

○参事兼会計管理者兼教育参事（加藤智治君）

それでは、輪之内町予算書の129ページをごらんください。

議第10号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算。平成26年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6,000万円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計

上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

137ページをごらんください。

歳入から御説明申し上げます。国民健康保険税の目1. 一般被保険者国民健康保険税につきましては2億2,582万6,000円を計上し、昨年より329万7,000円を減額しておりますが、これにつきましては、一般被保険者数を2,350人、介護については800人として予算計上しております。

目2の退職被保険者等国民健康保険税につきましては2,335万円を計上して、79万4,000円減っておりますが、これにつきましては、退職者180人、介護170人、後期高齢者180人ということで計算をしております。

139ページをごらんください。国庫支出金、国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金につきましては1億6,789万9,000円、1,071万6,000円を増額しておりますが、これは一般被保険者の医療費の増に伴うものが大きな要因でございます。

目3. 高額医療費共同事業負担金、その下の特定健康診査等負担金につきましては、前年並みで計上しております。

この下で国庫補助金、財政調整交付金では、一般被保険者の医療費増に伴いまして132万4,000円ふやしております。

140ページをごらんください。療養給付費等交付金、本年度は5,155万8,000円を計上しておりますが、退職被保険者に係る経費に対して収入で補うことができない分を基金から交付されるのでその金額を計上しているものでございます。234万7,000円ふやしております。

次のページをごらんください。前期高齢者交付金1億4,500万円を計上しております。これにつきましては500万円ふえておりますが、支払基金からの数値をもとに計上しております。

次のページをごらんください。下の欄の県支出金の県補助金、財政調整交付金4,733万3,000円につきましては一般被保険者の医療費の増に伴うものでございまして、475万8,000円増額しております。

次のページをごらんください。共同事業交付金につきましては、目1、目2ともに過去の実績によって計上しております。

145ページをごらんください。繰入金で他会計繰入金、一般会計繰入金で5,980万2,000円を過去の実績により計上しております。今年は451万8,000円減らして計上しております。

149ページをごらんください。

歳出のほうに入ります。総務費、総務管理費、一般管理費で561万6,000円を減額しておりますが、大きな要因は、人件費の減によるものでございます。

151ページをごらんください。保険給付費、療養諸費、目1. 一般被保険者療養給付費につきましては4億5,392万3,000円で、3,105万4,000円ふやしておりますが、こちらのほうは対象者2,350人で、1人当たり19万3,159円で計算しております。

目2の退職被保険者等療養給付費は、対象者180人で、1人当たり25万5,937円で計算しております。

次のページをごらんください。高額療養費、一般被保険者高額療養費につきましては、対象者2,350人で、1人当たり2万3,507円で計算しております。

次の退職被保険者等高額療養費につきましては、対象者180人で、1人当たり4万177円で計算しております。

156ページをごらんください。後期高齢者支援金につきましては1億2,780万円を計上しておりますが、これは支払基金のほうから通知されました金額を計上しておるものでございます。

159ページをごらんください。介護納付金につきましても、支払基金から通知された金額を計上しているものでございます。

160ページをごらんください。共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、それから保険財政共同安定化事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金、これらにつきましては国保連合会から通知された金額を計上しているものでございます。

次のページ、保健事業費、特定健康診査等事業費で186万円の減となっておりますが、負担金、補助及び交付金の中で特定健診の負担金を見ておりますが、ここで1,639人を見込んでおります。受診率は48%で計算しまして、昨年よりも186万円の減額になっております。

これで国民健康保険事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算の説明をさせていただきます。

173ページをごらんください。

議第11号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算。平成26年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成26年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

179ページをごらんください。

歳入から御説明申し上げます。後期高齢者医療保険料でございますが、ここでは特別徴収保険料、それから普通徴収保険料があります。広域連合の予想保険料によりまして算定して計上しております。

181ページをごらんください。後期高齢者医療広域連合支出金、委託金、目1. 保健事業費委託金で523万1,000円を計上しておりますが、これはすこやか健診に係るもので、

対象者を460人として計算しております。

182ページをごらんください。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金2,550万6,000円を計上しておりますが、県の後期高齢者医療広域連合から通知された金額を計上しております。68ページのものと同額になっております。

187ページをごらんください。

歳出に入ります。総務費、総務管理費、一般管理費では114万円を計上しております。34万8,000円を減しておりますが、これにつきましては、委託料の中のシステム委託料が減ったことによるものでございます。

188ページをごらんください。後期高齢者医療広域連合納付金6,093万2,000円、244万1,000円を増額しておりますが、これは保険料等の負担金が250万円ほどふえておるのが要因でございます。

次のページの保健事業費547万2,000円でございますが、これも委託料の健診費用委託料の増、約42万円ほどふえておりますが、これが主なものでございます。健診は、対象を1,000人としまして、受診率を55%で見いております。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、児童発達支援事業特別会計予算を説明させていただきますので、193ページをごらんください。

議第12号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算。平成26年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成26年3月6日提出、輪之内町長。

199ページをごらんください。

歳入から御説明申し上げます。障害児給付費で児童発達支援費としまして1,282万4,000円を計上しております。対前年で156万9,000円ふやしておりますが、利用者が去年は15名だったものを今年17名として算定し、計上しております。82万円の減となっておりますが、利用者を15人として計算しております。

次のページをごらんください。使用料及び手数料の使用料、児童発達支援使用料につきましては5万円増額しておりますが、児童発達支援教室の使用料ということで計上しております。利用者から徴収するものであります。

その下、次のページの一般会計繰入金でございますが、今年につきましては、こちらは科目存置といたしました。

205ページをごらんください。

歳出に入ります。総務費で総務管理費、一般管理費12万5,000円組んでおりますが、これは需用費で3,000円ふやしておるものでございます。

次のページをごらんください。児童発達支援事業費で障害児給付費、児童発達支援事業費で1,334万9,000円、53万3,000円ふやしておりますが、これにつきましても需用費の増が主なものでございます。需用費で総額32万円ふえております。

以上で、輪之内町児童発達支援事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋愛子君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第10号から議第12号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第11号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び議第12号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時58分 休憩）

（午後0時59分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

日程第18、議第13号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び日程第19、議第14号 平成26年度輪之内町水道事業会計予算を一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

加藤智治君。

○参事兼会計管理者兼教育参事（加藤智治君）

それでは、議第13号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

について説明申し上げます。

213ページでございます。

平成26年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。平成26年3月6日提出、輪之内町長。

221ページをごらんください。

歳入から御説明申し上げます。分担金及び負担金の負担金、目1.下水道事業受益者負担金2,947万7,000円を計上しております。508万2,000円の増であります。これにつきましては、新規で151件を見込んでおります。

次のページをごらんください。下段の使用料及び手数料、使用料の下水道使用料ですが、6,078万5,000円を見込んでおります。154万1,000円の増となっております。718件を見込んでおります。

次のページ、国庫支出金、国庫補助金、特定環境保全公共下水道費国庫補助金1億7,500万円で、前年同額を計上しております。

226ページをごらんください。繰入金、基金繰入金、その他特定目的基金繰入金、これにつきましても前年同額であります。

その下の一般会計繰入金につきましても1億8,000万円で、前年同額でございます。

228ページをごらんください。中ほど下の諸収入、雑入としまして158万5,000円を組んでおります。341万5,000円の減となっております。これにつきましては、消費税の還付金としまして158万5,000円を見込んでおります。

その次のページの町債につきましても、前年同額を計上しております。

次の231ページをごらんください。

歳出に入ります。公共下水道費、特定環境保全公共下水道費で特定環境保全公共下水道建設費4億8,026万3,000円、386万8,000円の減となっております。節13の委託料で1,800万円ほど設計委託料の減を見ております。それから工事請負費のほうでございますが、こちらのほうでは1,414万円の工事費の増を見込んでおります。

次の232ページをごらんください。中ほど浄化センター管理費で5,515万8,000円を計上しております。これは132万7,000円の減となっております。これにつきましては、委託料の水質検査委託料のほうで190万円ほどの減になっておる関係でございます。

234ページをごらんください。公債費、元金及び利子で合計1億9,824万3,000円を返還する予定をしております。

以上で、輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、水道事業会計予算の説明をさせていただきます。

241ページをごらんください。

議第14号 平成26年度輪之内町水道事業会計予算。

第1条、平成26年度輪之内町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数2,933戸で、これにつきましては前年より40戸ふやしております。(4)のイの配水施設拡張工事事業費は9,706万3,000円で、前年より350万8,000円の減額でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるということで、収入1億2,559万5,000円、支出1億4,145万6,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるということで、収入を2,416万円、支出を1億1,633万8,000円と定め、不足する額9,217万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)としまして第3条予算内での各項間での流用、(2)第4条予算内での各項間での流用。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。これにつきましては、職員給与費1,268万5,000円としております。

第7条、棚卸資産の購入限度額は100万円と定めるものであります。平成26年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

260ページをごらんください。平成26年度輪之内町水道事業会計収支予算明細書のほうで説明させていただきます。

水道事業収益としまして営業収益、給水収益につきましては1億739万3,000円を見込んでおります。対前年254万1,000円を増額しております。説明の中にありますように、合計で2,933カ所を見込んでおります。

その他営業収益としましては129万3,000円を見込んでおります。毎年、消火栓維持管理費を町の一般会計のほうからここへもらっております。

次のページ、営業外収益、受取利息及び配当金43万7,000円につきましては、預金利息でございます。

3の長期前受金戻入につきましては、1,647万円を計上しております。ここの欄に掲げておりますものは、会計制度の見直しによりまして今年度初めて計上しております。

雑収益は1,000円です。

合計としまして1,690万9,000円でございます。

262ページをごらんください。水道事業費、営業費用、原水及び浄水費で2,002万2,000円でございます。374万1,000円ふえておるわけでございますが、これにつきましては、修繕費のほうでは100万円ほど減しております。それから、動力費のほうで電気使用料を460万円ほど余分に組んでおります。電気料金の値上げを加味したものでございます。

次の配水及び給水費681万5,000円、121万8,000円の減としております。これにつきましては、委託料の中の上水道管理システム更新業務委託料が123万円ほどの減になっております。

次のページ、総係費1,755万2,000円、669万4,000円の増になっておりますが、これにつきましては人件費、事務費等に関する費用で、区分の中の上から4つ目の退職給付費、それから賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額、それから貸倒引当金繰入額、この4項目につきましては、会計制度の見直しによりまして新しくここにこれだけのものが入っております。次のページをごらんください。同じく区分の一番下で使用料及び賃借料という欄がありますが、これにつきましては126万6,000円ほど増額しております。これは、総合行政情報システムASPサービス料、その下の新公営企業会計システムASPサービス料の増でございます。

目4の減価償却費につきましては5,712万4,000円を見ております。

営業費用の合計としまして1億336万5,000円であります。

次のページをごらんください。営業外費用に入ります。支払利息につきましては、本年度は852万4,000円を見ております。これは借入利子を見ております。

次に3の公課費につきましては、消費税及び地方消費税の分で296万3,000円を見ております。

その次の特別損失としまして、その他特別損失としまして2,547万3,000円を計上しております。これは先ほど申しましたように、会計制度の改正によりまして計上するということになりました。今年から新規で計上されるものであります。

次のページをごらんください。資本的収入、工事負担金で416万円を見ております。これにつきましては、新規加入負担金としまして4万3,200円の50件を見ております。

その下の補償金2,000万円を組んでおりますが、これは下水道会計からの補償金でございます。

次のページ、資本的支出、建設改良費、配水施設拡張費、本年度は9,706万3,000円を見ております。これにつきましては、工事請負費で495万円ほど減額しております。委託料では、設計委託料で逆に140万円ほどふやしております。

その下の企業債償還金で1,899万5,000円を見ております。借り入れの元金に当たるも

のでございます。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第13号及び議第14号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び議第14号 平成26年度輪之内町水道事業会計予算については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第20、議第15号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、説明をさせていただきます。議案のほうは議案集の27ページをお願いいたします。

議第15号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例について。輪之内町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年3月6日提出、輪之内町長でございます。

次の28、29ページに課設置条例の一部を改正する条例を掲載しております。それから新旧対照表につきましては、1ページをお願いいたします。

現在の輪之内町の町長部局の組織は、7課4室19係となっておりますが、社会情勢の変化や、近い将来に高い確率で発生するとされております巨大地震や異常気象による

災害への対応が現在求められるようになってきております。

今、アベノミクスによりますデフレ脱却による景気浮揚施策が推進されておりますけれども、1,000兆円を超える公的債務の存在とか超高齢化社会による社会保障費の増大などは、これからの行政に不安の影を落としております。

このような状況の中で、輪之内町のような小規模な自治体は、今後、その生き残りをかけまして、各種施策に計画的に取り組んでいかなければならないという状況にあります。このために、町の姿勢を町の組織として明確にして、それぞれの組織が町の存亡の危機感を共有して、精いっぱい努力をする必要があると考えております。このような基本的な考え方をもとにしまして、現在の組織を再編したいというものでございます。

輪之内町課設置条例の第1条におきましては、課の設置を規定しておりますけれども、地震、水害や新型インフルエンザ等への対応や、それらが発生する以前からのリスクへのマネジメントが専門的に必要になってくるということから、新しく「危機管理課」を新設しようとするものでございます。

災害の発生後におきましては、町の組織はもとより、住民も不安といら立ちの中から相当の混乱が起きる可能性が十分に考えられます。この不安と混乱を少しでも低減するために、想定される事象につきましてリスクマネジメントを専門的に行っていくことがこれから必要になってくるということでございます。

想定される事象につきましては、地震、風水害にとどまらず、武力攻撃であるとか、原子力発電所の事故、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、口蹄疫等、多岐にわたり、したがって、その対応も全庁的に実施する必要が生じてきます。このために、あくまでも中心になるのは危機管理課でございますけれども、各課におきましては危機管理主任という役割を持った職員を置きまして、日ごろから情報収集と共有を図っていくという予定をしておるところでございます。

それから、輪之内町課設置条例の第2条におきましては、各課の分掌事務について規定をしております。それで、町長の考え方を明確に情報発信するために、経営戦略課から広報と統計事務を総務課のほうへ移管いたしまして、秘書部門とあわせて所管することにしたということでございます。

住民にとりましては、町の情報がマスコミ等に取り上げられたことをかい間見ることは、輪之内町はまだまだ活力を失っていない、元気であるということが実感でき、輪之内町に対する愛着が深まるということにつながるかと思えます。郷土愛は町の活力の源であり、所掌事務を通して町長と直結いたしまして、町の考え方を戦略的に広報することによって住民の郷土愛を醸成したいと考えておるところでございます。

また、過去において整備をしましてまいりました公共施設は、やがてその改修の時期を迎えることになり、その際には多額の費用が必要になってくるものと考えられます。このようなことから、財政的な知見を考慮した公共施設等総合管理計画を策定し、その推進

を図っていくために、経営戦略課にその事務を追加したいと考えたところでございます。

なお、課設置条例にはあらわれておりませんが、輪之内町の存在の認知度を高めるために、また輪之内町の生産力を維持発展させるために、産業課に課内室として「地域の魅力発信室」を新設したいという予定をしておるところでございます。地域の魅力発信室によりまして、これまでの特産品開発を継承し、またその販路拡大によって輪之内町の特産品出荷額の増大を図ることを予定しておりますので申し添えさせていただきます。

なお、附則におきまして、輪之内町議会委員会条例の改正もあわせてお願いをしております。

新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思いますが、輪之内町議会委員会条例の第2条におきまして、常任委員会に属する課の名称が記載をされておるところでございます。ここに新たに新設をいたします「危機管理課」を総務産業建設常任委員会のほうに位置づけをしていただきたいということで、改正をお願いするものでございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、平成26年4月1日といたしております。

以上で、議第15号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今度新しく1つの課がふえるということですがけれども、職員総数は変化ないということなのかどうか。変化ないとすれば、現在の各課ごとの職員数と、それから今後新しい組織になった場合の職員数、この辺の変化の状況はどういうふうになるのでしょうか。

それと、その管理職を、恐らく課長を置かれると思うんですがけれども、その辺の配置状況は、今の危機管理課についてはどういう資格といいますか、肩書の人が配置されるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

ただいま御質問がございましたけれども、課の職員の配分につきましては規則のほうで定めておりますけれども、新しい課が1つできましたことによりまして、既存の課と新しい課、その職員の配分をどうしていくかにつきましては、今後検討をしていきたい

ということでございます。

なお、正規職員につきましては、新年度、新規に採用します。それから、この3月末での退職者がおりませんので増となる見込みでございます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これ、4月1日から発足するわけですね。4月1日から発足するのであれば、当然内示といいますか、本人たちも異動することになるわけでしょうから、それに伴って、また新しい業務ですと研修も必要になるかもしれませんし、これから考えるというのでは、ちょっと間に合うのかどうかと疑問に思うわけですけれども、その辺どうなのかということ。

それと総人件費、先ほどの話も絡んでくるわけですけれども、職員数の増減があるのかどうかわかりませんが、総人件費というのは変わらないのか、ふえるのか、その辺、ふえるとすればどのくらいふえるのかということをお伺いしたい。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

おっしゃるように、早目に内示をして、あらかじめ職員も心構えを持てばいいわけですけれども、今回、新しい課ができることにつきまして、その職員につきましても、4月の定期人事異動に合わせて職員を張りつけたいというふうに考えておりますので、その内示は、いつも3月の下旬ごろに出しておりますので、今年度もそのころに出していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから人件費につきましては、当然先ほど申しましたように、新規採用者を採用することによりまして正規職員の数がふえますので、当然増加をしてくるところでございまして、先ほど一般会計の予算の説明でもあったかと思っておりますけれども、人事管理費におきまして人件費をふやしているところでございます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

先ほどの一般会計における人件費の増というのは、新規採用による人件費増というようなことだと思うんですけれども、新しい課の新設による人件費増というのはあるのか、ないのか。

だから、仮にこの新しい課ができなくても、新規採用は当然あったわけですね。です

から、そういうことを考えると、この新しい課ができたからといって、そのことによる人件費の増加はないというふうに考えていいのかどうか。その辺のところを、ちょっと考え方をお聞かせ願いたい。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

新規採用職員がふえて退職者がいないということですので、職員数がふえ、人件費もふえるということですが、これは今回、新しい課を設置しなくても予定をしておったこととさせていただきます。

それで、説明の冒頭に申し上げました、あるいは町長の提案説明にもございましたように、町のこれからの姿勢を組織として見せるために、組織の名称等において町の方針がわかるようにということで、その一つとして危機管理がこれから重要であるということで危機管理課をつくる、あるいは先ほど申し添えた中で、課ではありませんが、課内室という形で地域の魅力発信室というような、その名称から町が取り組むべき姿勢というのがわかっていただけるような、そういった改正をしたいということで、今回、御提案を申し上げたものでございます。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第15号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第15号 輪之内町課設置条例の一部を改正する条例については、原案

のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第21、議第16号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をいたします。議案集の30ページをお願いいたします。

議第16号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年3月6日提出、輪之内町長でございます。

新旧対照表は、4ページ、5ページをごらんいただきたいと存じます。

この一部改正条例を提出するに至る経緯でございますけれども、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布をされております。この法律におきまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第5条第10項を削除いたしまして、同条中の第12項が第11項と改正されたところでございます。

この改正を受けまして、地方公務員災害補償法第30条の2も改正されておりますし、それから非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令も同様な内容で改正され、平成26年4月1日からの施行が予定されておるところでございます。

したがって、これらの改正に合わせて輪之内町の2つの条例も改正しようというものでございます。

31ページの一部改正条例の第1条におきましては、輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものでございますが、新旧対照表をごらんいただきますと、第10条の2の(2)号のところアンダーラインが引いてございますけれども、「第5条第12項」という現在の規定がございます。これを「第5条第11項」に改めまして、法律の条文との整合性が保てるように改正をしようというものでございます。

それから、一部改正条例の第2条におきましては、輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を規定しておりますけれども、こちらのほうは新旧対照表の5ページをごらんいただきますと、第9条の2の第1項の第(2)号中に先ほどの条例と同じように、

「第5条第12項」という記載がございます。これを「第5条第11項」に改めようとするものでございます。

以上で、議第16号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第16号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第22、議第17号 輪之内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をいたします。議案集は32ページをお願いいたします。

議第17号 輪之内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年3月6日提出、輪之内町長でございます。

新旧対照表は6ページでございます。

この一部改正条例を提出するに至る経緯を御説明いたします。

消防団員を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に、公布、施行されたところでございます。

これを受けまして、消防庁におきまして非常勤消防団員等に係る退職報償金を引き上げるために、消防団員等公務災害補償と責任共済等に関する法律施行令が改正をされたところでございます。これを受けまして、町の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例も同様の改正をしようというものでございます。

退職報償金につきましては、別表のほうで規定をしております。今回、その別表を改正しようとするものでございます。

新旧対照表を見比べていただきますと、各区分それぞれ一律5万円引き上げということになっております。ただし、階級区分、団員で勤務年数5年以上10年未満のところは現行14万4,000円ですので、これ一律5万円引き上げますと19万4,000円ということになりますけれども、最低額を20万円というふうに国がしたということでございますので、町の条例も最低額20万円、ほかは一律5万円の引き上げというふうに改正をするところでございます。

それで、この附則のところを見ていただきますと、この条例は平成26年4月1日から施行する。

この条例による改正後の輪之内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるということにしております。

以上で、議第17号 輪之内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、この退職報償金の引き上げについては一律5万円引き上げだというようなことでしたけれども、これが法律に基づいてということですが、この原資、財源は国からの補助があるのかどうか。これ、全額町の持ち出しになるのかどうかということをおちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

ただいまの御質問でございますけれども、毎年、消防団員の退職報償金共済掛金として基金のほうにお金を積んでおりますので、町が支払った分につきましては、そちらのほうから町のほうへ戻ってくるという仕組みでございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、町の負担増というのは、この共済のほうの仕組みをよく知りませんので申しわけないんですけども、町の負担というのはどのくらいふえるものなのか。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

町の予算がどれくらいふえるかということですが、当然この退職報償金を支出するときには歳出のほうから支出をしますので、そのときに歳出はふえます。それから、先ほど申しましたように、基金のほうからお金が戻ってまいりますので、差し引きいたしますと、町の負担がないということですが、毎年、共済掛金をしておりますので、共済掛金は毎年払っていかなくてはいけないということですが、この掛金の算定におきましては、その実際の報償金の支払い額を計算根拠とはしておりませんので、決められた根拠によって支払っておりますので、退職者が多かったから掛金が次のときにふえるとか、そういうことはございません。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第17号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 輪之内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第23、議第18号 輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは御説明いたします。議案34ページをお開きください。あわせて新旧対照表につきましては、7ページをごらんください。

議第18号 輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例について。輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年3月6日提出、輪之内町長。

35ページに一部改正の内容を掲げております。

内容といたしましては、本条例による奨励金の交付対象業種であります製造業及び情報通信業を規定しております日本標準産業分類が平成25年10月30日付、総務省告示第405号をもって改定されたため、改正するものでございます。

この日本標準産業分類の改正の具体的な内容につきましては、製造業においては床板製造業の項目移動ということで、今までは製材業、木製品製造業の分類にありましたが、それが造作材・合板・建築用組立材料製造業のところへ項目移動をしたということ、そして暖房装置・配管工事用附属品製造業の名称変更ということで、「暖房装置、配管工事用附属品製造業」という名目でありましたが、これが「暖房・調理等装置、配管工事

用附属品製造業」に名称変更をされたという2点と、情報通信業におきましては、「市場調査・世論調査・社会調査業」が新設されたという1点の改正内容でございます。

なお、附則にございますように、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回、この総務省告示が新しく発効されたということで、それに合わせて年度を変更したということですが、内容は全く変化がないということですね。我が町の企業立地促進に関しては全く関係のない改正だということによろしいですね。

それで、私もちょっとこれを見てみたんですけども、過去十何回変更しているわけですね。けれども、日本標準産業分類という言葉は多分変わっていないと思ったんですけども、であるなら、中身が変わったときだけ条例改正をすればいいわけであって、この「平成25年」というものを抹消してもいいんじゃないかと。この「日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業をいう」という表現でいいんじゃないかと。今の「平成25年総務省告示」を入れると、また今度総務省告示に新たな業務の追加があったり何かしたとき、我が町のこの企業立地には全く関係なくても、また改正しなきゃならないということになるわけですので、これ抹消したほうが業務の合理化につながるんじゃないかというふうに思うわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

お尋ねの件は、町にとっては関係ないということでございます。実質は確かにここの文言を変えるだけですので大きな影響はございませんが、ただ、先ほど床板製造業等が変わったというふうに申し上げましたが、もし町に新規参入してみえる業種がそういった業種であれば、もとの条例内容であれば該当しないというようなことにもなりかねませんので、ここははっきりと、今現在については25年に改正された、これは親元は統計法なんです、それが改正されたたびに変更しておるところでございますので、先ほどおっしゃられた「平成25年総務省告示第405号」であります、こういった表示をなくしたらどうかという御提案でございますが、意見として頂戴をしておきます。以上でご

ざいます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第18号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第24、議第19号 輪之内町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、日程第25、議第20号 輪之内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について及び日程26、議第21号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを一括議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、説明させていただきます。議案集は36ページをお願いいたします。

まず、議第19号 輪之内町職員の修学部分休業に関する条例の制定について。輪之内町職員の修学部分休業に関する条例を次のように定めるものとする。平成26年3月6日提出、輪之内町長でございます。

37ページ、それから38ページにかけて条例案が記載されております。

職員の修学部分休業制度といいますのは、平成26年の地方公務員法の一部改正で新た

に設けられた制度でございまして、職員が申請した場合において公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに、大学、その他の教育施設において修学をするために、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認すると、そういった制度でございます。

平成16年にできておるわけでございますけれども、制度が創設された当時におきまして、輪之内町では直ちに町で条例を整備して町の職員に適用すべきものでもないといった判断から、これまで条例の制定を見送ってまいったところでございます。

そこで、いわゆる第3次一括法が施行されたことによりまして、その中で地方公務員法の一部も改正をされまして、修学部分休業に関するところで、これまで2年を超えない範囲内において修学部分休業をとることができるというような法律で定められた要件があったわけでございますけれども、この休業期間につきましては、第3次一括法による改正によりまして条例規定事項とされたところでございます。

これを機会に、改めて条例の制定が必要かどうかという検討をした結果、地方公務員法でひとしく地方公務員に適用される修学部分休業制度を条例が整備していないがために、輪之内町の職員に適用できないということはいかがなものかという結論に達しまして、今般、条例制定をお願いするものでございます。

条例につきましては、37ページでございますが、第1条では趣旨を規定してございまして、第2条におきましては修学部分休業について規定をしております。1週間の通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位としてとることができるというふうにしてございまして、第2項では、教育施設を規定してございまして、それから、第3次一括法で新たに条例制定が決められたのがこの第3項でございまして、修学に必要なと認められる期間をこの条例で3年というふうに規定をさせていただきました。

第3条におきましては、修学部分休業取得中の給与でございまして、当然勤務しておりませんので、その分については給与を減額するというように規定をしております。

それから、第4条では修学部分休業の承認の取り消し事由ということで、教育施設を退学したとか、そういった事情が出たときには修学部分休業を取り消すということを規定をしております。

なお、この条例につきましては、先ほどの一括法の改正がございまして、平成26年4月1日から施行するというようにさせていただきますところでございます。

続きまして、39ページでございます。

議第20号 輪之内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。輪之内町職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定めるものとする。平成26年3月6日提出、輪之内町長でございまして。

条例案につきましては、40ページ、41ページでございまして。

この職員の高齢者部分休業につきましても、修学部分休業制度と同様に、平成16年の地方公務員法の一部改正で新たに設けられた制度でございます。高齢職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときに、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認する制度でございます。

これまで条例を制定してこなかった理由につきましては、先ほどの修学部分休業の条例と同様の理由でございます。

この高齢者修学部分休業につきましても、第3次一括法による地方公務員法の一部改正が行われまして、これまでは高齢者部分休業の定年退職日からさかのぼって5年を超えない範囲内において休業をすることができるというような法律の規定があったわけでございますけれども、この法定要件が削除されまして、高年齢として条例で定める年齢に達した職員について適用するというところにされたところでございます。この第3次一括法による地方公務員法の改正を機会にこちらのほうも検討をいたしまして、修学部分休業と同様、輪之内町の職員に適用できるように条例を制定したいということで提出をさせていただいたものでございます。

条例の第1条では趣旨を規定しておりまして、第2条におきましては高齢者部分休業について定めておりますが、こちらのほうも1週間当たり通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、30分を単位として取得することができるというふうにしております。それから、高年齢として条例で定める年齢というのが地方公務員法の中で決まっておりますが、その年齢については55歳ということで規定をしたいということでございます。

3条は高齢者部分休業取得中の給与でございまして、こちらのほうも勤務しなかった時間については給与を減額支給するというようにしております。

第4条におきましては承認の取り消しまたは休業時間の短縮ということでございますが、高齢者部分休業をしている職員の業務をほかのものがすることが著しく困難になった、そういったような場合で部分休業している職員の同意がとれた場合には、承認を取り消したり、あるいは休業時間を短縮することができるということを規定しております。

それから、第5条におきましては休業時間の延長ということで定めております。

なお、附則におきまして、こちらの条例も平成26年4月1日から施行するというようにしております。

続きまして、41ページでございますけれども、議第21号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について。輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように定めるものとする。平成26年3月6日提出、輪之内町長でございます。

こちらは、42ページから45ページにかけて条例案を載せさせていただいております。

この条例につきましては、地方公務員法の一部改正によりまして配偶者同行休業とい

う新しい制度が設けられたところでございます。それで、地方公務員法の規定によりまして条例で定めるべき事項を定めるというものでございます。

配偶者同行休業制度といいますのは、公務において活躍することが期待される有為な職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする休業制度でございます。簡単に申せば、配偶者の方が外国に仕事の関係、あるいは学校等へ行かれて海外に住まわれた、そのときにその配偶者の方が同じところで生活をすると、その場合には公務を離れるわけでございますので、その間、休業を認めようという制度でございます。

条例の第1条では目的を規定しておりますし、第2条では配偶者同行休業の承認について定めております。

第3条におきましては配偶者同行休業の期間ということで、3年間というふうにご規定をしております。

第4条におきましては配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由ということで、先ほど申しましたように、外国での勤務等々についてここで定めをしておるところでございます。

第5条におきましては配偶者同行休業の承認の申請ということで、申請の手続についてここで定めておるところでございます。

第6条におきましては、配偶者同行休業の期間の延長につきまして定めておりますし、第7条におきましては、配偶者同行休業の承認の取り消し事由を定めておりまして、外国に滞在しなくなった、あるいは配偶者でなくなったといったような場合を規定しておるところでございます。

第8条におきましては届け出について、届け出すべき事項を規定しておるところでございます。

第9条におきましては、配偶者同行休業に伴う任期つき採用及び臨時的任用について定めをしております。

それから第10条におきましては、職務復帰後における号給の調整ということで、配偶者同行休業を終了して職務に復帰した場合における給与の号給等の調整について規定をしておるところでございます。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するというようにしておりますが、先ほどの2つの部分休業条例とあわせて年度の区切りのいいところで施行したほうがいいと考えまして、平成26年4月1日から施行するというようにしたところでございます。

それから、附則の第2項におきまして、輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部改正をするということでございます。新旧対照表は8ページでございますけれども、この条例の施行に伴いまして、輪之内町職員の育児休業等に関する条例の第2条の(1)号を改正するというところでございますが、第2条は育児休業をすることができない職員

について規定をしておりますが、ここに「地方公務員法第26条の6第7項」というのを
つけ加えるということで、この配偶者同行休業をとった者もこの中に入れるという改正
でございます。それから第10条におきまして、育児短時間勤務をすることができない職
員、こちらのほうにもこの配偶者同行休業を取得した職員について新たに追加をする改
正でございます。

それから附則の第3項におきまして、輪之内町人事行政の運営等の状況の公表に関す
る条例の一部改正も行うものでございます。こちらのほうは新旧対照表の9ページでご
ざいますけれども、第3条のところに報告事項ということで、任命権者が報告すべき事
項が記載されておりますけれども、この中に「職員の休業に関する状況」についても報
告をするということで、追加をするというものでございます。

以上で、議第19号から21号までの説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく
お願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

ちょっと内容がうまく、私、理解できないんですが、この職員の修学部分休業に関す
る条例の修学部分というのは、これは趣旨からずうっと見ていって、休業とか内容を見
てくると、職員の修学のため必要とされる時間についてということで、修学というこ
とは勉強するという、資質向上のために使う時間というふうに僕は理解するんですが、そ
うであるならば、これは業務に今後大いにプラスになるのに、なぜその時間を減額して、
給料を減額するのかと。それは認めること自体において、それは勉強してもよろしいよ
と、その分のリスクを冒してまでも職員の方が、給与を減額されてまでも修学されるん
かなあというふうに私は思うわけなんで、単純に私はそういうふうに理解したものでそ
ういうふうに思うだけで、その部分が違ふとあれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

ただいまの御質問、学校、大学等で勉強して、それが後々職務に生かされるのであれば、それは特別な休業じゃなくて本来の職務として行かせてはどうかという御意見かと思
いますけれども、結果的に、当然後々役に立つために学校等で勉強してくる、そのた
めに休業を認めるという制度でございますが、その間におきましては、本来の職務には

従事していないということになりますので、その部分についてはやむを得ず給与はカットするというところになりますのでございます。

当然、職員研修としていろんな研修会に参加したいということにつきましては、それが本来の職務の一つと考えておまして、出張させて研修等を受けてくるということでもございますが、この大学等で勉強するということについては、地方公務員法もこういった部分休業をとって勉強しなさいといった内容になっておりますので、やむを得ず給与のほうはカットすべきものというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

職務研修とか、いろんな研修の中でそういう部分については、今総務課長がおっしゃったとおり、給料には全く関係なく短期間に終わるからそういうことだと。例えば、1日で終わるとかという形の中での研修、長くても2泊3日か、そういうふうに限定された中の短い期間と認定された場合には何ら関係ない、ただ出張とかというような許可ぐらいの内容で済むということだと思うんですが、この大学とか専門のところで勉強するということは、その道のその目的に対しては後に大きな利益を生むのではないかと。でも、それが地方公務員の中の、例えば輪之内の職員の方においては関係ないんやと、あくまでも上のほうから流れてきた情報にもたれて職務を遂行する目的で勤務されておるので、独自にその辺を深く広げて勉強する必要はないという地方公務員の考え方がそこに根強くあるのか。国の法律、上位法にもたれて職務を遂行すればいいから、自分で自分で勉強したいという人については給料をある意味減額しますよというふうに捉えてつくられているのかということが、私の中ではちょっと解せんなど。

だから、そうであっても輪之内として、この修学部分休業に関する届けが出たときに、どうかという審査をしたときに、これは減額対象にしないほうがいいとか、これはしたほうがいいとか、そういう審査の中にそういう協議、そういうことがあるのかどうか。何でも出てきたら丸になるのか、そこら辺のことはどういうふうですかね、これ。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

ただいまの件につきましては、そのケース・バイ・ケースによって給料を減額したり、あるいはしなかったりすることが可能かどうかということでもございますけれども、今回、この条例を制定することによって修学部分休業制度にのって申請をし、大学等で勉強した場合においては、この条例の規定によってその休業した部分については、ケース・バイ・ケースでなく一律に給与をカットしていくということになるということでもございま

す。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第19号、議第20号及び議第21号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 輪之内町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、議第20号 輪之内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について及び議第21号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第27、議第22号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をいたします。議案集46ページをお願いいたします。

議第22号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について。輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例を次のように定めるものとする。平成26年3月6日提出、輪之内町長でございます。

47ページに条例が載せてございます。

この条例の提出に至る経緯でございますけれども、水防法の一部が改正されまして、事業者等の自主的な水防活動の取り組みが強化され、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設のうち、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもので、洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものについては、当該施設の所有者または管理者からの申し出があった場合には、町の地域防災計画にその施設の名称及び所在地を定めて必要な対策を行うこととされたところで

ございます。この水防法の改正を踏まえまして、対象となる施設の用途及び規模を条例で定める必要が生じたので、新たに条例を制定しようとするものでございます。

第1条におきましては趣旨を規定しております。先ほど述べたとおりでございます。

第2条で基準を定めておりますが、この基準につきましては、用途及び規模について決めるということでございますので、用途につきましては、工場、作業場または倉庫というふうに規定をいたしまして、規模につきましては、延べ面積が1万平方メートル以上であることとするという規定にしたところでございます。この基準は、国土交通省令と同じ内容でございますけれども、ほかの基準を設ける合理的な理由も直ちに見つからないということでございますので、国土交通省令と同様の規定をしたというところでございます。

この条例の施行日は、公布の日から施行するというようにしております。

以上で、議第22号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定についての説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これも委員会付託になっておるようですので、ちょっと簡単にお聞きしておきたいんですけれども、この条例の目的が十分理解できないものですから、当該施設の用途ということは、避難場所に指定するという意味のことを言っているわけですか。要は大規模工場の施設とか、あるいは用地を避難場所に指定するとか、そういう意味のことを言っておるのかどうかということをお伺いします。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をいたします。

今、御質問にあったような避難所として使うとか、そういったことではございませんで、先ほど水防法の改正のところでも若干説明させていただきましたけれども、事業者等の自主的な水防活動の取り組みをされるよう、水防法を改正して強化したということでございます。地域防災計画にある用途、ある規模の、条例で先ほど説明しました1万平方メートル以上のものを有する所有者の方、あるいは管理者の方が申し出された場合

には、地域防災計画にその名称と所在地を載せるということになりますが、そういった名称、所在地が防災計画に掲載された後の取り組みといたしましては、町の防災会議は、地域防災計画においてその施設の所有者、または管理者に洪水予報等の伝達方法を定めるということになりますし、施設の所有者、または管理者の方は、大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を事業所のほうで策定していただいて、その計画に基づいて訓練を実施していくということになります。

それから、洪水時の浸水を予防する自衛水防組織を置くよう努めなければならないというふうにされたところをございまして、町の防災計画に掲載されたことによって、町のほうはそこに洪水の情報等を伝える。事業所においては自主的な取り組みで、洪水時の浸水の防止に努めていくことになるということをございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第22号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第28、議第23号 輪之内町社会教育委員条例の制定についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

議案の48ページをごらんください。

議第23号 輪之内町社会教育委員条例の制定について。輪之内町社会教育委員条例を次のように定めるものとする。平成26年3月6日提出、輪之内町長。

49ページに条例を載せております。

町長の提案説明にもございましたとおり、第3次一括法により社会教育法の一部が改正されました。従来は国が定めていた社会教育委員の委嘱基準について、文部科学省で

定める基準を参酌し、条例で定めることとなりましたため制定するものでございます。

第1条で設置目的をうたっております。

第2条で委嘱の基準ということで、今回の制定の目的でございます。これは社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌する基準を定める省令第1条を参酌しまして、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するというふうにしております。

3条では定数、4条では任期、5条では報酬及び費用弁償、6条では解嘱、7条ではその他必要な事項を定めております。

また、この条例の施行日は、平成26年4月1日からとしております。

議第23号 輪之内町社会教育委員条例の制定について、説明を終わらせていただきます。御審議をよろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 輪之内町社会教育委員条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第29、議第24号 安八郡広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○調整監兼福祉課長（岩津英雄君）

議案集50ページをお開きください。

議第24号 安八郡広域連合規約の変更に関する協議について。地方自治法（昭和22年

法律第67号) 第291条の3第1項の規定に基づき、安八郡広域連合規約の一部を次のとおり変更するものとする。平成26年3月6日提出、輪之内町長。

この変更につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、安八郡広域連合規約の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の最後の10ページをお開きください。

改正前は「障害程度区分」という名前をつけておいたものを「障害支援区分」に変更するものでございます。

この変更を協議するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第24号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第24号 安八郡広域連合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第30、議第25号 財産の取得についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは御説明をいたします。議案集は52ページをお願いいたします。

議第25号 財産の取得について。輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輪之内町条例第10号）第3条の規定に基づき、輪之内町防災拠点建設事業に係る土地取得について、下記の土地を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月6日提出、輪之内町長でございます。

取得の目的につきましては、輪之内町の防災拠点建設事業に係る土地の取得ということでございます。取得する土地につきましては、輪之内町大吉新田字和ノ割1109番ほか33筆でございます。なお、別紙1のほうにその各筆ごとの地番が表示してございます。地積につきましては、34筆合計いたしまして2万4,774平方メートルでございます。取得金額につきましては、1億6,846万3,200円でございます。なお、地権者の方につきましては、総数22名ということでございます。

それで、別紙2がつけてございますけれども、今回の防災拠点につきましては、12月の第4回定例輪之内町議会で補正予算を可決していただいたところでございますけれども、その際に国土交通省と輪之内町がそれぞれ隣接して一体となって防災拠点を整備しようということを御説明しておりますが、その輪之内町と国土交通省の境界も定まりましたので、地権者の方と仮契約をし、今回、取得についての議案提出に至ったということでございます。

なお、国土交通省と輪之内町の境界は、非常に地番が見にくいわけでございますけれども、大吉新田字和ノ割1129番、それからその右側の1112番、このところに東西に線が入り、ここで国土交通省分と輪之内町分を区切るというような形になるということでございます。

なお、買収単価につきましては、1平方メートル当たり6,800円ということで最終的に決定をしたところでございます。

以上で説明を終わりますので、御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、この土地の取得は公拡法に基づくものなのかどうか。要するに、土地の取得税の取り扱いはどうなるのか、この辺はどうなるかということをお伺いしたいと

思います。

それから、取得した後の管理の方法、どのように管理していくのか。それで、前回の12月議会のときの説明では、まだどういうものをつくるか具体的には決まっていないということでしたけれども、いつまでも農地のまま保有するというのもいかなものかと思えますけれども、この今後の具体的な計画というのはどのように考えておられるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

公拡法で取得するということではございません。土地収用法のほうで収用事業として取得するということではございます。

それから、管理の方法であるとか、今後の予定について御質問でございませぬけれども、用地がきょうの議会で議決をいただければ正式に取得ができるということになりますので、今後において詰めたいと考えております。いろいろなアイデアもございませぬが、例えば施設をつくるということになれば、当然その費用負担も発生し、後の維持管理費、また日常の使い勝手、そういったことも発生してくると思えますので、慎重に検討しながら考えていきたいというふうに思っております。

今は堤防下の田んぼでございませぬので、当然埋め立てを完了するまでにはまだ時間的余裕もあるということではございませぬので、鋭意努力して、今後の計画について詰めていきたいというふうに考えておるところでございませぬ。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

取得することについては前回の12月議会で認めているわけですが、本来必要があって、それから土地を取得するというのが本来のあり方ではないかと。取得してから何をつくるか検討するというのは、これは本末転倒ではないかというふうに私は思うわけですが、これから検討するということだと、検討結果が的確なものにならなかった場合は、全く無駄な投資になってしまうということになるわけですが、そういうことにならないように努力するとは言われると思えますけれども、そのような見通しはどのようなかということですね。検討する検討するでは、これはちょっとなかなか町民の納得も得られないのではないかというふうに思うわけですが。

それともう1つ、あそこは農地なんですね。現在も稲作をしておられる。それを町が買収することによって所有権移転となって稲作ができなくなるとなれば、これはまた農業振興の面からいっても遊休地を放置するということになってしまう可能性があるとい

うふうになるわけですので、その辺はできるかどうか知りませんが、はっきりとした計画が立つまでは営農組合などにこのまま貸与して稲作を継続するとか、そういうようなことも可能ではないかなというようなことを思うわけですが、この除草だけに膨大な経費を年々投資するというのも、これまた無駄なことになるというふうに思うわけですが、その辺の考え方はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

防災拠点の施設につきましては、先ほどから申し上げておりますように、国土交通省と隣接して一体的な活用ができるようにということで整備をしてまいるものでございますので、国土交通省との連携も図りながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

その施設にどういったものをつくるかということは、当然これだけの投資をして住民の人に理解を得なくてはいけないので、それ相当のものを当然ながら考えていかななくてはならないというふうに思っておるところでございますが、少なくとも土盛りをすることによって、歴史的にも過去には助命壇というようなものがあつたわけですが、そういった機能は十分に果たしていけるというふうに考えております。

ただ、雨ざらしのところ、台風のさなかで避難がそこに長くできるのかということになりますと、やっぱりそれなりの対応できる施設も今後において検討していかなくてはならないというふうに思っておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

（「農地」と9番議員の声あり）

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

農地、営農組合に貸すという予定は、現在のところございません。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第25号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは先ほど言いましたけれども、12月議会でそれを承認しているわけですので、今さら反対というわけにはいかないかもしれませんが、やはり土地の有効利用を進めていかなければならない。遊休地の管理としての踏襲にならないように、積極的に事業を進めていただいて、早期にこの事業を完成させるように、そういうことを条件にして賛成していきます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第31、議第26号 町道路線の廃止についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。

議第26号 町道路線の廃止について。道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を次のように廃止するというございます。

お手元の平成25年度道路台帳内訳により説明させていただきます。

町道路線の廃止につきましては1路線でございます。東大藪の企業誘致予定地の造成に伴いまして、この敷地を通る町道路線全てを廃止するものでございます。

次のページに図面を添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

よろしく御審議のほど、お願いします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第26号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第32、議第27号 町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

議案書の58ページをお願いいたします。

議第27号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線を次のように認定するというございですが、これも平成25年度道路台帳内訳により説明させていただきます。

先ほど町道路線の廃止をいたしましたけれども、企業誘致予定敷地以外に残る道路を再度町道として認定するものが2路線のございします。

また、大藪の宅地開発により新たに造成されました道路を認定するもので、合計3路線のございします。

25年度の認定の延長と面積、町全体の延長と面積並びに認定路線の図面を参考に添付させていただきましたので、よろしく御審議いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この平成25年度の道路台帳内訳という資料をいただいておりますね。これを見ますと、道路廃止及び認定延長・面積のところでは延長139メートルの延長になるわけですね。363.5メートル廃止して、502.5メートルの認定ですね、ふえるわけですね。それで、町全体の变化についても当然同じことで、31万5,326.6メートルになると、139メートルふえると。ところが、面積のほうは1,767.45平米が……、これどう見たらいいんですか。差というのはふえるということですか、これ。

それから、面積のほうは2,386.24平米の、これ道路幅、面積、この上の表と下の表がなぜこの数字が違うのかというのがちょっと理解できないんですけれども、実面積の差が町全体では2,386.24の差がある、それから今回の認定と廃止においては1,767.45の差で、これどういうことですか。どうしてこれ数字が違うのか、同じ数字になるべきじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

この面積につきましては、本日のこの認定廃止路線だけのものではございませんで、同じ既に認定してある道路の道路拡幅とかによって面積はふえますし、敷地の買収等もございまして、例えば4メートル道路を1メートルふやして5メートル道路に買収したというところなんかは認定、廃止については関係ございませんけれども、町全体の面積としてはふえることになりますので、本日の認定、廃止の路線だけのことではございませんので、御了解をお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、これ139メートルというのは、たまたま一緒になったということだけのことなんです。この数字から見ると、その場所での差のことかなというふうに思ったんですけれども、今の説明ですとほかのところもあるというのであれば、延長も総延長もこの数字が変わってきて当然かなと思うんですけれども、たまたま偶然139メートルと

いうことになったということでしょうか、これは。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

実延長についてはたまたまということですが、面積についてはその都度、その年度に増減した分を調整しておりますし、また総面積と実面積でございますけれども、交差する路線がございますが、総面積は一つの路線として両方重複する場合も面積としてカウントしますけれども、実面積は重複する部分、重なる部分については減らしますので、総延長のところは違ってきますし、面積も異なってまいります。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第27号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって3月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号から議第14号まで及び議第19号から議第23号までについては、3月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、3月14日に委員長報告をお願いします。

○議長（高橋愛子君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

（午後2時48分 散会）

平成26年3月6日開会 第1回定例輪之内町議会

第2号会議録 第9日目

平成26年3月14日

○議事日程（第2号）

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 一般質問
日程第3 議第3号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）
日程第4 議第4号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第5 議第5号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議第6号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議第7号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議第8号 平成25年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第9 議第9号 平成26年度輪之内町一般会計予算
日程第10 議第10号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
日程第11 議第11号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
日程第12 議第12号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算
日程第13 議第13号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第14 議第14号 平成26年度輪之内町水道事業会計予算
日程第15 議第19号 輪之内町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
日程第16 議第20号 輪之内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第17 議第21号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
日程第18 議第22号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について
日程第19 議第23号 輪之内町社会教育委員条例の制定について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成26年第1回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強

(午前9時00分 開議)

○議長（高橋愛子君）

ただいまの出席議員は9名で、議員定足数に達していますので、平成26年第1回定例輪之内町議会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第3号、議第7号、議第8号、議第9号、議第13号、議第14号、議第19号から議第22号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第3号から議第6号、議第9号から議第12号、議第23号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までといたします。

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目、町制施行60周年記念事業について。

当町では、今年4月に町制施行60周年を迎え、これを機に来庁者の利便性の向上や災害防災拠点施設としての機能強化等を目的に庁舎の改修が行われ、記念事業の一環として町のマスコットキャラクターをデザインした原付ナンバープレートの作製、昭和29年4月から今年の8月号までの広報紙のPDF化の事業が予定されておりますが、祝賀式典や記念イベントはどうか、町民への周知とかかわり方はどうされるのか。この町制60周年記念事業の捉え方、進め方等、全体像についてお尋ねをいたします。

2点目、小・中学校の熱中症対策について。

近年、地球温暖化の影響か夏には猛暑が続き、暑さ対策として水を霧状に散布する簡易型ミストシャワーが注目を浴びています。全国各地の多くの学校で熱中症対策として、このミストシャワーを設置して効果を上げているそうです。

このミストシャワーは、水道の蛇口から引いたホースを天井等に設置し、水圧でホー

スのノズルから水を噴霧する仕組みで、肌に細かい水滴を浴びて涼しく感じるほか、蒸発時に気化熱を利用して周囲の気温を下げます。また、大変安価で電気不要であることから、環境にも優しいエコ製品でございます。

設置事例を見ましても、おおむね好評で、子供たちからも涼しくて気持ちがいいと歓声が上がっているそうです。

本町においても小・中学校全教室へのエアコン設置の要望が出ておりますが、今夏に向けて取り急ぎ暫定的処置として、猛暑・熱中症対策の効果が望めるミストシャワーを小・中学校に普及させてはいかがでしょうか。町長の御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

それでは、ただいま御質問いただきました上野賢二議員の町制施行60周年記念事業についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、昭和29年4月1日に福束村、仁木村及び大藪町を廃し、その区域をもって輪之内町が置かれました。その後、平成の大合併のうねりの中で輪之内町は単独の道を選択し、今日に至っております。

これまで輪之内町では、合併後、5周年ごとの節目の年に記念事業を行ってまいりました。

昭和59年の30周年記念では、新庁舎が完成し、平成元年の35周年記念では、町のイメージソング「緑きらめく町」、新しい音頭の「たんぽぽ音頭」、そして旧輪之内音頭をアレンジした「輪之内音頭」を発表いたしましたところであります。

平成6年の40周年記念では、プラネットプラザの完成記念式典、平成11年の45周年には、カナダのヒントン町と「友好親善宣言」の調印を行いました。

また、平成16年の50周年記念では、中部日本交響楽団と町民コンサートを実施し、平成21年、直近の5年前であります。55周年記念では、「G o G o (55) 輪之内」と題して盛大にふれあいフェスタを実施したところあります。

さて、平成26年は、町制施行60周年の節目の年であります。町では、この平成26年を「郷土愛を育む年」、そして「防災・減災元年」と位置づけて、各種記念行事や施策の展開を図りたいと考えております。「郷土愛を育む年」の実現に向け、例えば「私、輪之内が好き」というようなキャッチフレーズとともに、記念事業を展開してまいりたいと考えております。

第5次総合計画のテーマは、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」ですが、これは全て先ほど申し上げた「私、輪之内が好き」というフレー

ズに集約されるのではないかと、そんなふうに考えております。

町制35周年を記念して制作した「緑きらめく町」は、爽やかなイメージソングであり、町民にも親しまれ、町も「緑きらめく輪之内町」を後世に残すように、住民の方々と協働して環境問題に積極的に取り組んできたところでもあります。このように、歌が人に及ぼす影響は大きいものがあるかと思っております。

そこで、平成26年度には、輪之内に愛着を持っていただけるような新しい輪之内の歌を制作し、特に次の世代を担う小・中学生を中心に口ずさんでもらい、成人になっても輪之内町に愛着を持ってもらいたいと考えております。

御質問にもございましたように、町のマスコットキャラクターをデザインした原付ナンバープレートの製作や、広報紙のPDF化も郷土愛につなげてもらえるものであり、また産業課内に新設を予定しています「地域の魅力発信室」、これは課内室でございますけれども、ここから町の内外に向かって町の魅力を発信することによって、町外の方からも「私、輪之内が好き」と言ってもらえるようにしたいと考えております。

2つ目のテーマである「防災・減災元年」につきましては、これから30年以内に70%の確率で発生すると言われております南海トラフの巨大地震等に備えて、愛すべき郷土の人や財産を守るため、町民が一丸となって防災・減災に取り組んでいただくように、町の組織に新設する「危機管理課」が中心となって進めてまいりたいと考えております。

庁舎改修による防災機能の強化や、太陽光発電設備による避難所である町民センターの電源確保も進め、また大吉地内に今後建設する防災拠点の構想づくりも鋭意進めてまいりたいと考えております。

なお、記念式典につきましては、多くの町民の方や町外の方が来場される「ふれあいフェスタ」の中で実施することが最良であると考えております。議員各位や関係機関にも御協力を賜りたいと考えております。また、ふれあいフェスタの前夜には「ふれあいコンサート」も開催する予定としておりますので、申し添えさせていただきたいと思っております。

続いて、2点目の小・中学校の熱中症対策についての御質問にお答えいたします。

近年の夏期における温度上昇は、地球温暖化等も絡んで非常に著しいものがございます。夏休みを除く6月から9月までの約80日間のうちに、30度を超える日が大体30日から40日ぐらいに増加しているとの統計もございます。

現在、小・中学校では、暑さ・熱中症対策として、全教室に扇風機2台、グリーンカーテン、日よけのよしず、ウォータークーラー等を設置するなど、さまざまな対策を行っているところであります。

熱中症対策には小まめな水分補給が必要でありますので、養護教諭を中心に、児童・生徒にお茶を持ってくるように指導したり、熱中症計により毎日湿度を測定し、屋外での活動の判断を行っているところであります。また、学校だよりでは、保護者に熱中症

への注意喚起を行っております。また、運動会、体育祭等では、お茶、スポーツ飲料等
で対応をしているところがございます。

先ほどの議員の御提案のように、猛暑・熱中症対策としてのミストシャワーを導入し
ている学校も全国の各地にあるようです。岐阜県下では、恵那市立東野小学校にミスト
シャワーが設置されておると聞いております。各学校の屋外、グラウンドの出入り口、
または渡り廊下等に設置され、霧が周囲の熱を奪って蒸発することで平均2度から3度
ほど気温が下がるようでございます。そういう意味では、体育の授業や部活動等で体温
が上昇した子供たちのクールダウンに活用していると、そんなふう聞いております。

当町においても、将来的には暑さ対策として小・中学校全教室へのエアコンの設置を
視野に入れて検討を重ねておりますけれども、ミストシャワーそのものは、簡単、低コ
ストでできるということでございますから、一つの手段として導入も検討してまいりた
いと、そんなふう考えております。

以上で、上野賢二議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

まず、60周年記念事業ということでいろいろお考えをさせていただいておること
でございます。お話の内容から、改めて式典等はしないということだろうと思いますが、
既存のイベント等にそういった趣向を取り込んでいくということで、ふれあいフェスタ
をその重要なイベントと捉えてみえるということだろうと思いますが、私もそういう既
存のイベントを利用した中で、そういった60周年の趣向を入れながら進めていくのが一
番ベターではないのかなというふうに考えておりますので、その方向で進めていただ
ければと思います。

いずれにしても、町民の方と意識を共有して、この60周年を祝うということが大
前提だろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点面のミストシャワーでございますが、私もこれを知りまして、時期的
に今の時期につけるのはおかしいんですが、早速どんなものか、私、インターネットで
2,500円で取り寄せまして、うちの玄関先につけました。孫が大変喜びまして、何回で
も、じいちゃん、まだやってもいいかと、もっとやってもいいかということで、この寒
いのにジャンパーを着てきて、そのうち傘を差して、本当に喜んでおるとい
うことで、子供が喜ぶということも一つの効果があるんじゃないかなというふうに思
っております。

先ほど言いましたように、非常に安価でございますので、学校に2カ所、3カ所つけ
ても、1万円や1万5,000円程度でつくのかなという感覚を持っております。うちの

家庭用ですので本当に安い簡易なものでございましたが、それでも効果はかなりあるなということでございますので、検討していただくということですが、ぜひとも導入をしていただければというふうに思います。

これは町長、どうですか、今検討ということですが、いろいろ見てみますと、全国あちこちで、とりあえず検証して、効果があるからつけるというようなことで、かなり検証した結果つけてみえるということですので、改めて検証する必要はないと思うんですね。それだけの効果が、全国津々浦々、あちこちでつけているということは、そのような効果があるだろうということですので、これはぜひとも導入するという考えをいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問というか、考え方についての御意見を頂戴しました。

まず、通常イベントの中で町制60周年を位置づけるということについては御理解を得たようでございますが、いずれにしても、10周年という節目の年を町民の皆様と方向性を一にしながら、この町のありようをともに考えていくということが大事だろうと考えておりますので、その辺は意思を同じ方向に向けるように、いろんな意味で努力をしてみたいと思っております。

それから、2点目のミストシャワーの件でございます。議員の御指摘がございましたように非常に安価なものでございますので、検討するとかしないというよりも、ほとんど学校の維持費の中で対応できる程度のものでございます。熱さ、寒さというのはかなり感覚的なものというか、シンボリックな意味もございまして、できることからやっていけたらと、そんなふうに思います。よろしく御理解をお願いします。

（1番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

ありがとうございました。ぜひとも導入していただいて、先ほども言いましたが、子供たちは歓声が上がるというぐらい喜ぶますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで質問を終わります。

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いて、お尋ねいたします。

まず、高齢者への医療費助成についてお伺いします。

この4月から消費税が5%から8%に引き上げられます。安倍内閣は、この消費税引き上げは、社会保障制度の拡充のためのものであり、全額社会保障に充当すると言いながら、大企業に対する法人税減税や、国土強靱化の名のもとに不要不急の大規模な公共事業に膨大な財政支出を行っています。

その一方で、後期高齢者医療制度の保険料の引き上げや、70歳から74歳の人の医療費窓口負担を倍増し、生活保護基準の見直しや、年金生活者への年金支給額の削減など、安倍自公政権は、国民を欺いて、社会保障制度の拡充とは全く逆のことをやっているのです。

当町におきましても、消費税増税に便乗して、当町の上下水道料金、その他諸施設の使用料金等が値上げされ、同時に後期高齢者医療制度の保険料の引き上げや、70歳から74歳の人の医療費窓口負担が倍増されます。

高齢者への医療費助成については、先日の国保運営協議会でも触れましたが、改めて提案させていただきたいと思います。

当町においては、社会保障の充実のためにも、当面70歳から74歳の人の医療費窓口負担が少なくとも据え置きとなるよう、町独自の医療費助成制度の創設を検討していただきたいと思います。町長の見解をお聞かせください。

ちなみに、大垣市の老人医療費助成制度「垣老」では、平成26年度の事業費は、対象者数4,000人に対し3億360万円とのことであります。単純に計算すると、1人当たり7万5,900円になります。

当町においては70歳から74歳の対象者は何人で、1割分を町で負担すると幾らぐらい必要になるのでしょうか、明らかにしていただきたいと思います。

続いて、下水道整備に伴う合理化事業計画の問題点についてお尋ねいたします。

12月議会で合理化事業計画、合理化協定等についてお伺いしましたが、その後、さらに詳しい内容を調査すべく、本書の提出を求めましたが拒否されたために、情報公開条例に基づいて、関連資料も含めて開示請求をさせていただきました。その結果、新たな問題点、疑問点が浮上してきましたので、改めてお伺いいたします。

1点目は、合特法では市町村が合理化事業計画を策定し、業者が事業転換計画を市町村長に提出することになっております。そして岐阜県のグランドルールでは、市町村は合理化事業計画に基づいて、地元業者と合理化協定を締結することになっています。

ところが、輪之内町では、トバナ産業との合理化協定の中で、町は合理化事業計画の策定と転換業務の提供が義務づけられているのであります。これは合特法の趣旨に反しているのではないのでしょうか。

2番目として、この合理化協定に添付されている合理化事業計画の別表は、トバナ産業がつくった資料と思われる。この合理化事業計画は、町の意思でつくられたものな

のかどうか。町で積算したものであるなら、それぞれその数値の根拠を明らかにしてください。

3番目、平成10年の合理化協定で平成24年度までの10年間のトバナ産業の売り上げ減少額を7,500万円と見込み、それに見合った転換業務を提供するようになっております。しかし、平成21年度の間見直し確認書では、平成19年度までの5年間の実績は、累計で売り上げ減少額が768万円に対し、転換業務額は8,900万円と、転換業務額は売り上げ減少額の11倍以上にもなっています。このことは、トバナ産業の事業転換計画における売り上げ減少額の見積もりが実態に合わない過大なものであったことが明らかになったのではないのでしょうか。

それにもかかわらず、確認書本文では、当初の計画に沿って遂行されているとし、今後も計画期間内に計画が遂行されることを確認しているのです。なぜ計画変更をされなかったのか、このときの見直し確認は何のために行われたのでしょうか。

4番目、平成25年4月1日締結の現在の合理化協定は、その法的根拠となるべき町の合理化事業計画を情報公開請求しましたが、存在しないということでありました。合理化事業計画に基づかない合理化協定の法的根拠はどこにあるのでしょうか。

町長は、12月議会で浄化センター管理委託契約は、合特法の趣旨を具体化した合理化協定に基づいて締結していると述べられましたが、平成25年4月1日以降は合特法の趣旨から外れているのではないのでしょうか、お尋ねします。

続いて、公共施設の浄化槽の下水道への接続推進についてお尋ねします。

新年度の予算書で一般会計から下水道特別会計への繰出金は1億8,000万円になっていますが、一方、財産管理費で浄化槽清掃委託料など浄化槽関連費用は1,400万円近くになっています。また、給食センターや児童福祉施設の下水道使用料は380万円となっております。

公共施設の浄化槽を公共下水に接続すれば、この浄化槽関連費用は不要になり、逆に下水道会計は収入が増加することになります。このことから、本来なら接続可能となったら、真っ先に接続すべきではないのでしょうか。ところが、当町ではいまだに10カ所以上——先日の委員会では11カ所だったと思いますけれども——が未接続のままです。

トバナ産業は、事業転換計画で売り上げ減少額の11倍もの転換業務を提供されており、トバナ産業との関係では、公共施設の浄化槽を下水道に接続しない理由は全くありません。公共施設浄化槽の下水道への未接続は、合理化協定とは関係ないと思いますが、改めて接続しない法的根拠を明らかにしてください。あわせて、今後の下水道への接続計画を示していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問に対し、順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の高齢者への医療費助成についてでございます。

70歳以上の高齢者の医療費の窓口負担についてでありますけれども、これは時代とともにかなり変化をしてきております。老人医療費支給制度が発足した昭和48年からは70歳以上の医療費の無料化という施策が行われましたが、その後、医療費の増加に伴って、昭和58年に老人保健法が制定され、外来で一月400円、入院一日300円のように定額負担となったところであります。

そして、平成14年に至って対象年齢を70歳から75歳に引き上げ、1割の定率負担ということになっております。

さらに、平成18年からは1割負担の原則はそのまま維持され、現役並み所得のある方のみ3割負担ということになりました。

そして、平成20年には後期高齢者医療制度の発足に伴い、75歳以上の窓口負担は1割、70歳から74歳は2割の負担と、こういうふうに制度がかなり動いております。

後期高齢者医療制度に対する反発が当時の政権与党に及んで、70歳からの医療費について、やむなく特例措置として窓口負担を1割に凍結されてまいりました。しかし、凍結費用は年間2,000億円にもなることから、社会保障審議会で検討された結果、いきなり2割負担にすることを避けるために、平成26年4月からは70歳の誕生日を迎える方から医療費の窓口負担については法律で定められているとおり2割の負担となると、そんなふうになったことは議員御承知のとおりであります。

また、先ほど引用がございました大垣市の老人医療費助成制度、いわゆる垣老についてでありますけれども、平成25年度は67歳から69歳の方を対象としており、窓口負担3割のうち、市が2割を補助しており、平成26年度からは助成対象年齢を68歳から70歳の方に、平成27年度からは69歳から71歳の方に、平成28年度は69歳から72歳の方に年齢を引き上げて窓口負担を1割に抑えることとされております。

これに関連しまして県にも問い合わせをしましたが、垣老と同様の医療費助成制度を実施している市町村は、西濃圏域のみならず、県下でもないということでした。

森島議員の質問の当町の70歳から74歳の人口について、平成26年3月1日現在、462名でございます。70歳から74歳までの医療費について、私どもは国保の加入者に関するデータしか持ち合わせておりませんので、それをもとに仮に算出いたしますと、1人当たり医療費は約38万4,000円、したがって、その1割分は3万8,400円ということになります。町がその1割分を助成した場合、新たに約1,800万円程度財源の確保が必要になるというふうに試算はしております。

そのため、いずれにしても、お金のかかる話でございますので、当町といたしましては、国による1割負担の特例の解除に至る経緯、先ほど申し上げましたが、町独自に70

歳から74歳を対象とした医療費助成制度を創設した場合、いずれにしても、その負担増のしわ寄せがどこかに行くわけですから、それがどこに行くのか、慎重に検討が必要になってくると思っております。

したがって、現段階では、法令に基づく、原則どおり70歳から74歳までの窓口負担について、法令の規定に基づく負担が妥当と現状では考えております。

2点目の御質問の、下水道整備に伴う合理化事業計画等の問題点についてでございます。

まず、御質問にお答えする前に、今まで何がどう取り扱われてきたかということの時系列的に事柄を整理させていただいて、御理解を賜りたいと思っております。

経緯を振り返りますと、昭和50年5月に下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法というのが制定されております。その成立の趣旨についてでありますけれども、下水道の整備等によって、過去、し尿処理に携わってきた事業者が事業の縮小や廃業を余儀なくされていくとの懸念から、事業者が受ける著しい影響の緩和と経営の合理化を通じて、地域住民の生活に密着しているし尿処理を安定的に継続すること、それが法律の趣旨のようでございます。そして、その法対象となる事業者を、同法の第2条において市町村による許可または委託業者としております。第3条では、市町村が合理化事業計画を定めることとなっており、第5条において、事業計画に基づいて合理化事業を実施することとなっております。

次に、県内における流れにつきましては、平成5年8月でございますが、県の関係3部長から「下水道整備等に伴う合理化基本方針について」として、各市町村長に通知がなされております。いわゆる「三部長通知」と言われるものでございますが、その内容につきましては、1. 合理化事業計画の策定、2. 補償の実施の検討、3. 補償額の算定方法等の検討を岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会の場においてグランドルールとして決定と、この3点が要請をされたところでございます。

それを受けて、平成7年6月に合理化問題に関する基本協定、いわゆるグランドルールとして、県市長会、県町村会及び岐阜県環境整備事業協同組合の3者による協定が締結されたところであります。その内容は、補償額の算定方法における基本的なルールを定めたものであります。

さて、当町においては、平成9年7月に「輪之内町公共下水道計画」（特定環境保全公共下水道・輪之内処理区）として事業認可を受け、それを契機に、平成10年10月に合特法、三部長通知及びグランドルール、先ほど申しました3つの項目に基づいて、町の許可業者及び岐阜県環境整備事業協同組合との間で合理化に関する協定を締結したところでございます。

計画期間は平成15年度から平成24年度で、計画期間中の減少業務として、し尿くみ取り業務、浄化槽清掃業務などを見込んで、計画最終年度である平成24年度の売り上げ減

少額として約7,500万円を見込んだものでございました。

また、平成21年3月には、中間期における見直し確認書を締結したところでございます。

平成25年4月1日には、平成21年3月の確認書による継続した協定により締結をしたものでございます。

以上、国・県、そして当町の合理化問題に関する流れを御説明いたしました。

この件については、当然のことながらというか、御理解いただかなきゃいけないのは、この件は私どものみではなく、他の市町村も同様に抱えている課題だということ、これを前提として御理解いただいた上で個々の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

平成10年の協定においては、甲、すなわち町が合理化協定を作成し、転換業務の提供をするとなっており、まさしく合特法の趣旨に合致するものと考えております。

また、合理化事業計画についてであります。当然のことながら、下水道への接続による年度推移に係る減少額積算に当たっては、許可業者との協議を経た上で当町が作成をしておるところでございます。

次に、見直し確認についてであります。転換業務の提供としての浄化センターの維持管理等の委託につきましては、下水道事業推進のために新たな業務として施設を一体的に維持管理等の委託をしているものであるため、売り上げ減少額との違いによって判断すべきものではないと考えています。そのような観点から、見直しについては、計画の推移と実績等の確認をそれぞれが行ったという意味でございます。

また、平成25年4月1日の協定は、法の趣旨から逸脱したものとは考えておりません。協定書は、協定締結者相互が誠実に対応することを基本として結ばれたものであると理解をしておるところでございます。

3点目の御質問のうち、公共施設浄化槽の下水道への接続推進をについてでございますが、まず公共施設の浄化槽のうち、単独浄化槽については下水道への接続環境が整った時点で、順次、遅滞なく接続をしております。

合併浄化槽につきましては、当町も参加する岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会から、平成14年11月に「公共下水道等整備地区における普及促進指導について」と題して、合併浄化槽は、技術改善が進み、家庭雑排水の全てが高度処理可能となっており、家庭雑排水が未処理である単独浄化槽やくみ取り式便所を使用する家庭等において、優先的に下水道接続をする必要があるものというふうにしております。

また、違う観点からかと思えますけれども、平成17年10月には岐阜県防災局長から「防災対策に関する具体的要望について」として、各市町村宛てに「災害時における避難所での浄化槽の有用性」について通知があったところでございます。

また、平成24年12月には岐阜県防災課長より、「防災対策に関する提言について」と

して、さきの防災局長と同趣旨の通知があったところでございます。

この点も視野に入れて、今後、多岐にわたる関係者間での十分な協議、調整をしたいと思いますけれども、接続に向けてのいろんな調整をしてみたいと、そんなふうに考えております。

以上、御質問の答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、高齢者の医療費助成につきましては、年間1,800万円程度が必要になるというような御答弁であったと思います。ただ、これをやることによってそのしわ寄せがどこに行くかというようなことで、直ちにそれができるというものではないというような御答弁だったと思います。

これまでの医療費の経過というのは、今、町長のほうから御説明いただきましたように、一時は無料化になっていたものが順次有料化されてきて、高齢者にとっては段々住みにくくなりつつあるというような状況であると思います。

これは、今、国のそういう社会保障政策そのものが貧困であると、国の社会保障制度の欠陥であるというふうに思っております。それを地方自治体においていかにカバーしていくかというのが、これは町長の施策の中で生かしていただければいいんじゃないかというふうなことを思うわけであります。

したがって、この1,800万円、これは70歳から74歳の方全てを対象にしていると思いますけれども、今、経過的に毎年1年ずつ進んでいくわけですので、最終的には1,800万円ということだろうと思いますけれども、やってやれないことではないというふうに思った次第であります。

したがって、さまざまな予算編成において、できるだけ実施できるように努力していただけたらというふうに思います。これは要望だけにしておきます。

それから合理化協定についてですけれども、これについても過去の経過などの説明がありましたけれども、まさにその前から言えば、田園地帯における公共下水道の普及促進ということ自身も、これも国の政策の中で公共事業に膨大な金をつぎ込んでいくというふうなことで出てきた事業であろうというふうに思います。その中で、そういう一般廃棄物処理業者からのさまざまな要望があって、この合特法が規制されたというものだというふうに理解しております。

その中で、この合特法の運用の仕方、これにおいてかなり岐阜県の場合は問題があるんじゃないか。今、合特法の趣旨に沿ってと言われますけれども、例えば具体的なあらわれとして、輪之内町において合理化協定を結んでいるわけですが、合特法にお

いては、町長が言われましたように、合理化事業計画は町が作成して、そしてその合理化事業計画の趣旨にのっとって、し尿収集業者がそれに沿ったような事業転換計画を提出してくる、その上で合理化協定を結ぶ、これが本来の合特法の趣旨に沿った合理化協定だろうというふうに思います。

ところが、最初の質問でも言いましたように、合理化協定が先にある。合理化協定の中で、事業計画を町が策定するように義務づけられている、これは本来の合特法の趣旨からずれているんじゃないかということをお聞きしているわけですが、そういったことについては、今、町長のほうからは一切答弁がなかったというふうに思います。答弁を逃げておられるんじゃないか、答弁不能になっているのかもしれませんが、それを明確に答弁願いたいと思います。

それで、合理化事業計画、情報公開で見せていただきましたけれども、合理化事業計画というのは本来町がつくるべきものですが、そこに書かれておる下水道の整備による減少件数ですが、合理化事業計画に添付されている別表に「生活排水処理基本計画に基づく当社に關係する下水道整備件数」というのが町の合理化事業計画に添付されている。当社というのは、これはトバナ産業のことですね。まさに、これはトバナ産業がつくった計画ではないか。本当にこれは町がつくった合理化事業計画なのかどうか、非常にこれは疑問であります。

結局、この合理化協定、業者の言うままにさせられている。その結果が今の売り上げ減少額にしましても、10年間で7,500万円と言っておきながら、先ほどの質問でも言いましたけれども、5年間の売り上げ減少額は768万円にすぎない。それにもかかわらず、転換業務の支援業務は8,900万円の業務をトバナ産業に与えている、こんなことが認められていいはずがないじゃないですか。全くこのトバナ産業の言うがままになっている、このことがどうなのかということに対して明確な答弁をお願いしたい。

このような見直しのときに、この事実がわかりながら、それをそのまま継続している。なぜそのまま継続しなきゃいけないのか、なぜこれを見直ししないのか、実態に合った事業転換計画にすべきではないか。

合特法そのものが業者中心の、業者優遇のための法律だというふうに思っておりますけれども、合特法を逸脱して業者に有利な協定を結んでいる、これが実態ではないですか。その辺のことについては、今、町長のほうから経過報告の中でありましたけれども、一切そういうことについての個別な問題については何の答弁もなかった。そのところは明確にしていきたい、なぜこのようなことになっているのか。

そして、25年4月1日以降には、もう合理化事業計画もないということです。合理化事業計画がなかったら、この合理化協定そのものが無効になるんじゃないですか。その辺のところもはっきりと、どういう根拠に基づいて、合理化事業計画もないのに、どうしてこんな合理化協定が結ばれるのか。合理化事業計画なしの合理化協定というのは、

合特法の趣旨に合っていないんじゃないか。それをなぜ町長は、合特法の趣旨に沿っているというふうに言われるのか。町長の考え方を、合特法に沿っているのかどうか、どのように従っているかということをお答えしていただきたい。この辺のところは全くお答えがありませんでした。はっきりと教えてください。

それから、公共施設への下水道接続、先ほど町長のほうからは、防災対策として合併槽が重要視されているということも言われました。それは私も認めているところで、いつかの一般質問におきましても、これは公共施設だけでなく、一般家庭においても震災対策として合併浄化槽、管渠が液状化によっていかれたような場合、そういった場合の対策として、個々の家庭の合併浄化槽の保存についてどのように考えるかということをお伺いしたこともありますけれども、そういった面での合併浄化槽の重要性というのは理解するものですが、町の場合は、最初の質問でも述べましたように、町の一般会計から1億8,000万円の繰り出しを特別会計へ行っている。その一方で、さらに浄化槽関連として1,400万円を、清掃費とか、あるいは点検費用として払っている、二重投資になっているわけですね。一般家庭においては二重投資ではない。一般家庭においては、下水道のほうに金を払えば、合併槽のほうは必要なくなってくる。町の場合は、下水道会計の赤字補填をやらなければならないわけであって、赤字補填しておきながら、下水道会計を改善させるためには加入件数を増加させなければならない。そういったときに、町の施設は真っ先に接続しなきゃならないんじゃないですか。で、合併槽を残すということと、それから下水につながるということとはまた別の話として、これは論じなければならないというふうに思います。

だから、今、町長が言われた防災対策として合併槽を残していくというのは、これは理由にならないというふうに思います。町としては、早急に下水に接続するというのは当然のことだというふうに思いますけれども、その辺を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問をいただきました。

まず、要望ということでの高齢者の医療費につきましては、今後もいろんな意味で国の施策等を勘案しながら、町としてのあるべき方向を模索していくということに尽きるのかなと、そんなふうに思っております。

次に、下水道事業について幾つかの御質問というか、考え方の御披露がございました。それについて、全てについてどうこうというつもりはございませんが、過去の経過を振り返る中で、田園地帯での公共下水道の可否云々ということについては、これはむしろ御関係いただいた当時の方は、私というよりも、もっと詳細について御承知のほうでございますから、このことについてあえて触れるつもりはございません。

過去の経過の中で、合特法の運用について云々というのがございました。町が作成して、業者が事業計画を立てると、本来のやり方と、これは当然それぞれが持っているデータというのがあるわけですし、私どもはその対象の件数とか、その件数に基づいて減少費用を積算するのは、まさしく当該業者からのデータが必要になる話でございますので、ある意味、協定の趣旨と申しますか、合特法の趣旨に基づいた各種の計画をつくるときに双方の意思の疎通が前提になると、そういう意味でそれぞれの役割分担を変えているんだろうと申しておりますので御理解をいただきたいと思っております。

それから、売り上げ減少額と転換事業によって委託している額とのことについてのお尋ねかと思っておりますけれども、これは先ほども申しましたように、減少額の積算は積算として、今、委託に出しております下水の処理場の委託契約について分割してできるものではありませんので、それは一体の計画として出した以上、そのバランスについて不均衡が生じているのかもしれない。でも、それはそれとして、合理化事業計画に基づく数字について確認をしたというだけのことでございますので、だから逆に、委託契約を無理やり、そこへ多額のものを出しているんじゃないかと、下水道事業をやっていくときに、今の下水処理場は一体として必要なものですから、その運営に必要な委託という契約を出しているだけということでございます。それをどう受け取られたかということかなあと申しておりますが、わかりやすい説明をすることは必要なだろうと、そんなふうに申しております。

それから、平成25年4月1日の契約について、従前あったものがないじゃないかという話でございますけれども、これはある意味、契約の継続をめぐる中でいろんな御意見をお伺いしながら、それが妥当なものという前提で25年に見直しの契約を結んだところでございます。この辺は、そういうことを言うのがいいのか悪いのかわかりませんが、冒頭に申し上げたように、岐阜県には岐阜県のやり方というものがあるって、そのところから抜けられない部分があるということは、これは当町だけの問題ではございませんので、その辺の御理解をしていただかないと、ちょっとここで結論に向かって合意を導いていくのは難しいのかなと、そんなふうに正直申しております。

それから、防災対策に関して幾つかの県からの通知というのが来ております。これは、つなぐなという趣旨に結びつけるのはいささか無理があることは当然でございますので、もちろん、その避難拠点としての平常時の使い方、それから緊急時の使い方におけるそれぞれの浄化槽と下水道との役割の分担ということだろうと申しております。さりながら、これは少なくとも現段階においては、下水道を接続ということについての協議が調いにくい一つの原因になっていることは事実でございますので、その辺も御理解をいただいて、今後のその扱いについての、言ってみれば御理解を賜っておきたいと、そんなふうに申しております。どうかよろしく申し上げます。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

結局、合特法の趣旨に反していることについての明確な反省とかということもありませんし、かといって反していないということも明確に言われたい。ずるずるとなし崩しのやっているんだというようなことを思ったわけでありませう。

今の浄化センターの管理委託について一体的に行っているというふうに言われましたけれども、12月の議会の答弁で、その後、ポンプ処理とか、ポンプの保守点検とか、そういったことがふえているというふうに言われました。そういうのは浄化センターの管理費用とは別途に契約されている、それをトバナ産業にやっている、これは何も一体のものではないのではないですか。その辺が今町長の答弁とは実態が違うのではないかと、そういうふうに思います。

結局、業者の言うままになっている。本来あってはならない、この行政において特定の業者だけを優遇するというようなことは、地方財政法、あるいはその他の法律に基づいても、これは違法なことである。違法なことをやって特定業者を優遇しているということしか言えない。

この合理化事業計画、あるいはトバナ産業がつくった事業転換計画におきましても、業務減少額に応じた業務転換料を供給するというふうになっているわけですから、先ほど言いましたように、5年間で768万円の減少に対して8,900万円、これが減少額に見合った業務提供とはとても言えない。結局、業者の言うままになっているというのが実態じゃないでしょうか。

これが、もし競争入札になってくれば、何もこのトバナ産業だけでないはずですよ。大垣市では、また違う業者にやっているわけですし、安八町は、また違う業者がやっているんじゃないですか。だから、そういったところも含めて、この業者というのはトバナ産業だけではない。幾つかのそういう業者との競争入札によってやれば、もっとこの経費削減が可能になってくる。ここに今の特定業者だけに振り回されていると、それに対して一言も、法に反したことをやっておきながら何も言えない、こういった姿勢はぜひとも改めてほしいというふうに思うわけでありませう。

それから、県のやり方があるというふうなことを言われました。では、県のほうに対してそういう意見を言わなきゃいけないのではないかと。そして、これも県のやり方といっても、やはり法に反したことは何も県だからといって従わなければならないこともない。県がもし違法なことをやっておるのであれば、そのことを堂々と正面に出して、県に対してこの意見を言わなきゃいけない。県が言うからそれに従ってやっただけと、間違ったことでも県の言うことは従ってやっっていくというのは、これは1万人の町民を預かる執行部としては、ちょっと無責任であるというふうに私は思います。

そして、合併槽の公共下水への接続について、公共施設についてはつながないということなんですけれども、それでは町民の方の合併浄化槽の接続も、合併槽については接続しなくてもよいというふうにはっきりと明確に言えるのかどうか。合併槽はつなぐ必要がないということ、これははっきりと言っていたきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問をいただきました。

非常にもともと基本的な物の考え方がすれ違っておりますので、全てについて意に沿う回答ができないことは、まずもって御理解をいただきたいと思います。

最初に、業務委託契約と業務減少量、要するにバランスを変えているんじゃないかという話がありました。そうでありますから、全体としての業務量とその乖離を指摘されたから、管理契約は一体なんだから、それだけでもって、もう既にそれは切り離せないんだから、ほかに付随的な幾つかの契約があるにしても、そのアンバランスというものは、現状では数字は数字として出てくるよということだけを申し上げた、そういう意味でございます。ほかに契約がないなどと言った覚えはございません。

それと、経費削減のために努力するのは当然のことでございます。ただ、今はおかげさまで管渠が延びていくのに従って、率はなかなか上がりませんが、接続戸数はふえてきておりますし、それによって処理量がふえてきておるという状況もございまして、それに伴って、管理の委託料がその量にある部分比例して出てくるのもやむを得ない部分があるということでございます。

それと、先ほど合併浄化槽はつながなくてもいいと言えという話でございしますが、そんなことは言えません。以上です。

（「公共施設はなぜつながないのか、それを教えてください」と9番議員の声あり）

○町長（木野隆之君）

公共施設を誰もつながないなんて言っていないんですけれども、それは岐阜県全体、42市町村が抱えている問題の中で、私どもだけが先行して解決を導き出せるような性格のものではないと私は今理解しておるから、そう申し上げておるんです。

で、県の間違った指導云々という話について、それは私どもは内部でいろんな議論はしておりますけれども、今、別に県のその三部長通知なり何なりが撤回されたわけでもございませぬし、廃棄物対策推進協議会の中でこれはみんなで一緒になってやろうぜと、そういう状況にもなっておりませぬ。ただ、そんなことを全部が全部、全体についてその議論の中身を公表するということは、誰を利することになるのかということをよくお考えいただいたほうがよろしいかと思います。以上です。

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

議長さんのお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

3月に入り、草木の芽も大きくなり、梅の花は満開となり、春本番を感じさせる季節となりました。卒業、進学、就職、引っ越しと、ある意味では一年で一番忙しい季節かもしれません。

今回は、以下2点について提案、質問をさせていただきます。

まず最初に、環境対策ということについてお願いいたします。

平成12年1月12日に取得されましたISO14001が平成20年3月31日で終了いたしました。毎年、目標を定めて環境対策を進めてきたわけですが、ISO14001に取り組んでいたときと現在ではどう変化したのでしょうか。庁舎の電気代、電話代等は、どう変化したのか。また、紙、封筒等の再利用の状況はどうでしょうか。多くの取り組んでいたことが今生かされていますか。

庁舎の電気が夜9時を過ぎても不夜城のように明るい状況、職員の方も長時間御苦労さまですが、通常の勤務時間で終了しないのか。時々遅くなることもあるとは思いますが、大体年中異常な状態に見えるのは私だけでしょうか。

以上のことについて町長はどう考えてみえるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

2つ目に、ブックスタートで活気あるまちづくり。

本の力を町の活性化に結びつけて、子育て、文化、自然を生かしたまちづくりについて提案をしたいと思います。

喫茶店、お寺さん、集会場といった町中図書館への登録をし、特色のあるミニ図書館をたくさんつくり、気軽にコミュニケーションの場ができるとよいと思えます。

釣り好きな人の図書館、鉄道マニア、スポーツ好き、子育てに関する図書館、趣味を生かした図書館等、そこへ行けば共通の話題で勉強したり、聞いたり、人と人が結びつき、心豊かなストレス解消にもなるコミュニティーの場となると思えます。

このような事業に取り組んでいる町では、年間全国平均1人5冊程度と聞いておりますが、1人8冊以上、多い人は500冊以上と報道していました。

当町の場合は充実した図書館がありますが、町民の利用状況についてどう考えておみえですか、本の力についてどう考えてみえますか、お聞かせをいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の御質問に順次お答えしたいと思います。

まず、環境対策についての御質問でございます。

御案内のとおり、輪之内町では平成11年8月23日から国際規格であるISO14001による環境マネジメントシステムの運用を開始し、平成12年1月12日に岐阜県下の市町村のトップを切ってISO14001の認証を取得したところでございます。

輪之内町がISO14001の認証を取得したことによりまして、輪之内町内の各団体のメンバーにも環境保全活動に対する共感を呼び、例を挙げれば、ボカシによる生ごみの減量化活動や、保育園児にもごみを分別することの大切さを学ばせ、小・中学校においても総合学習等で環境問題を取り上げると、そういう意味でISO14001の認証取得の波及的な効果は非常に大きかったと、そんなふうに思います。これによって輪之内町民の環境意識が高揚したことは、紛れもない事実だろうと思っております。

そのような前提の中で、非常に効果があったとは思いますが、環境マネジメントシステムを運用するに当たっては、逆に記録の整理・保管など、職員の負担も非常に大きいものがございます。また、認証を続けるために、外部の審査機関による定期的な審査に係る費用というものも必要であったことから、おおむね成果の上昇した段階で認証を返上し、ISO14001で取り組んだノウハウを生かすために輪之内町地球温暖化対策実行計画へということに、平成20年4月1日よりシフトしたところでございます。

輪之内町地球温暖化対策実行計画の取り組みは、ISO14001と同様の手法によりまして、役場の事務事業から発生する二酸化炭素の排出を抑制しようとするものであります。

さて、具体の件についてでございますが、御質問にあります庁舎の電気代、電話代等は、どのように変化したのかについてということであります。庁舎の電気代につきましては、中部電力の燃料の購入単価の変動等による影響が非常に大きいのですので、単価というよりは、電気の使用量の数値という形でお答えをさせていただきます。

ISO14001の最終年度である平成19年度の庁舎及び町民センターの電気使用量は25万921キロワットアワーであり、平成24年度は30万4,790キロワットアワーと、約21%アップしております。

それと電話代につきましては、ISO14001の取り組み事項ではございませんでしたが、参考までに平成19年度においては庁舎の電気代は160万7,418円、平成24年度は103万2,959円と、約36%のダウンとなっております。

また、紙、封筒等の再利用の状況につきましては、裏紙の利用やリユース封筒の取り組み等を引き続き行っているところでございます。

ISO14001の環境マネジメントシステムのノウハウは、その成果を引き継いで今も生かされていると考えております。ですが、先ほど申しました電気の使用量の増加、これは毎年毎年、事務事業がシステム化されていくことによりまして電子機器が非常に増

加をしておるといふこと、それから住民サービスのために窓口を月曜から金曜日まで午後7時まで延長していることなど、ある意味で時代に即した勤務体制のシフトというものがかなり影響していると考えられます。そういう意味では、事務事業の内容、業務量の変化によって、節約の姿勢を保っていても電気の使用量は増加することもあり得るんだということについての御理解は得ておきたいと、そんなふうに思っております。

なお、御質問の後半にございました、庁舎に夜遅くまで電灯がついているのはいかななものかという御指摘についてでございます。いろんな考え方があろうと思いますが、必要がある場合に勤務時間終了後も職員が残って仕事をするというのは、ある意味、やむを得ないと考える部分がございますけれども、その場合には、当然必要のない照明は消すことを徹底させてまいりたいと思っております。

平成26年度に実施する庁舎改修においては、事務事業から排出される二酸化炭素を少しでも低減させるために、地球温暖化防止もその目的に掲げて、事務室等の照明をLEDに変更し、空調設備も二酸化炭素排出量の少ないガスヒートポンプエアコンに変更し、また電気の調達先につきましても、電力自由化制度を利用して、二酸化炭素の実排出係数の少ない新電力から調達するなど、環境対策を実施してまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

2点目の、ブックスタートで活気あるまちづくりをとという趣旨の御質問でございます。

議員の質問趣意は、本及び本を備えた図書館の活用によって元気なまちづくりをどうしていくんだという趣旨の御質問だと思っておりますが、以下、その前提で現状及び将来の方向性についてお答えをさせていただきたいと思っております。

田中議員のおっしゃるとおり、全国的には本の活用にあたっていろんなアイデアが示されてきております。ある意味、地域の特色を生かしたものとなっております。

一例を挙げますと、書籍を商店街に設置して、各店舗でテーマ別に蔵書をそろえて来店者にアピールする。利用者がその町なかの各点をめぐって回遊することで町なかのにぎわい創出につなげていく取り組みでありますとか、いわゆるコミュニティー図書館のようなものとか、もしくは図書館で用済みになって処分される運命の本を再利用して、商店街の数カ所に本箱を設置して、どこで借りてもいいし、どこで返しても構わないというような町なか図書館のような取り組み等々、やはり人が集まればいろんなアイデアが出てくるなと思いつつ、質問を契機にいろんな勉強をさせていただきました。

つくづく本を利用するということの大切さ、ふだんは余り気づかないんでありますけれども、やっぱりこういったことを契機に、活字と親しむことの重要性というものが私自身も認識ができた、そんなふうに思っております。

そういう意味では、読み終わった本や不用になった本を単純に売ったり捨てたりするんじゃなくて、ラベルを張って自由に旅をさせて、町なかのお店や喫茶店などいろんな場所に本を置いて、次の読者に自由に持ち帰ってもらって読んでもらう、その結果が読

書に親しみ、読書の輪が広がっていくようなことになれば大変いいことだと思うし、画期的なことだと思いますので、今後、まちづくりの一つとしても、読み終えた本のいろんな活用方法というものを皆さんのアイデアを頂戴しながら実施に移していきたいなど、そんなふうに思っております。

さて、輪之内町立図書館の現況でございますが、現在、一般書が5万6,107冊、児童書が2万6,346冊、計8万2,453冊の蔵書となっております。

平成24年度の年間利用者数は3万3,198人、年間貸出冊数は3万1,254冊でありまして、直近の年度比較をしてみますと、前年度より年間利用者数は1,944人、貸出冊数は813冊、ともに増加をしてきております。

また、利用者の要望等もございまして、平成25年7月からは貸出冊数を、従前は1人当たり4冊でございましたが、これを1人当たり10冊までふやしたことによりまして、平成26年2月末で前年と比較しますと利用者数で608人、貸出冊数で6,653冊というふうにふえてきております。

図書館というのは、ただ単に本を貸し出すだけじゃなくて、読む力を高める集団読書でありますとか、読書生活を充実させることにより、自分で読む力をつけさせて言語力の育成に努めていくと、いろんな波及効果もあるだろうと思っています。したがって、本の力というのは学力だけでなく、人間形成全般に資するものだと、そんな理解をしておるところでございます。

図書館は、知の源泉である図書資料を提供していくというのはもちろんでございますけれども、住民の読書を推進し、基礎学力や知的水準の向上を図って、人間形成に欠かせない重要な知的基盤だと、そんなふうに思っております。ひいては、それは地域の文化や経済社会の発展を支える重要なファクターになってきております。そういう意味では、今後も、せつかくある図書館の充実でありますとか、図書館に関連する活動というものを充実して利用者の利便向上を図ってまいりたい、それこそが町立図書館をお金をかけて設置して、町民のためによかれと出発しておるわけでございますから、それをよりよい形でさらに展開させていけたらと思っています。どうか利用される皆様の意識改革も含めて御協力をよろしくお願ひしたいなど、そんなふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

それでは、第2回目の質問をさせていただきますが、環境対策問題につきましては、電気の使用量で示していただきまして、その中で電気使用量については21%アップしたと。その中に私が後半で触れた、町長さんの答弁にもございました、職員の方の長期勤務、勤務としないと話がつながりませんので勤務としますけれども、勤務された場合に、

私も議員にならせてもらってもう15年ぐらいになるんですが、夜の会議が終わっても、行きますと、8時、9時のパターンで、ずうっと多くの職員の方が忙しそうにといいますかね、職務を遂行してみえるんですが、それがたまたまならいいんですよ。そのときのケース・バイ・ケース、いろいろあると思うんでいいんですが、いつ行っても同じくらい、女子職員の方も含めて、皆さん御家庭をお持ちだと思うんですが、そんな方もみんな8時、9時の時間で、何食わぬ顔をして一生懸命うつむいてやってみえるということで、これがまともなスタイルかと、私、本当にいつもいつもそうやって違和感を感じておったんです。

そんなに遅くまでおると、例えば女性の職員の方の御家庭では、何をやっておるんだと、こんな毎日、役場で遅うまで何の仕事をやっておるんやというくらい。それがなれてしまえばそれまでかもしれませんが、やっぱりお子様もお持ちでしょう、今の子育て、いろんな関係の中で、余りいい影響はない。現在、男女問わず育児には関係せよといっているような法律の中でも整備されて、時間を有効に使うように指導しておるわけなんです。事、役場のことに関しましてなかなかそれが、片方ではそう言いながら、職員の勤務においてはなかなかそれがうまくクリアされていないんじゃないんですかね。

たまたまその遅くまで勤務されたときには、これは必要であると町長さんがおっしゃる部分については、全て残業代で反映されてくるものではないかなあと私は思うんです。これがサービス残業撲滅で、サービス残業に該当するものであれば非常によろしくない。

私の子供ですが、実は介護の仕事をしておりますけれども、仕事が終わってから2時間、3時間、本当に長い時間、自分の仕事としてやってきます。物すごく疲れておるのにもかかわらず、2時間、3時間を、サービス残業にはなりませんけれども、自主的にやるということは非常に負担になっている。それはなぜかといったら、やっぱり仕事の量に対して職員、要するに周りのサポートが少ないからだといつもっておりますけれども、それもその状況においてはやむを得ない部分もあると思います。ですが、事この役場に関しては、そういうことは余り許されるべきではないのではないかと。

残業に記さないものは、これは無駄と、全て無駄と。言葉では悪いですが、それは無駄以上のものですね、害になる。電気も使い、家庭も不和になり、何にもいいことがない。それを担当課、きょうは執行部の方が全部お見えなんで、各担当課長はどのような形で職員に対して指導し、そういうことに目を向けられて、町長さんといろんなコミュニケーションの中でどう反映されているのか。そこら辺が私は特に重要で、あえてISOを取り出しながら、電気の使用量はどうですかというところとか、いろんなところの中でちょっとそちらの方向から切り込んだわけなんで、本筋はそこにあるわけなんです。ですから、その部分について全部の課長さんにお聞きするわけにはいきませんので、参事に総括して、どのような実態であるかと、どこまで把握してみえるかと。内容について、参事、もしくは調整監が2人お見えなんで、その方の職員に対する思いやりも含

めて御答弁をいただきたいと思います。

それから、2つ目の図書の関係ですが、この提案質問については御丁寧に御答弁をいただきまして、本当に恐縮するほどの答弁で大変よかったです。ただ、図書館の利用について、年齢別でどのくらいの年齢層の方が一番多かったのかなあと。何が言いたいかといいますと、その中に60、70、80、私も含めてですが、要するに俗に言う老人に近い方の利用状況はどうであったかと。比較的若い方の利用状況は、すばらしいと思うんですね。いろんな形の中で、子供を連れて勉強にお見えになったりということであろうかと思うんですが、事、老人の方については比較的少ないのではないかなあと。

そんな中で、朝、私はよくコーヒーを飲みに行きます。そうすると、コーヒー屋さんの中は60以上、70、80のおじいさん、おばあさんがすごく大きな声、大きな声ですよ、年寄りですからね。それで、新聞も本もろくろく読めないくらいの大きな声で、あっちでもこっちでもにぎやかに話してお話されています。

ましてや、診療所へ行きますと、急いでやってもらおうと思ったら、何だこのすごい患者の数かと思って眺めると、大体70以上の方とか、俗に言う少し高齢の方がたくさん診療時間を待ってみえます。そうすると、朝行きますと、2時間、3時間待つのはそんなに苦にならない世代の方が多いのでいいんですが、私ではちょっと苦しいんですけども、要するに2時間、3時間を待つのも平気だという方に、こういったミニ図書館もそういうところで老人の方に、そこの中で心のケアもしてもらって、そうすれば痛いものも、ああ、あんたもそうやったのと。そこの中で、こんな本にこういうことも書いてあったでどうやろうかなとか、お医者さんにも、先生、こんなことが書いてありましたかどうかとか、いろんな知識を皆さんで共有しながら、その心の負担の軽減にも大いに役立つミニ図書館というのを、そういう意味においても発展的に考えていただけるとありがたいなというふうに思っております。

以上、御答弁いただける範疇で結構なんで、よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

まず最初に、総括的な部分だけちょっとお話をさせていただいて、具体的な話、先ほど答弁者の御指定がございましたので、それに従いましてお答えさせていただくということにしたいと思います。

まず、職員の長期の勤務については、今、子育ての環境云々という話も含めて、まさしくそういうことだろうと思っております。そういう意味では、勤務時間内にいかに自身の濃い仕事をして時間を、自分の時間でありますから、自分の時間を有効に使うかという姿勢も含めて、私どもは少しその実態を見守ってまいりたいと思います。

ただ、今、非常に変則的な事務事業が突然降ってくるが多うございますので、あ

る部分ではそういう超過勤務がふえるということについて、問題処理のためにやむを得ない状況もある部分がありますので、その辺は御理解いただきたいなと思います。

それと図書館の年齢別の利用状況、もしわかれば後ほどお答えさせていただきますが、そういうデータを押さえる前の思いとしては、図書館というのは地域の、言ってみれば町民の拠点という部分もございますので、全年齢の方がひとしく利用できるような環境をつくっていくと。そういうベースの上に輪之内の図書館の特色をどう出していかと、いう積み重ねがないと、ただ単に人が集まってわいわい騒ぐだけという話ではないと思っていますので、図書館の性格論議というのは、図書館運営協議会なんかもございますので、そこでの協議も踏まえながら、御趣旨をどのように生かしていくかということを考えてらいいなと思っております。以上であります。

○議長（高橋愛子君）

参事 加藤智治君。

○参事兼会計管理者兼教育参事（加藤智治君）

今、7時まで夜はやっております。私も、なるべく7時まではおるように努めております。その中で、当番以外の職員も残って仕事をしておるわけでございますけれども、私が帰るときに、みんなにも早く帰るようにと声をかけながら、毎日やっております。そういうふうにしても、なかなか帰っていかないのが現状でありまして、みんなよく頑張っておってくれるなというふうには思っております。

あと、ちょっと離れるかもしれませんが、休暇等につきましても一応管理をしておりまして、休暇の取得が少ない者については、心と体のリフレッシュのために有給休暇を有効に利用するようにということも指導しております。

職員の健康に配慮しながら、今後もやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

調整監 加納孝和君。

○調整監（加納孝和君）

時間外につきましても、現実、やはり議員がお気づきのとおり、結構遅くまで仕事をしております。全員かといいますと、そんなわけではなくて、見ておりますと、特定な人といいますか、数人がしておりますのが現状です。私自身もそれがずうとなれっこになってきておりますので余り気づいておりませんでしたけれども、今後につきましても、やはり声をかけまして、そんなに遅くまでというようなことで管理をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

調整監 岩津英雄君。

○調整監兼福祉課長（岩津英雄君）

私も田中議員のおっしゃることはよくわかりますし、そうだと思います。何も否定す

るところはございません。家へ帰れば一人の父親、母親でありますので、今後とも仕事を早く終わらせるような、そういう工夫をしまして、早く帰っていただけるように促していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

教育課長 森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

年代別の統計はとっておりません。貴重な意見をいただきましたので、統計も必要かと思っておりますので、とれるかどうか担当と相談しながらやっていきたいと思っております。

要は、貸出カードでやっておりますので、そこで年代が判明するかというのもあります。

あと、ちなみに、平日はたまにのぞくんですが、老人の方も多く見えております。

あと、医者でのミニ図書館というのもありましたが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、お店、喫茶店等がありますが、そこにお医者さん等も含めて考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

（6番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

答弁はいただかなくて結構ですが、町長以下、参事さん、調整監の方にいろいろな現場の現実と捉え方、考え方をお聞きしたわけなんですけど、参事さんについては、そりゃあ、確かに一生懸命頑張ってくれておるなあという認識だと思うんですが、それはそれとしてきちっと、調整監のお考えもはっきりお聞きしましたので、それについて職員の職場改善、意識の改革、ひいてはそれが無駄を無駄と感じないほど、無駄をきちっと無駄と感じ、後に生かしていただきたいというふうに思います。

それから図書館の関係ですけれども、課長には答弁をきちっとやっていただいて、ありがとうございました。

ただ、以上のことを踏まえて、先進地、いろんな市町もたくさんございます。特にインターネットでもいろんな開示されておりますので、そういったおっと思うところには積極的に、聞くだけのみならず、足を運んでいって、その現状を見ながら、我が町に生かせるように、それが一番大事なことはないかと。ただ、知っているよでは知らないのと同じです。やって初めて一つ答えが出る、そういう意味においてきちっと取り組んでいただけたらありがたいと思っております。よろしく申し上げます。終わります。

○議長（高橋愛子君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

安心なまちづくりについて。

私は、過去、21年6月議会、22年9月議会に質問させていただきました、消防分署設置要望であります。

折しも、きょう3月11日は東日本大震災からちょうど3年になります。連日、テレビ等で報道されています。救急防災がいかに大切かを痛感しています。

さて、私は、かねがね仁木農協跡地に消防分署ができないかと言ってきましたが、そのたびに町長の答弁は、実現の方向に進みたいとの答弁でした。

平成20年12月に農協から土地を購入して5年が過ぎました。いまだに駐車場のままとはいかがなものかと考えます。消防分署設置が安心なまちづくりに必要不可欠と思います。その後の設置予定状況をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の安心なまちづくりという観点からの御質問についてお答えをいたします。

冒頭にスタンスとして、輪之内町民の安全・安心の確保のために町内に大垣消防組合の分署を設置してほしいと、その願いは私も浅野議員と同じであります。その前提で、どのようにこれからなし得ていけるのかということについて、現状についての御報告をさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、大垣消防組合は1市4町で構成されている一部事務組合でありますから、輪之内町に分署を設置することは関係市町の理解を得なければ進展しないことは、そういうことだと思っております。

ただ、輪之内に分署を設置するということは、大垣消防組合の組織変更、定員管理等の諸問題も当然ながら生ずるものであります。そういう意味では、要望の実現に至る道のりというのは、私どもがよほど強い意思を持って、各方面にいろいろなお願いというよりも実情を知っていただいて、我々の強い意思をどう理解していただくかということかなど、それに尽きるだろうと思っております。

現在の大垣消防組合の消防庁舎というのは、平成17年に移転新築いたしました消防本部の庁舎がございしますが、それを除きますと、全てが昭和45年の組合設立当時の建物でございします。したがって、相当数の建物が40年以上経過して、老朽化も著しいという実態がございします。その間、職員の増加もございまして、非常に狭隘化をしているというのが現状であります。そのため、大地震等の災害時にこの地域の消防機能が失われることがないように消防庁舎建設基本計画というものを策定し、順次改築を進めようとしておるところでございします。

なお、平成26年度からは大垣消防組合において庁舎建設の一般財源必要額の年度間不均衡、要するに建てる時にどんとお金の負担が上がるという状況を避けるために、消防施設整備基金への積み立てを開始することとしております。

輪之内を管轄している中消防署南分署は、昭和47年3月に完成しており、現在、既に42年が経過しております。消防庁舎の建設基本計画案では、当然のことながら、これも改築の対象とされております。その建設時期は、今の状況でいきますと、平成33年度から平成35年度ぐらいの間に改築をするということでございます。

輪之内町に大垣消防組合の分署を設置というか、誘致するというのか、どういったら正確かわかりませんが、ぜひともここに設置してほしいということを、それが実現するチャンスというのは南分署の改築の時期だろうと、そんなふうに思っております。

私自身も含めて、機会あるごとに管理者、それから組合議員等々に、消防庁舎の分署、特に川を越えてこちら側という地理的な状況もございますので、ぜひともこちらに来てほしいということはつとに申し上げております。消防庁舎の建設に関しましては、消防議会の議員だけではなくて、建設のための担当課長会議等も何回も行われてきております。その都度、その庁舎の建設においては現位置の建てかえにこだわるんじゃなくて、その場所の選定も含めて検討してくださいねということは常に申し上げております。その意図するところは、先ほどから申し上げておるように、輪之内町内に分署を設置してほしいということを常に要望してこいということを申し上げております。

私もつとにそういうことについて申し上げておりますが、公式の場では、平成25年3月26日、定例議会がございました。その中で消防施設整備基金というものをつくって現庁舎の建てかえをしていくという報告がございましたので、その時点にも、これは現位置での建てかえを前提とするものではないんだねということを念をつきながら、それについて了承しておりますので、私どもが何を考えているかについては御承知のことだと、そんなふうに思っております。再度繰り返しになるかもしれませんが、それは管理者や構成市町の選出議員にも十分伝わっておるだろうと、そんなふうに思っております。

現在のところは少し先の話ということで、他の消防庁舎の建設位置も確定していないという状況でありますので、今後とも熱意を持って粘り強く要望を続けてまいりたいと、そんなふうに思っております。

これは私どもがやるのは当然なんでありますけれども、いろんな関係者で懇談する機会もあろうと思っておりますので、議員各位におかれても、それぞれのお立場でこの分署設置に向けた輪之内町の思いというものを、どんな形でも結構ですから一緒になって伝えていただけたら大変うれしいなと、そんなふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

いろいろな会議にも参加され、働きかけているということをお聞きして安心したところですが、これは要望です。住民は安心を望んでいます。一日も早い実現に向けての御努力をお願いして、終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋愛子君）

これで一般質問を終了します。

暫時休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

参事 加藤智治君。

○参事兼会計管理者兼教育参事（加藤智治君）

少しお時間をいただきます。

初日、本会議におきまして、平成26年度予算の説明の中で私は、企業立地促進奨励金交付事業交付金を「東大藪に進出していただける工場に対しまして交付金を交付する」と申し上げましたが、これは「福東地内へ進出した企業」に対するものでありますので訂正させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、議第3号から議第14号まで及び議第19号から議第23号までを一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、参事、調整監、関係課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成26年第1回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、3月11日午後1時20分から12日の2日間にわたり、協議会室において全委員出席のもと、町長初め執行部側、各関係課長ほか関係職員出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第3号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について当委員会所管分を議題として、議会事務局所管分について説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、総務課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、庁舎改修及び太陽光発電設備工事の設計費用はに対し、庁舎改修設計費用は521万8,500円、太陽光発電設備設計費用は124万9,500円とのことでした。

太陽光発電設備の規模はに対し、15キロワットとのことでした。

工事に関係し、必ず設計監理費用が発生するが、本当に必要なのかに対し、官公庁は、工事発注を行う際には入札に付さなければならない。入札に際しては設計図書や図面が必要であり、職員に設計や電気工事等に関する専門知識があれば自前でできるが、現状では困難であるとのことでした。

庁舎改修と太陽光発電設備工事は別の事業として行うのかに対し、太陽光発電設備工事は、グリーンニューディール基金事業で行うため、別の事業として行う。ただし、庁舎改修の防水工事と関係する部分もあるので、施工業者との打ち合わせは綿密に行っていくとのことでした。

町有地使用料の増額の要因はに対し、当初予算に計上していなかった賃貸料の追加が主なものでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、経営戦略課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、地域の元気交付金の概要はに対し、建設公債の対象となる国庫補助事業の地方負担分に財政力指数を勘案して補助額を算定し、交付するもので、当町では耐震性貯水槽設置事業、輪之内光ケーブルネットワーク整備事業が対象になったとのことでした。

電子計算費のコンピューター機器借り上げ料の減額要因はに対し、12カ月分借り上げる予算を計上していたが、借り上げ時期を見直し、9月からとしたため、4月から8月までの5カ月分の借り上げ料が不用になったとのことでした。

企画費の輪之内光ケーブルテレビ整備事業補助金の減額要因に対し、コミュニティー番組放送施設とデータ放送機器の整備に係る事業費1億170万3,000円に対して6,675万9,000円を補助する予定でしたが、コミュニティー番組放送施設対応整備の一部が地域公共ネットワーク等強靱化事業補助金の対象と認められ、輪之内光ケーブルテレビネットワーク整備事業の中で施工したことにより、全体事業費は8,530万7,000円、補助金は4,131万1,000円となり、2,539万8,000円減額が生じたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、税務課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、個人町民税が修正申告で増額した内容についてに対し、税務署の調査、指導等により、134件、493万円の修正申告等に基づく増額であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、産業課所管分について説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、耕種農業費の人件費削減はに対し、職員1名の異動による減とのことでした。

観光推進の負担金のうちサービスエリア負担金の減はに対し、平成25年度はサービスエリア出店機会がなかったこと、また無料で出店できる機会があり、そちらに出店したためとのことでした。

飛騨美濃じまん農産物育成支援事業が減額になった理由はに対し、平成25年度より大豆・麦等生産体制緊急整備事業として国の2分の1の補助で補助残をリースする事業が実施され、大豆・麦を生産するための機械を導入する計画の組織の6組合で、事業費4,517万6,400円、コンバイン・乗用管理機・スタブルカルチ等の購入を実施したとのことでした。

観光推進費の特産品開発補助金が未執行なのは、また誰が実施してもよいのかに対し、この事業は、補助対象事業者を限定している事業ではありません。平成25年度は補助を実施される方はありませんでした。そのため、町内の製菓業者などに直接働きかけを行いました。また、輪之内町の酒「大輪」を復活させるべく働きかけ、大垣市内の酒造所が協力してくれるとのことであり、特産品開発は自発的協力者が多く、補助金支払いの必要はなかったとのことでした。

小規模農家組織化支援事業についてなぜ減額になったのかに対し、当初計画では田植え機・コンバインの申請であったが、田植え機は県の優先順位が低く、採択されず、コンバインだけの実施となりました。導入できる機械の根拠は、農業機械適正規模算出調書に基づく計算により、6条刈りを採用したところでございます。

次年度は小規模農家組織化支援事業がなくなるが、リース事業では大豆・麦しか対応できないが、ほかに事業はないのかに対して、新たに攻めの農業実践緊急対策事業のリース事業が始まるため、実施主体に照会し、必要であれば公募するよう働きかけますとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、地域の元気臨時交付金は道路改良に使われているのかに対し、道路維持事業に5,451万7,000円、町道改良事業に3,310万円が充てられていますとのことでした。

土木総務管理事業の補助金の減額は耐震工事のことかに対し、当初4件の耐震工事を見込んでいたが、2件となったためとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 平成

25年度輸之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 平成25年度輸之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、建設費の減額は国の補助金の減額によるものか、補助が減ると平成28年度に完成できるかに対し、4年前から要望額の25%カットが続いている、平成28年度の完成は難しいとのことでした。

国は国土強靱化と言っているのに補助金カットはおかしいのではないかと、カットを見越して要望してはどうかに対し、国交省の予算はふえているが、ふえているところと減っているところがある。補助金は多目に要望しており、できるだけ早く管渠の整備を進めるよう町としても最優先に考えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 平成25年度輸之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 平成25年度輸之内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、減価償却費の増額は何かに対し、資産台帳の見直しによる増額補正であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第8号 平成25年度輸之内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号 平成26年度輸之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について説明を受けました。

主な質疑は、安八郡議員研修の内容はに対し、日帰りの研修を実施して、その後、交流会を実施する予定とのことでした。

監査委員の報酬が職責に対して低いのではないかと、今後、必要があれば検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、総務課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、庁舎改修の工事期間はに対し、4月に入札を行い、議会の承認を得た後、早ければ5月に着工し、12月までには完成させたいとのことでした。

庁舎改修工事費の予算に庁舎内の移動費用は含まれているかに対し、移動費用は含んでいるとのことでした。

仮設事務所はつくりたくないのかに対し、別途多額の費用が発生することから、仮設事務

所の建物は設置せず、住民の方に不便をかけないように、最小限の移動で済むように、庁舎1階ロビーと2階会議室及び町民センターを利用して執務を行うとのことでした。

議会に対し、庁舎改修の工事概要、設計図、課の配置図等、資料を提示してもらえないかに対し、今後、全員協議会の場において、工事内容、スケジュール、設計図等をお示しし、説明していく予定であるとのことでした。

防災訓練のとき、チェーンソーを使用する訓練があるが、チェーンソーの使い方に危険を感じるので対応してもらえないかに対し、指導者となる消防団員の指導訓練を行っていくとのことでした。

消防施設費の備品購入費の内訳はに対し、ホースのノズル15万円、小型動力ポンプ付積載車1,065万2,040円、デジタル無線受令機2台、61万7,328円とのことでした。

消火栓新設の基準はに対し、区からの要望に基づき、内規において判断し、設置しているとのことでした。

ホース、管鎗、格納庫は区で負担するのかに対し、自助・共助の一つとして、今までどおり地元負担でお願いしたいとのことでした。

浄化槽清掃委託料は、福東保育園分は減額してあるのか、あとどこの委託料が計上されているのかに対し、福東保育園分は減額してある。清掃委託は、庁舎、町民センター等10カ所とのことでした。

E S Pを介して新電力から電力供給することによって全体にどれだけ経費節減になるかに対し、全体で約230万円節減になると試算している。契約予定施設は、庁舎、小・中学校等、電気料金の削減が見込まれる施設とし、試算の結果、削減が見込めない施設は、今までどおり中部電力からの供給とする。

発電所の事故等により新電力から電気の供給ができなくなった場合は、法律で中部電力が補填することとなっているので心配はないとのことでした。

職員定数条例の人数と人件費の計上人数に相違があるが、定数条例の職員数の根拠は何かに対し、業務に必要な上限数を決めているだけで、実際は定員適正化計画に基づいた職員数となっている。また、規則において職員配分を決めているが、不足分や育児休業者分は、日々雇用職員で補っているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について説明を受けました。

冒頭に、議会初日に質問のあった消費税増税に伴う影響額について、歳入では586万8,000円、歳出では5,487万9,000円であると説明がありました。

質疑に入り、主な質疑は、電子計算費のインターネットサービス等使用料は具体的に何の機器のことかに対し、総合行政情報システム等の庁舎内OAシステムやデータセンターの利用料であるとのことでした。

総合行政情報システムの予算が平成25年度予算1,152万1,000円に対し、26年度予算は

2,393万9,000円であるが、増額要因はに対し、総合行政情報システムは平成25年10月から導入したため、平成25年度は6カ月分の計上であったが、平成26年度は12カ月分計上しており、増額になるとのことでした。

企業立地促進奨励金交付事業交付金の対象者はに対し、福東地内に進出した金型製造工場であるとのことでした。

光ケーブルの加入率はに対し、平成26年3月1日現在で1,433世帯が加入されており、加入率は46.7%であるとのことでした。

テレビに加入世帯数はに対し、テレビのみの加入は92世帯である。40メガインターネットは386世帯、40メガインターネットと光IP電話に803世帯、100メガインターネットは69世帯、100メガインターネットと光IP電話に64世帯が加入されているが、この4つのコースにテレビも含んでおり、テレビを接続される方と接続されない方が見えるため、テレビの加入世帯数は算出できないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、法人数の増減についてに対し、総数で平成24年度の232社から、平成25年度の248社に増加しているとのことでした。

償却資産の状況についてに対し、予算は横ばいで計上したとのことでした。

記念事業で行うマイナンバーの今後の予定についてに対し、限定枚数の製作であるが、好評であれば継続も検討したいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、農地総務費の均平化工事は町の一般財源で行うのかに対し、平成25年度は、福東新田、里、楡俣南部等で均平化工事を行いました。が、県営工事で対応できないようなほ場について工事を行う予定とのことでした。

次年度も均平化工事は県もやるのか、また採択される要件はに対し、楡俣新田と五反郷新田と今年度施工した地区の同意がとれなかったほ場についての事業採択を申請している。採択要件は、3戸以上の受益者で、20ヘクタール以上となっているとのことでした。

県営工事を行った後に何か制約はあるのかに対し、耕作放棄地にならないように管理をすれば転作でもよいです。しかし、適正化法による8年の縛りがあるとのことでした。

平成26年度の街路灯事業内容はに対し、平成23年度から6年計画で行っており、38基の街路灯を更新した。電気代の高騰や異常気象による修繕費の増加で予算より70万円ほどオーバーしており、新規の設置はありません。平成26年度は、大藪地区で50基の更新

と、9から10基のLED化の計画とのことでした。

LED化は何割程度進んでいるのかに対し、現在81基で、30%の進捗率、平成26年度は、6年計画の中間年であるので50%までは進捗するとのことでした。

農地・水環境の事業内容が変わるが、補助金は農地面積に対し支払われることは変わらないのかに対し、地域の農地、田と畑の面積に対し補助されます。その補助金をもとに、各地区の資源保全会で計画的に事業を進めています。使い道については資源保全会により違いがあるとのことでした。

補助金は農地に対して入ると思うが、入作者の作業についても検討するように指導できないのかに対し、資源保全会の構成員になって会議等に出席してもらうのが望ましい姿で、どの資源保全会でも同様の取り扱いになるよう役員構成についても指導するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、西江川護岸工事の位置と範囲はどこかに対し、藻池地内で、50メートルほどの未執行の護岸であるとのことでした。

道路拡幅要望のある土地は買収が基本かに対し、拡幅する場合は買い上げをし、施工するとのことでした。

雨水貯留施設設置助成金の内容はに対し、下水道の接続により不用になる浄化槽の利用や、市販の雨水タンクを利用し、雨水の再利用をする設備を設置する者に対し、最高3万円の助成金を交付するものとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、庁舎改修の説明が十分でなく、利用者の利便性の配慮に疑問がある。また、全体的に大規模事業が主であり、民生部門が進んでいないことから予算には反対であるとの反対討論がありました。

また、平成26年度予算は、前年度の実績に基づき編成されおり、賛成である。平成26年度予算は、町制60周年事業を初め、魅力的であり、賛成であるとの賛成討論がありました。

異議がありますので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第9号 平成26年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、下水道整備の進捗状況と予定の平成28年度までに完了できるのかに対し、平成24年度末時点での整備率は、面積割合で66.5%で、平成26年度には73から74%になる見込みであるが、国の補助金減少もあり、平成28年度の整備完了は難しいとのことで

した。

補助金の対象にならない箇所は単独費での工事は行わないのかに対し、設計や計画上の問題もありますが、検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第13号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号 平成26年度輪之内町水道事業会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、第1・第2水源地の稼働時間に対し、維持管理のため朝・夕に稼働させているとのことでした。

第1水源地のポンプに支障があるということだったが、大丈夫なのかに対し、何とか稼働しているとのことでした。

基本料金だけのよう余り使用しない世帯や、時々しか使わないところは料金を安くするとかできないのかに対し、長期間使わない場合、休止する方法もあるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第14号 平成26年度輪之内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第19号 輪之内町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

主な質疑は、職員の資質向上のための休業であれば給与を減額しなくてもよいのではないのかに対し、業務上必要な研修であれば職務命令で業務として行ってもらっている。これは、自己研さん、一身専属のための修学で、目的が違うものとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第19号 輪之内町職員の修学部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号 輪之内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

主な質疑は、教育長は対象となるのかに対し、教育長は常勤の一般職であるが、任期を定めて任用される職員であるので対象とはならないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第20号 輪之内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定をし

ました。

次に、議第21号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

主な質疑は、なぜ外国と定めるのか、また支障がないとはどういう意味かに対し、国内であれば移動も比較的容易である。民間企業との均衡を図り、規定された制度と考えている。また、支障がないというのは、その職員の業務をフォローできる体制であるかどうかという意味であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第21号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

主な質疑は、規模の基準はに対し、建物の延べ面積が1万平方メートル以上とのことでした。

町内で該当する企業は何社かに対して、名称及び所在地で登録するので4社が該当するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第22号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

浄化槽の点検保守に福東保育園は含まれていないというような報告だったと思いますけれども、私が認識しておいたのは、当初予算には含まれているけれども、今後、4月に新たな契約を結んで、そのときに減額になるだろうというふうに記憶しておいたんですけれども、その辺、私の認識が違っているのかどうか確認したいと思います。

それからもう1つ、これは蛇足かもしれませんが、今の議第19、20、21号、これは一括議題としてやりましたので、正確に報告してもらったほうがいいかと思うので、今後、気をつけていただきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩いたします。

（午前11時36分 休憩）

（午前11時36分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

ただいまの御質問でございますが、保育園分の減額云々の問題ですが、補正の中では減額をしていないと、本予算の中では減額をするということで、今、報告しましたとおりでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、前年度よりもこの点検委託料がふえているわけですが、清掃委託料、あるいは点検委託料、で、私は委員会のときに、当初予算には含まれているけれども、今後、補正で訂正されていくだろうというふうに理解しておいた。もし、そうであるなら、今、委員長の報告のとおりだとすると、なぜふえているのかということの説明がつかなくなってくると思うんですね。ふえるのは、消費税増税なんかもあるだろうし、そういうことでふえるだろうと思いますけれども、この福東保育園分がなくなるのであれば、こんなにふえることがあるのかどうかと、その辺のところ、もしそういうのがあれだったら、もう少し委員会において質疑で深めたいと思っていただけですけれども、ということで私は思ったんですけれども、これは間違いがないということなんですね。もうここの中に、既に福東保育園は入っていないということでもいいということなんですね。それだけ確認しておきます。

○議長（高橋愛子君）

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

今の会計予算の中には減額してあるということで間違いございません。

それから、最後に御指摘がございました19号から21号、確かに一括審査を行いました。それぞれの御意見がございましたので、一応報告は個々にさせていただきました。また、

これについては今後検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 浅野常夫君。

○文教厚生常任委員長（浅野常夫君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成26年第1回定例輪之内町議会において本委員会に審査を付託されました案件について、3月10日と11日の2日間にわたり、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、参事兼会計管理者兼教育参事、調整監及び各関係課長、関係者出席のもと審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第3号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について、当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、川西地区の浄化槽設置補助は希望があったら補助するのか、町として積極的に行っているのかに対し、補助事業を行う時点で区長に話し、チラシを配付している、切りかえの場合は補助金の制度があることをPRしているとのことでした。

水質改善事業で本戸・中郷新田から地下水を流し導水実験を行っているが、その効果はに対し、実験を2回行い、中江川で透視度が通常30センチほどのところ、実験時には100センチになり効果があった。今後も継続して行っていきたいとのことでした。

水質改善事業は何年間の計画か、導水実験は本戸と中郷新田の2カ所とも使用しなければならなかったのかに対し、平成24年度から28年度の補助事業で、水量は2カ所で0.2トンで、ある程度の水量がないと効果が出ないため、最低限のラインで導水を行ったとのことでした。

ごみ袋の購入手数料がふえているということは、ごみの量も増加しているのかに対し、ごみの量は、年々増加している。西濃環境整備組合への投入量は、平成22年度は1,775トン、平成23年度は2,023トン、平成24年度は2,033トンで少しずつふえている、事業系のごみもふえているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、家族介護慰労金についてどんな方が対象なのかに対し、介護認定において要介護3以上の方が在宅において介護サービスを6カ月間受けない方に対して助成するものとのことでした。

敬老会アトラクション委託料が減額された理由は何かに対し、委託業者からの見積書を徴取した結果、当初予算より安く契約ができたためとのことでした。

虚弱高齢者教室委託料の実績見込みはに対し、参加者は延べ800人、委託料の実績としては320万円の見込みとなり、対象者には生活機能評価で希望調査をし、今後も多くの方々に参加をいただけるよう周知をしていきたいとのことでした。

下水道使用料の減額は何かに対し、福東保育園での下水道接続が年明けの1月からの使用となったことによるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、小学校管理費のうち通信運搬費10万7,000円の増額理由はに対し、学校からの保護者の携帯電話への通話が多くなったことによるものとのことでした。

中国受け入れ事業がなくなった理由と今後の予定はに対し、現在の日中関係の背景もあり、相手側から申し出がなかった。今後も、今までどおり隔年実施していく予定とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、12月の補正に続いて医療費の増額の要因はに対し、医療費30万円未満の通院などについては、2,000件受診者がふえている。また、30万円以上は、平成24年度に比べ80件ふえ、両方増加しているという状況であるとのことでした。

医療費の分析はに対し、診療別では、昨年度より循環器、泌尿器、内科、薬がふえている、高額療養費では、3大疾病の脳梗塞、悪性リンパ腫、がんが多く件数がふえているため、医療費が増加しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第4号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第5号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、臨時職員賃金の45万円減額の理由はに對し、臨時職員2名のうち、1名が自己都合により2カ月間休暇したことによる減額とのことでした。

休暇の間は指導に支障はなかったのか、また2人で対応可能ではに對し、通常、管理者は指導には入らないが、この期間は臨時職員とともに指導に入り、対応したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号 平成26年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題として、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、水質改善事業の今後の計画はに對し、主なものとして、平成26年度は地下水の導水実験を春期と冬期の2回行い、平成27年度は揖斐川の環境導水に係る申請業務・沈砂池工事・水車工事、また平成28年度は、導水路整備等を行うとのことでした。

水質汚濁の原因はに對し、ほ場から出ている二価鉄も一因で、土壌の細かい粒子も濁りを生み出しており、川底にヘドロもある、下流部には富栄養化によるものも原因となっているとのことでした。

南波の最終処分場の残容量調査は、毎年必要か、何年まで投入可能かに對し、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で決められており、調査は必要である。また、今後、15年ほど可能であるとのことでした。

バスの実証運行はどのようなことか、何カ月行うのかに對し、輪之内羽島線・南北線・町内線の見直しを図り、通勤・通学時間帯は定時定路線で行い、昼間の利用が少ない時間帯は、デマンドで試行運転を行う、期間は6カ月の予定とのことでした。

人権啓発事業の当番町とはどのようなことを行うのかに對し、主に講演会や小学校で花いっぱい運動など、人権啓発を行うとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、安八温泉入場券の消費税分は値上げするのかに對し、消費税分は値上げをせず、従来どおりの価格で販売するとのことでした。

子ども・子育て支援計画策定は、ニーズ調査をもとにどんな支援計画の内容とするのかに對し、ニーズ調査をもとに、子育てしやすい町に向けて、子ども・子育て会議で議論しながら策定し、推進していきたいとのことでした。

臨時福祉給付金はいつ支給するのかに対し、平成25年分の所得が6月に確定するため、7月以降に予定しているとのことでした。

臨時福祉給付金の事務作業が終了したら、その後、臨時職員の雇用はどうなるのかに対し、そのほかにも業務があるため、年間を通じた雇用体系を考えているとのことでした。

ふれあいセンターの下水道使用料予算が少額だがどこの分なのか、またふれあいセンターは接続されているのかに対し、下水道使用料は趣味の家の分で、ふれあいセンターは接続していないとのことでした。

来年度の各保育園の園児数と保育士の人数はに対し、仁木保育園は134人、福東保育園は94人、大藪保育園は148人で、保育士の職員数では、正職員22人、臨時保育士は21人とのことでした。

町社会福祉協議会に対する910万円の補助金は、どんな内容に対する補助金なのかに対し、事務局事業のうち法人運営事業に対する補助金で、人件費や事務費、事業費に対する補助金とのことでした。

障がい福祉の成年後見人制度とは何か、またどのような人がなれるのかに対し、障がいによって判断能力が十分でない方々の預貯金や不動産など、本人にかわって法的に代理や同意などの権限によって本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度で、配偶者、4親等内の親族、弁護士などが後見人になれるとのことでした。

町内には単位老人クラブはどれだけあって、町内の全域を全部カバーできているのかに対し、現在、19のクラブがあり、1つのクラブが休会しているため、区長さんを通じてお願いをしているところで、役員のなり手がいない状況にあるため、今後も関係区長さんに働きかけていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、教育長報酬は就任される人によって変わるのか、規則などがあるのかに対し、条例で6級職の給与体系となっており、年金を含めて6級職の給与ということでありますので、就任される人によって変わるとのことでした。

中学校の屋内運動場天井など耐震点検委託を計上されているが、小学校についてはに対し、小学校については中学校と同時期の建築であるので、点検結果に基づき、対策を行っていきたいとのことでした。

下水道に接続済みの施設はどこかに対し、教育課所管分として、パターゴルフ場ほか5施設であるとのことでした。

図書など購入費について、どんな図書を充実させる予算となっているのかに対し、入館者の要望なども踏まえて図書の購入を検討し、図書館協議会において協議し、進めているとのことでした。

学校給食の地産地消はどこまで反映されているかに対し、白米、キュウリ、トマト、ナバナ、甘長、ブロッコリーを調達しているとのことでした。

学校給食会ではなく、輪之内町の営農組合などから購入することは可能かに対し、価格が安ければ可能とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

質疑を終了し、討論に入り、子ども・子育て支援計画策定委託及び自主運行バス実証運行委託及び水質浄化対策委託について、お金をかけて行うのではなく、もっと効率的な方法があるのではないかと反対討論がありました。

また、子育て支援計画については将来の重要な計画である、また水質浄化についても具体的に踏み出し、大いに期待できる、実りのあるものにしてもらいたいとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第9号 平成26年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、医療費が高くなる見込みだが、どのように計上しているのかに対し、療養給付費について平成25年度の見込み額は4億8,800万円です。平成21年度以降の状況は、毎年4億を少し上回る程度で推移している。ただし、平成22年度は4億2,000万円ほどで、平成25年度の見込みなどを勘案し、計上したとのことでした。

医療費が上がっているのに高額医療共同事業負担金が前年度より減額になっているのはなぜかに対し、平成22年度から平成24年度の実績によるもので、前年度によるものではないとのことでした。

特定健診などの事業費が減額になっているが、未受診者の聞き取りなどを行い、受診につなげることをしているのかに対し、参考に昨年度の当町の受診率は43.2%、県の平均は37.7%です。受診は、3カ月の期間を設け、未受診の方には再度通知をしている。病院で受けている方にはデータをもらっており、今後、受診率の向上につなげたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第10号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険料について前年度と比較してどうか、また特別徴収と

普通徴収の割合はに対し、前年度に比べ1人当たり年間平均463円増額の5万7,135円で、特別徴収と普通徴収の割合は、昨年度7対3に対し、今年度は65対35の割合となるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第11号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第12号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号 輪之内町社会教育委員条例の制定についてを議題とし、教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、社会教育委員の職務とは何かに対し、社会教育法により、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、社会教育に必要な研究・調査を行うこととされていますとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第23号 輪之内町社会教育委員条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第3号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第4号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 平成25年度輪之内町水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後0時02分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○議長(高橋愛子君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから議第9号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(高橋愛子君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

平成26年度一般会計について討論をしたいと思います。

まず、これは国の方針ですけれども、消費税増税は町民にとっては、輪之内町独自の消費税の値上げ、歳入で586万8,000円の町民負担増になっておると。しかも、歳出では約548万ほどの増加になる。そのことによって、町民へのサービスは低下せざるを得ない。このような消費税増税、政府のほうは税と社会保障の一体改革などといってやっているわけですけれども、国民に対しては負担増を押しつけて、そして大企業に対してはさらなる法人税の引き下げなどをやっている、優遇していると、こういうことが町民にとってもマイナスに働いているということでもあります。

それから、職員定数の問題でも議論しましたけれども、今、日本経済を発展させるために賃上げ交渉などが行われておって、やはり人件費が経済に与える影響というのは非常に大きい。こういったときに、当町においては職員定数条例がありながら、人件費削減のためといって臨時職員に移されている。これは26年度だけに限ったことではないわけですけれども、そういうことが一貫してやられているということでもあります。

そして、この新しい課を増設されるんですけれども、どのような人員配置になるかについては、まだ決まっていない。これで適正な人事管理が行われているかどうかという

ことは、委員会審査の中で確認することもできなかったということでもあります。

それから、庁舎改修に3億5,000万円もの莫大な予算を計上しながら、設計図や説明資料などは一切じかに提示されることもなく、口頭説明だけで済まされてきております。いろいろと問題点があるかどうか、そういったことをチェックしようと思っても、口頭説明だけで何ら問題ないというふうに断言することは非常に難しい。もっと図面の提示とか、説明資料の配付とか、そういったことをやっていただくべきではないか。このような、どうせ出してもわからんというふうに思ってみえるのかもしれないけれども、やはり適正な予算かどうかということを我々は審議する義務があるわけですけれども、その適正な審議をすることを妨げられているというふうに私は思います。もっと資料を出して、懇切丁寧な説明をされるべきだ。現状のままで何ら問題がない予算だというふうに断言することは、私にはできません。

それから自主運行バスにつきましても、これまでも多額の経費をかけて業者に委託してアンケート調査をやってきました。そして、それに基づいて改善策を立てたものの、やはり町民の期待に応えることができずに、今回、また制度を改革しなければならなくなってきておるわけであります。そのために、今回、従来のバス路線にこれまでの最高額3,860万もの補助金を出しておきながら、さらにその上に実証運行委託1,160万、それから自主運行バス移行補助金として30万、合わせて1,490万もの委託料、あるいは補助金を上乗せする。これで本当に十分町民の期待に応えたものになるのかどうかというのは、過去の例から見ても、それで十分だというふうに断言するのは非常に難しいと思います。

安八町においては、1,140万ほどで平成21年に27人乗りのバスを購入して、年間714万円の運行委託料で、年間4万2,000人の利用があると。だから、こういうすぐお隣で実績があるわけですから、そういったこともやるべきではないのかなというふうに思うわけです。

こういうことも、もっと委員会の中で審査をしたかったんですけども、なかなか時間も少なくて十分な審査ができませんでした。そのようなことで、今回計上されておる1,500万ほどの実証運行費用、あるいは自主運行バス移行補助金といったものがどういうふうに使われるのかということがちょっと明確ではありませんけれども、本当にそれが必要なのかどうかということも明確ではないと思います。

さらに、水質浄化、大樽川の問題ですけれども、これも私も何回か提案しているわけですけれども、最終的には揖斐川から環境用水導入ということを行いながら、今回の実証の中でも新しく水を流してやるというようなことで、福東用水の試験というのは今回入っていない。本来、すぐにやるべき福東用水の導入と、それから排水機ポンプの同時運転、これは12月議会でも提案したんですけども、そういったことが一切無視されている。そして、工事費とか、余分なといいますか、やるべきことをやらずに、合わせて

1,200万ほど、この水質浄化対策として計上されているわけですが、これも本当にそれで効果があるのかどうか、非常に疑問だというふうに思うわけであります。やはり環境用水導入にどういうハードルがあるのか、そういったことを明らかにするのが今やるべきことではないかと思いますが、そのハードルをクリアするための検証になっていかないのではないかというふうなことを思うわけであります。

さらに、子ども・子育て新システム導入、これは子供の保育に格差を持ち込んで、保育を市場任せにするというような制度でありますけれども、これに向けて、そのための240万ほどの予算が計上されていると、これらも子を持つ親の要望に背くことになるのではないかというふうに思うわけであります。

そのようなことで、審議が十分に尽くされて、これらの疑問が解けるような状況にあるなら別ですが、そういったことが曖昧なまま、私はこれに賛成することはできないということで、反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

26年度の一般会計につきましては、委員会でも申しあげましたように、過去の実績をもとに新規事業を含めて計画のもとに予算が立てられているものと、原案に賛成をいたします。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

今年は、大規模改修とか、60周年に向けても大きな事業がめじろ押しでございますが、そんな中で、先ほどから言われております子ども・子育て支援事業についても、将来の国際化、多様化に向かい、子ども・子育て支援の事業の推進に対する計画であり、これは大変重要な案件であり、賛成したいと思いますし、また水質浄化対策も試験段階に入りまして、大きく前進しようとしている。町の豊かな自然環境を守るためにも、今やなくてはならない事業であり、大いに期待し、賛成をしたいと思います。

また、自主運行バスについても、今までに幾度か改革を進めて、さらに今回、デマンド等、新しい方法についても試験導入しながら、住民にとって利用しやすい形態にした

いということで大いに努力されておりますので、以上の点からも、今回の26年度の予算については賛成をしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第10号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第11号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第12号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第13号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第14号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 平成26年度輪之内町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第19号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 輪之内町職員の修学部分休業に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第20号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 輪之内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第21号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第21号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第22号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されま

した。

これから議第23号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 輪之内町社会教育委員条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

次期議会（定例会までに開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（高橋愛子君）

これで本日の日程は全部終了しました。

議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しいところを御出席賜り、熱心な審議を賜り、平成26年度予算が成立しましたことに対しまして議長として厚く御礼申し上げます。

また、議会を通じて議事進行等に各位の御協力、御支援を賜りましたことに対し、重ねてお礼申し上げます。

一方、執行部各位におかれましては、輪之内町町政発展のため、より一層の御努力をいただきますようお願い申し上げます、この1年間のお礼と御挨拶

にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

これもちまして、平成26年第1回定例輪之内町議会を閉会します。大変御苦労さまでした。

(午後1時20分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年3月14日

輪之内町議会 議長 高橋 愛子

署名議員 田中 政治

署名議員 上野 賢二